

千代田区緑の基本計画

目次

I. 千代田区緑の基本計画の役割、位置づけ	
1. 緑の基本計画の特徴と目的	1
2. 千代田区緑の基本計画の位置づけ	1
II. 千代田区の緑の現況	
1. 緑のあゆみ	5
2. 緑の現況	5
3. 公園の現況	6
4. 街路樹の現況	13
5. 水辺の緑の現況	14
6. 民有地と公有地の緑化の現況	15
7. 公開空地等による緑の現況	16
8. 緑化意識の動向	16
9. 緑の名所	20
III. 計画課題の整理	
(1) 広域的・骨格的な緑の充実	22
(2) 身近な緑の充実	22
(3) 緑地の確保の推進	23
(4) 都市緑化の推進	23
(5) 普及啓発の推進	23
IV. 緑の将来像と基本目標	
1. 緑の将来像	
(1) 計画テーマ	24
(2) 緑の将来像	25
2. 計画方針と目標水準	
(1) 計画の基本方針	28
(2) 計画のフレーム	28
(3) 計画の目標水準	29
V. 全体の緑地の配置と緑化の方針	
1. 基本的考え方	31
2. 種類別方針	33
VI. 施策展開の方向	
1. 施策の方針	
(1) 基本方針と施策の体系	36
(2) 実現のための施策の方針	38
2. 施策の体系と住民・企業・行政の役割分担	54
VII. 地域別緑の整備方針	
1. 地域別緑地の配置と緑化の方針	
(1) 地域の緑の特徴	57
(2) 基本的考え方	58
(3) ゾーン別方針	59
2. 地域別緑の整備方針	62
VIII. 計画の実現にむけて	76
IX. 用語解説	77

I. 千代田区緑の基本計画の役割、位置づけ

1. 緑の基本計画の特徴と目的

『緑の基本計画』は、平成6年6月の都市緑地保全法の一部改正により創設されたもので、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的として、区市町村が主体となって策定するものです。

従来の「緑のマスタープラン」が主として対象とする都市計画に関する事項と、「都市緑化推進計画」が主として対象とする公共公益施設の緑化及び民有地の緑化推進について、合わせて定めるもので総合的な緑に関する計画です。

都市緑地保全法は平成16年都市緑地法に改正され、都市公園の整備の方針を定められるようになり、建築確認に関連して強い規制が可能な緑化地域制度、地区計画緑化率制度が創設されました。また、都市緑地法は平成29年に改正され、都市公園の管理の方針を定められるようになり、市民緑地制度が拡充されました。

緑の基本計画の特徴

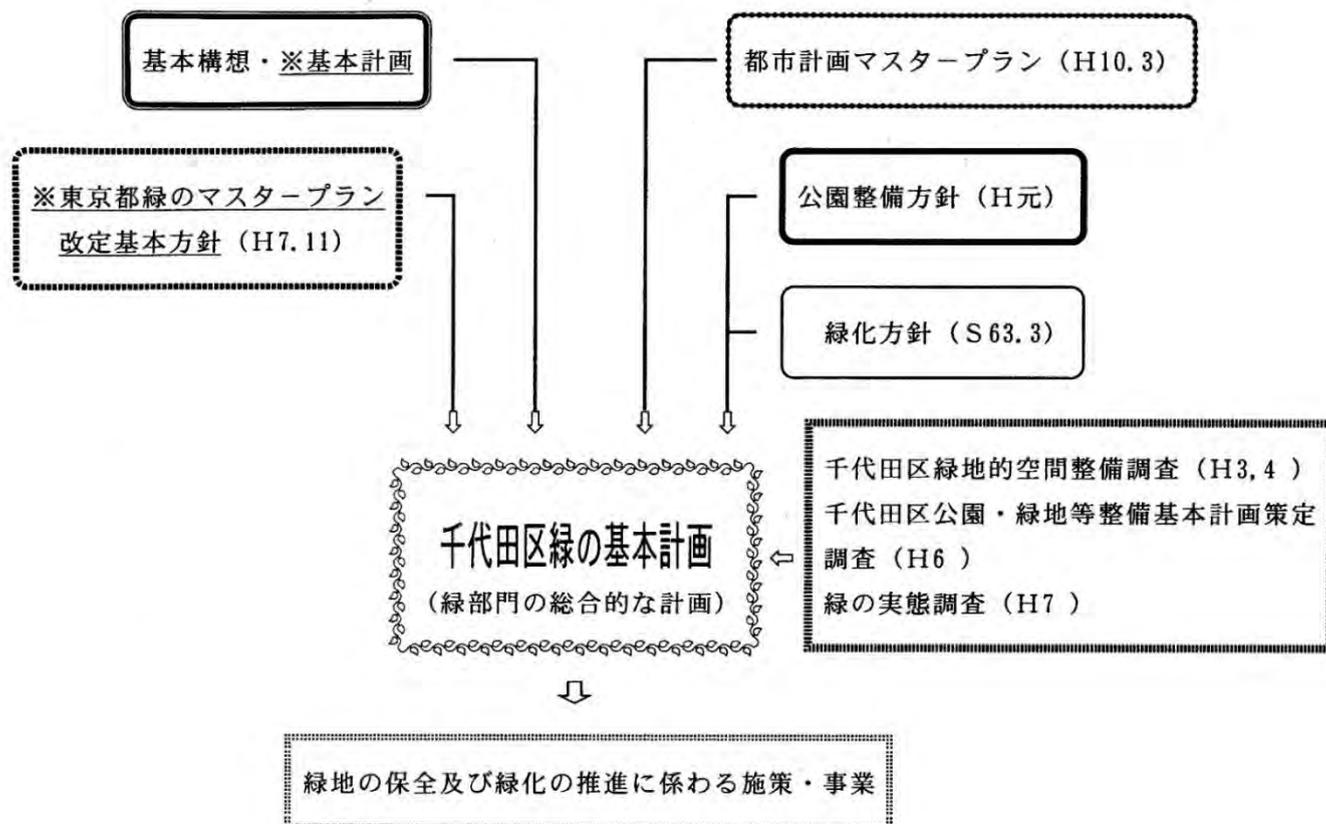
- ①都市緑地法に基づく法定計画
- ②住民に最も身近な地方公共団体である区市町村が策定する計画
- ③従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画を統合・強化した都市の緑とオープンスペースに関する計画
- ④行政区域全域を対象とし、公共施設のみでなく民有地も対象
- ⑤法律に基づく措置から普及啓発活動等のソフト施策に至る幅広い内容を含む
- ⑥計画の実効性を高めるために区民に対する計画内容の公表の義務づけ
- ⑦計画上の制度として、集中的に緑化事業を行い、緑化モデルとなる重点地区を設置

2. 千代田区緑の基本計画の位置づけ

千代田区緑の基本計画は、21世紀に向けて生活の豊さを実感できる緑あふれた都市づくりのために、区における緑とオープンスペースの確保に関する具体的な指針として、緑の将来像、基本目標、緑地の配置や緑化の方針及び緑地の保全や緑化の推進に関する施策を、体系的に位置づけるものです。

本計画は「千代田区基本構想・基本計画」「都市計画マスタープラン」と整合を図り、各種方針・調査をふまえて策定します。これまで本区が策定した方針としては、「公園整備方針（平成元年10月）」や「緑化方針（昭和63年3月）」があり、関連調査としては、緑地的空間のあり方と推進方策を検討した「千代田区緑地的空間整備調査（平成3,4年度）」、公園緑地の整備推進方策を検討した「千代田区公園・緑地等整備基本計画策定調査（平成6年度）」のほか、「緑の実態調査」を平成7年度に実施しています。

◇ 緑の基本計画の位置づけ



- ◇ 「修正千代田区基本計画」（平成9年度～平成14年度）は平成9年3月、社会経済状況の変化と厳しい財政状況をふまえ、着実に施策展開を図るため、「千代田区新基本計画」を改訂策定したものです。
- 「緑の基本計画」については、定住人口の回復と安心して生活できる潤いのあるまちをつくるため、潤いのある快適なまちづくりを進める施策として位置づけています。

◇ 東京都緑のマスタープラン改定基本方針

広域的観点から緑地の配置を定めたものとして、『東京都緑のマスタープラン（昭和56年度）』があります。

平成7年11月、①土地利用による緑の減少や緑と景観に対する関心の高まり、②余暇活動の多様化、③高齢社会への移行、④防災に対する都民意識の高まりを背景に、『東京都緑のマスタープラン改定基本方針』が示され、新たな基本方針を右記のように決めました。

新基本方針

- 自然地の保全と生態系の回復
- まちづくりの基盤となる水と緑のネットワークの形成
- 身近な生活圏での公園の充実
- 安全・安心の基盤となる緑地の形成
- 多様なレクリエーション需要への対応
- 緑の景観を守り育てる

また緑地の確保目標量、緑地の配置の考え方が示されています。

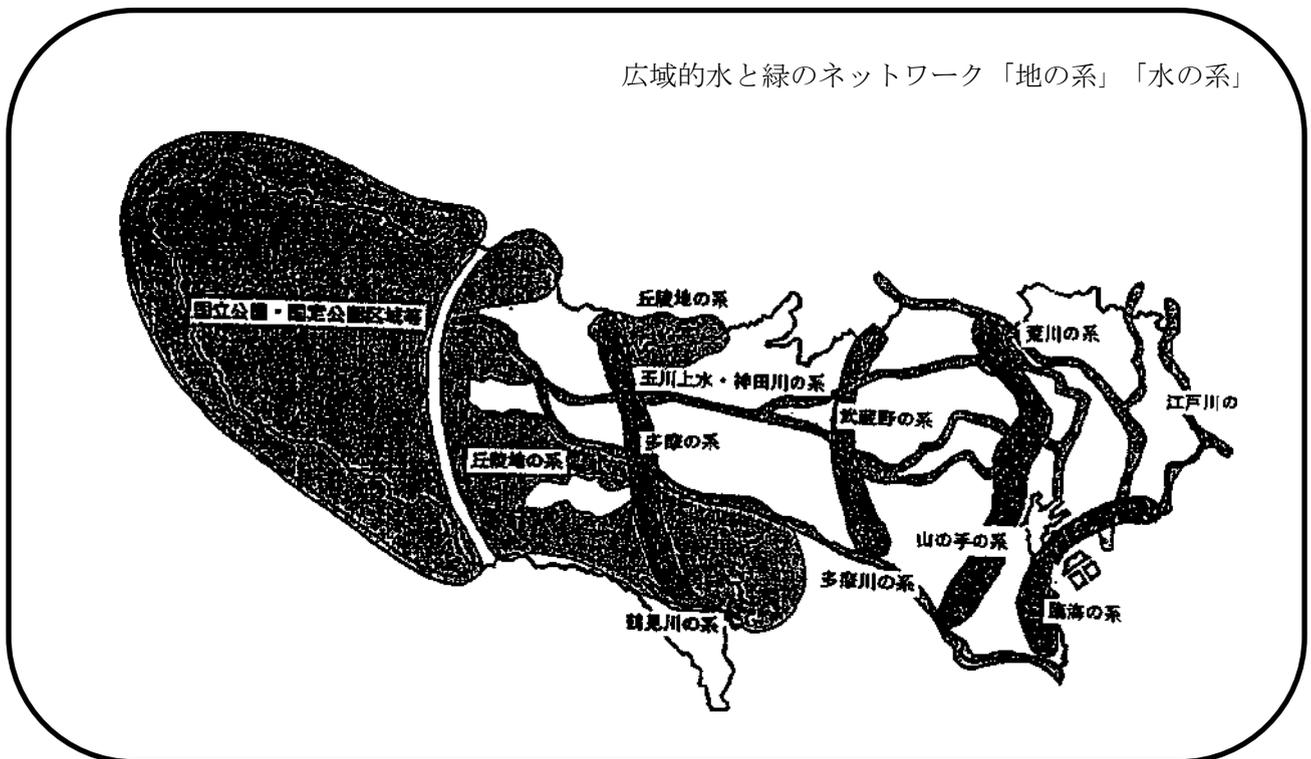
緑地確保目標量

- ①都市計画区域面積の概ね 20%
- ②都市施設である公園緑地等は 11.9 m²/人
- ③住区基幹公園は現況の 2.5 倍前後の拡充を図り市街化区域面積に対し 2%以上

「地の系」「水の系」によるネットワーク化を柱とする緑地配置

地形の変化点を結んだ「地の系」、河川や水路の「水の系」により緑のネットワークを位置づけるとしており、本区では「山の手の系」「神田川の系」がこれにあたります。

◇ネットワーク体系図

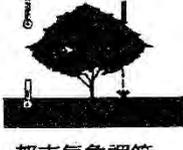
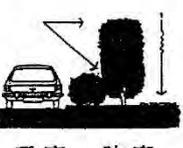
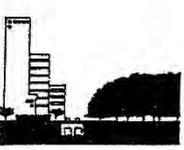
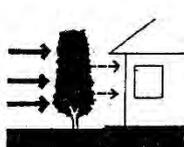
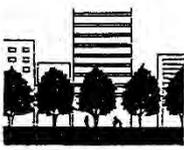
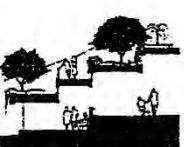
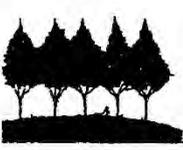
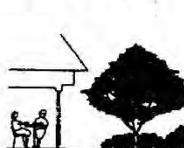


都市における緑や公園の役割

都市において緑や公園は、都市の快適性や安全性を確保する上で、欠かせないものとなっています。緑は人々に親しみや潤いを与え、公園は利用することによって地域コミュニティの形成を促進したり、心身を健康にするなどの役割を担っています。また、緑や公園は一つの役割のみでなく、美しい景観をつくり、都市の自然性や安全性を向上させるなど多様な機能を発揮します。

このような多機能性も緑や公園の特徴の一つです。

◇ 都市における緑や公園の代表的な機能と役割

種類	都市環境の維持・改善	都市防災	都市景観	健康・レクリエーション空間	精神的充足
機能	①都市気象の調節 ②大気浄化 ③騒音防止	①災害時の避難地 ②延焼の防止	①美しい都市景観 ②快適環境を作る	①休養 ②散策 ③レクリエーション ④スポーツ ⑤余暇活動	①日常生活の中の 緑・花、人との ふれあい ②心のやすらぎ ③季節感
役割	 都市気象調節  生態系形成  吸塵・防塵  防音・減光	 防災  防風	 前景統一  接点(外部化)  対比	 休養  散策  遊戯	 ふれあい  やすらぎ  季節感

(名古屋市都市計画緑化推進計画「緑のランドデザイン21」より作成)

II. 千代田区の緑の現況

1. 緑のあゆみ

江戸時代には千代田区は、大名・旗本屋敷の庭やこれに連なる多くの寺社の境内地による自然共生の庭園都市でした。

明治時代になると、これらの多くは荒廃し、寺院も廃仏授釈により破壊されてしまいました。

そしてその後の発展、人口の増加にともない、緑の減少は続きました。

特に関東大震災は下町の緑をほとんど奪い、第二次世界大戦の大空襲では山の手の緑の大半を失ってしまいました。東京オリンピックの後、都市緑化が積極的に行われたものの、高度成長等により土地利用の高度化が進み、身近な緑は失われていきました。

しかし、現在でも区の中心部にある皇居を中心とした樹林や、その水辺には多くの鳥類が観察できる自然度の高い空間を維持しており、それらは23区レベルの環境を支える緑の中心となっています。

2. 緑の現況

本区の緑は樹木のまとまりである樹林が主体で、庭にあるような小さな緑が少ない都市です。緑の現況は、区域をおおう緑の面積割合で知ることができます。緑被地は樹木地と草地を合わせた土地をいい、緑被率は緑被地の占める割合をいいます。平成7年に実施した「緑の実態調査」によると、緑被率は**19.1%**（緑被地約222ha／区の面積1164ha）で、東京都23区中5位（平均は16%）であり、そのうち樹木によるものが190ha（16.3%）です。面積300㎡以上の樹林地は約158.9ha（13.7%）で、その多くが都市公園等の大規模緑地にあります。

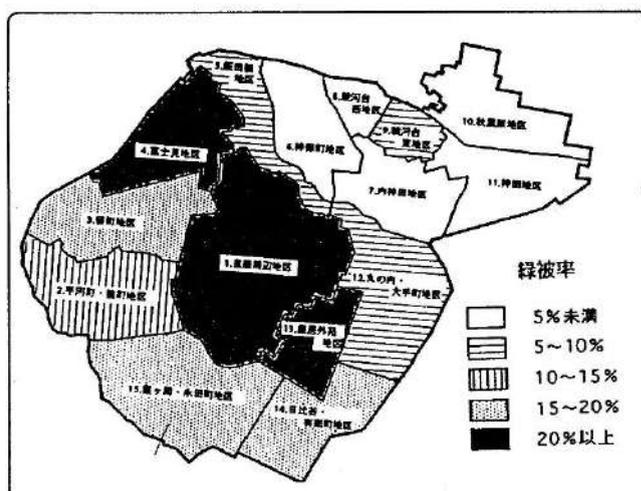
区の面積の約5分の1弱が緑地ですが、地区により緑の量に大きな差があります。地区別緑被率の分布を見ると皇居や皇居周辺、計画的に整備された大手町から霞が関にかけての地域や、一宅地当たりの形状の大きな地域に、多く分布しています。

一方で、関東大震災によって大被害を受け、その後の震災復興事業の土地区画整理事業により基盤整理がされた神保町から神田にかけての下町の地域では、緑の著しく少ない地域となっており、緑被率は5%に満たない状況です。

なお公園緑地や樹林は、植物からの蒸発作用によりヒートアイランド現象などの気温の上昇現象を緩和する働きがあります。

本区は年間を通しておおむね温暖ですが、長期的状況下では年々平均気温が上昇しており、ヒートアイランド現象化が進んでいます。

◇地区別緑被率の分布



3. 公園の現況

公園整備の歴史は、明治 23 年の清水谷公園、明治 36 年の日比谷公園の開設に始まり、震災復興事業でほぼ現在の骨格が形成され、その後の高度成長の中で小規模な公園が確保されてきました。

本区には都市公園法に基づくものとして、街区公園 16 カ所（他に都市公園法外で、2 カ所区で管理する公園があります）、総合公園 2 カ所、風致公園 2 カ所、都市計画緑地 1 カ所、さらに条例等による公園（児童遊園、広場）34 カ所で、これら公園緑地等の都市施設とする緑地合計は 194.18ha です。

「東京都緑のマスタープラン」（作成中）では、区部における公園緑地等の都市施設とする緑地の確保目標量を 11.9 m²/人としています。本区では一人当たり（住民基本台帳登録数）の面積は、48.65 m²/人で大きく超えています。しかしながらそのほとんどは、利用等に制約を受ける国民公園等（皇居東御苑、皇居外苑、北の丸、千鳥が淵戦没者墓苑、国会前庭）5 カ所計 142.79ha の苑地や墓苑であり、区民が気軽に利用できる緑地は、都立公園（日比谷公園、外濠公園）2 カ所 19.51ha と区立公園（都市公園、児童遊園、広場）55 カ所 8.61ha にとどまっています。

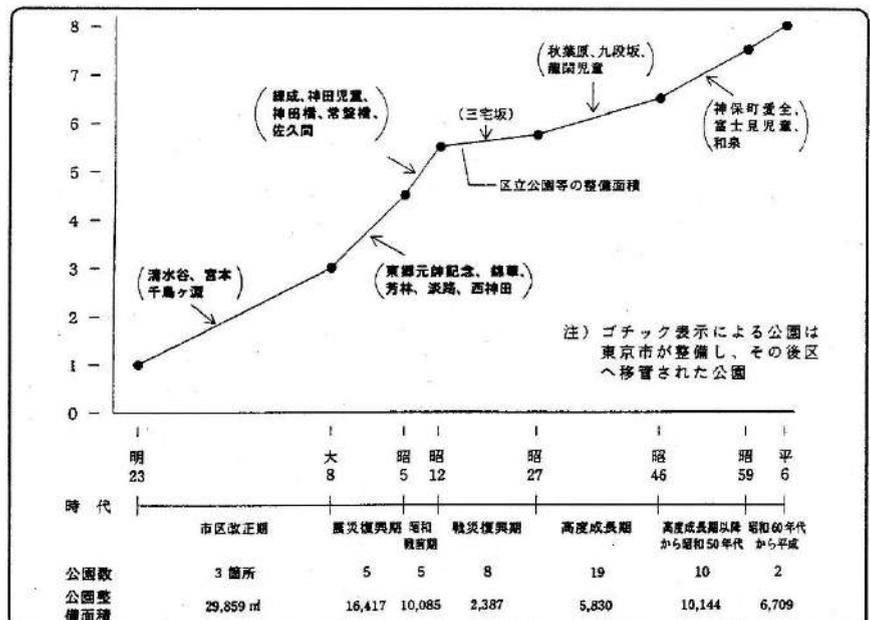
身近な公園といえる街区公園は 3.75ha であり、0.94 m²/人（住民基本台帳登録数）で※国の整備標準である 1 m²/人にかろうじて近づいていますが、コミュニティの核となる近隣公園・地区公園は全く整備されていないため、絶対的に不足しています。なお、都の住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園を合わせたもの）の目標確保量は、市街化区域面積の 2%（本区は 23.28ha）以上の確保としているのに対し、0.32%と大きく下まわっています。

一方、本区の昼間人口は約 95 万人（平成 7 年度国勢調査）と多く、公開空地等による休憩スペースや緑による景観形成等、夜間人口とは異なる緑の機能も重要であることから、緑地や緑のあり方を検討する必要があります。

防災上、大規模緑地が多いことから、区内の避難場所はほぼ 2km 圏内に確保され、不足地はないと言っていい状況にあります。しかし人口が密集しているため、災害の危険度が高いとされている本区北東部の地域においては、一時集合場所であり、その後の復興・復旧の拠点となる住区基幹公園も不足しています。

（※街区公園 1 m²、近隣公園 2 m²、地区公園 1 m²/人の合計 4 m²/人です）

◇ 公園の整備の変遷



◇ 緑地の現況

(平成10年1月1日現在)

緑地種別				現			況			備考	
				市街化区域		m ² /人	都市計画区域		m ² /人		
				整備量	力所		面積ha	整備量			力所
				面積ha	力所	面積ha	力所	面積ha	力所		
確保目標の対象とする緑地	公園緑地等の都市施設とする緑地	都市	住区	街区公園	18	3.75	0.94	18	3.75	0.94	(1) 都市計公外を含む
			基幹公園	近隣公園							(2)
				地区公園							(3)
		都市基幹公園	総合公園	2	156.23	39.15	2	156.23	39.15	(4)	
			運動公園							(5)	
		公園	基幹公園計		20	159.98	40.09	20	159.98	40.09	(1)～(5)計
			特殊公園	風致公園	2	5.52	1.38	2	5.52	1.38	(6)
				特殊公園							(7)
		公園	広域公園							(8)	
		都市計画	緑地	緑地	1	26.63	6.67	1	26.63	6.67	(9) 都市計公面積
				広場							(10)
		都市計画関係計			23	192.13	48.14	23	192.13	48.14	(6)～(10)計
		条例等の公園			34	2.05	0.51	34	2.05	0.51	(11)
		公園緑地等計			57	194.18	48.65	57	194.18	48.65	(1)～(11)計
		緑地	制度上安定した緑	都市計画墓園							(12)
その他の公共空地					3.17	0.79		3.17	0.79	(13)	
風致地区	3			63.10	15.81	3	63.10	15.81	(14) H7区都市計画概要		
河川区域	2			29.70	7.44	2	29.70	7.44	(15) H7区上計測		
公開空地				17.04	4.27		17.04	4.27	(16) 実質公開空地		
制度上安定した緑計			5	113.01	28.31	5	113.01	28.31	(12)～(16)計		
社会通念上安定した緑									(17)		
施設・地域制間の重複			2	27.70	6.94	2	27.70	6.94	△(18)		
緑地総計			60	279.49	70.03	60	279.49	70.03	(1)～(18)計		
人口	市街化区域人口					39,910人			(19) 住民基本台帳登録数		
	都市計画区域人口					39,910人					
面積	市街化区域面積					1,164ha			(20)		
	都市計画区域面積					1,164ha					
住区基幹公園の確保量			市街化区域面積に対する割合		街区公園	0.32%		(1) + (20) × 100			
					近隣公園	%					
					地区公園	%					
					合計	0.32%					
緑地の確保目標水準			市街化区域面積に対して		24.01%			(1)～(18)計 + (20) × 100			
			都市計画区域面積に対して		24.01%			(1)～(18)計 + (20) × 100			
公園緑地等の目標水準 (住民一人当たり面積)						48.65m ² /人			(1)～(11)計 + (19)		

注意

- ① 条例等による公園は、児童遊園・こどもの広場・橋詰広場・駅前広場を含む
- ② 公共空地は、都市計画緑地と重複するものを除いた数値
- ③ 河川区域は、都市計画緑地と重複するものを除いた数値
- ④ 公開空地は、総合設計・特定街区によるもの
- ⑤ 施設・地域制間の重複は、風致地区の水谷公園(1.07ha)と外濠(26.63ha)

都市公園・児童遊園・広場一覧

区立公園の種類

- 都市公園——都市公園法に基づいて設置される公園であり、東京都千代田区都市公園条例に基づいて管理される施設
- 児童遊園——地方自治法及び東京都千代田区立児童遊園の設置及び管理に関する条例に基づいて設置及び管理される施設
- 広 場——東京都千代田区立広場の設置及び管理に関する要綱に基づいて設置及び管理される施設

種別・名称	位 置	面積㎡	開設年次	備 考	都市計公	
都 市	宮 本	外神田2丁目16番9号	3,312	明治45	市改新、区有地	街区公園
	芳 林	外神田3丁目5番18号	1,954	昭和5	復計、区有地	街区公園
	東郷元帥記念	三番町18番地	7,119	" 4	寄付、区有地	街区公園
	練 成	外神田6丁目11番19号	1,993	" 6	復計、区有地	街区公園
	錦 華	猿楽町1丁目1番2号	2,759	" 4	復計、区有地	街区公園
	淡 路	神田淡路町2丁目27番地	2,501	" 5	復計、区有地	街区公園
	西 神 田	西神田2丁目3番11号	2,084	" 5	復計、寄付、区有地	街区公園
	神 田 児 童	神田司町2丁目2番地	2,179	" 6	復計、区有地	街区公園
	神 田 橋	神田錦町1丁目29番地	1,844	" 6	市改新、区有地	街区公園
	佐 久 間	神田佐久間町3丁目21番地	1,050	" 12	区有地	街区公園
公 園	三 宅 坂 小	隼町4番地3号	802	" 26	国有地	
	龍 閑 児 童	岩本町1丁目14番1号	264	" 37	都・区有地	
	常 盤 橋	大手町2丁目7番2号	2,935	" 8	国・区有地	街区公園
	清 水 谷	紀尾井町2番1号	10,701	明治23	市改新、国有地	総合公園
	千 鳥 ヶ 淵	麴町1丁目2番地一番町2番地	15,846	大正8	国・区有地	総合公園
	九 段 坂	九段南2丁目2番18号	1,548	昭和40	国有地	総合公園
	富士見児童	富士見1丁目1番16号	623	" 48	区有地	街区公園
	神保町愛全	神田神保町2丁目20番地3	400	" 50	国有地	街区公園
	秋 葉 原	神田佐久間町1丁目18番地	705	" 34	区有地	街区公園
	和 泉	神田和泉町1番地300	4,608	" 54	区有地	街区公園

種別・名称	位 置	面積㎡	開設年次	備 考	都市計公
内神田尾嶋	内神田一丁目 5番14号	387	平成 9	寄付、区有地	街区公園
小 計	2 1箇所	65,614			

↓
 街区公園16カ所
 総合公園 3カ所
 都市計公外 2カ所

種別・名称	位 置	面積㎡	開設年次	備 考	都市計公	
児 童	心 法 寺	麴町6丁目 4番地	321	昭和25	社寺有地	
	五 番 町	五番町12番地	2,271	" 49	国有地、	緑地
	俎 橋	九段北1丁目 1番 1号	247	" 33	国有地	
	中 坂	九段北1丁目13番 1号	219	" 46	民有地・区有地	
	堀 留 南	九段北1丁目 6番 9号	195	" 26	国有地	
	堀 留 北	飯田橋2丁目 1番 1号	189	" 33	国有地	
	飯 田 橋	富士見2丁目 9番 1号	477	" 48	国有地	
	神 三	神田神保町3丁目10番地	188	" 46	区有地	
	三 崎 町	三崎町2丁目12番12号	96	" 27	都有地	
	錦 三 会	神田錦町3丁目 3番地	124	" 24	民間所有地	
	鎌 倉	内神田3丁目 1番 2号	89	" 36	都有地	
	柳 森 社 社	神田須田町2丁目25番地	105	" 34	社寺有地	
	地 蔵 橋 東	岩本町1丁目 1番 1号	308	" 26	区有地	
	地 蔵 橋 西	神田美倉町10番地	346	" 26	区有地	
	遊 園	お 玉 が 池	岩本町2丁目 5番 1号	159	" 44	区有地
岩本町二丁目		岩本町2丁目18番 6号	206	" 49	区有地	
和泉橋南東		岩本町3丁目11番16号	198	" 31	区有地	
和泉橋南西		神田岩本町15番地	93	" 31	区有地	
美 倉 橋 東		東神田2丁目 8番16号	163	" 34	国有地	
美 倉 橋 西		東神田2丁目 3番 1号	183	" 34	国有地	

種別・名称		位 置	面積㎡	開設年次	備 考	都市計公
児	美倉橋北	神田佐久間河岸92番地先	96	" 3 1	国有地	
	佐久間橋	神田佐久間町1丁目11番地	617	" 4 0	区有地	
童	左衛門橋南	東神田2丁目8番1号	79	" 3 5	国有地	
	左衛門橋北	東神田3丁目1番17号	108	昭和3 4	国有地	
遊	いずみ	神田和泉町1番地	353	" 4 5	区有地	
	小 計	2 5箇所	7,430			緑地1カ所

種別・名称		位 置	面積㎡	開設年次	備 考
広 場	富士見こどもの	富士見1丁目6番7号	227	昭和4 2	区有地
	麴町こどもの	麴町6丁目2番地先	571	" 5 5	国有地・都有地
	飯田橋こどもの	飯田橋3丁目12番3号	244	" 4 6	国有地
	昌平橋東橋詰	外神田1丁目1番1号	86	" 4 9	国有地
	昌平橋西橋詰	外神田2丁目1番17号	68	" 6 3	国有地
	四ツ谷駅前	麴町6丁目6番地先	658	" 5 1	国有地
	秋葉原駅前	外神田1丁目18番1号	6,641	平成 4	都有地
	内幸町	内幸町1丁目5番1号	1,357	" 8	区有地
	小 川	神田小川町3丁目6番地	3,180	" 9	区有地
小 計	9箇所	13,032			
合 計	5 5箇所	86,076			

- 〔備考欄用語説明〕 ○市改新…市区改正による整備（新設）
 ○復計 …震災復興計画による整備
 ○寄付 …寄付による整備
 ○区・都・固有地、社寺有地、民間所有地…土地所有者

〔都市計公（東京都都市計画公園緑地と決定されているもの）〕

- 街区公園… 専ら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積 0.05ha 以上 1ha 未満規模のもの。区の都市公園では、16カ所が該当している。ただし、緑地の現況上（前ページ）では区の都市公園の残りの2ヶ所も加算し、18ヶ所としている。
- 総合公園… 1区市町の住民の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、面積 10ha 以上のもの。都市計画決定区域の一部、又は全部に係わって設置されている区の都市公園では、「清水谷公園」を「紀尾井町公園」と称し、「日比谷、千鳥ヶ淵、九段坂、皇居東御苑、皇居外苑、北の丸、千鳥ヶ淵戦没者墓苑」を合わせ「中央公園」と称している。
- 緑地… 緑地としての永続性が将来とも担保されているもの、将来的に担保する必要あるもの、および社会通念上の緑地として将来も永続性を有するもの。
 区では1カ所「外濠」（面積 26.63ha）が決定しており、区の「五番町児童遊園」が含まれている。
- 風致地区… 都市内の人間の視覚によって把握される景観のうち、樹林地、水辺地等の自然的要素に富んだ土地（含む水面）における、良好な自然的景観を維持するために定める地区。
 区では弁慶橋地区（約 21ha）、市ヶ谷地区（約 16ha）、お茶の水地区（5.1ha）が該当している。
- 特殊公園（風致公園）… 区では国会前庭（約 5.52ha）、靖国神社境内（未開設）が該当。

公園	都市計公 名称	都 市 公 園 等		維 持 管 理	摘 要	
		名 称	面積ha			
総 合	紀尾井町	清水谷	1.07	区	区立公園	
		中央 (155.16) ha	日比谷 千鳥ヶ淵 九段坂 皇居東御苑 皇居外苑 北の丸 千鳥ヶ淵戦没者墓苑	16.16 1.58 0.15 20.74 95.59 19.33 1.61	都 区 区 宮内庁 環境庁 環境庁 環境庁	都立公園 区立公園 区立公園 国民公園 国民公園 国民公園 国民公園
	風 致	霞ヶ関	国会前庭	5.52	衆議院	国民公園
		富士見町	靖国神社境内地	未開設		
	緑 地	外濠	外濠 (計画決定面積 - 26.63ha)	3.35	都	都立公園

※
都立公園面積 19.51ha
国民公園面積 142.79ha

⇨区の「五番町児童遊園」を含む

◇公園整備面積

◇ 公園整備面積

区分	箇所	面積 h a	夜間人口 (39,910 人)	昼間人口 (949,900人)
区立公園				
都市公園	21	6.56	1.64 m ² /人	0.07 m ² /人
児童遊園	25	0.74	0.18 m ² /人	0.008m ² /人
広 場	9	1.30	0.33 m ² /人	0.01 m ² /人
都立公園	2	19.51	4.89 m ² /人	0.21 m ² /人
国民公園等	5	142.79	35.78 m ² /人	1.50 m ² /人
施設の重複分		△2.80	0.70 m ² /人	0.03 m ² /人
合 計	62	168.10	42.12 m ² /人	1.768m ² /人

※

都立・国民公園 平成9年4月1日現在
 東京都都市計画公園緑地等調書
 区立公園 平成10年1月1日現在
 夜間人口 平成10年1月1日現在
 住民基本台帳登録数
 昼間人口 平成7年国勢調査より抽出

←清水谷公園、千鳥ヶ淵公園、九段坂公園

◇ 街路樹（高木）本数及び緑化率

4. 街路樹の現況

計画的な道路整備に応じて、街路樹整備が進められており、植栽可能な場所にはほぼ植えられ、街路樹によるネットワークは発達しています。

区の※公共施設緑化基準では、歩道幅員2.5m以上の歩道について、道路の区分または状況に応じて植樹帯、街路樹またはそのいずれかを設けることとして、緑化を進めています。特に下町の商業地域では、連続的な緑やまとまりある緑は、街区公園を除くと街路樹のみという状況にあり、街路樹の果たす役割は非常に大きくなっています。

街路樹の種類としては、落葉広葉樹（全体の6割をいちじょう、すずかけの木、とうかえでで占めます）が多く、種類もかたよりが見られるため、多くの種類の樹種を導入して、質の向上を図ることが必要です。

（※公共施設緑化推進要綱一平成2年8月施行、区の公共施設の新築の際に適用、区が設置または管理する道路を対象）

道路種別（路線数）	街路樹本数	緑化率%	樹種数
国 道（5）	1, 3 5 1	7 4. 7	1 7
主要地方道（4）	1, 2 2 5	6 4. 3	1 1
特例都道（17）	2, 1 5 6	7 1. 8	9
区 道（92）	4, 9 7 6	6 7. 6	3 8
合 計（118 路線）	9, 7 0 8	平均69.6%	4 4

$$\text{緑化率} = \frac{\text{街路樹等によって緑化されている区間延長} \times 100}{\text{路 線 延 長}}$$

◇空間距離の長さに対し、十分樹冠が発達した街路樹例



◇自然的な空間を道路に形成する緑化道



◇空間距離の長さに対し、樹冠が小さすぎる街路樹例



5. 水辺の緑の現況

江戸時代から続く水の都であり、区の水系としては内濠、外濠の濠と隅田川に至る神田川、北部を東西に縦断し隅田川に至る日本橋川の、2つの河川があります。

内濠が皇居と一体となった都市計画公園として、外濠および神田川が風致地区、都市計画緑地として保全されているのに対し、そのほとんどを首都高速道路に覆われた開渠による日本橋川は、江戸城の石垣を残す歴史的にも重要な資源であるにもかかわらず、一部を除きカミソリ型護岸が続き、緑地空間や水面としての機能を失っています。

橋詰めには、震災復興からの歴史を伝える児童遊園等が比較的多く設置されていますが、周辺を生け垣等で覆われ、あまり有効的に利用されていない空間も残されています。

斜面の緑としては、外濠、内濠に沿った方面を覆う草地や樹林が長く連続しています。

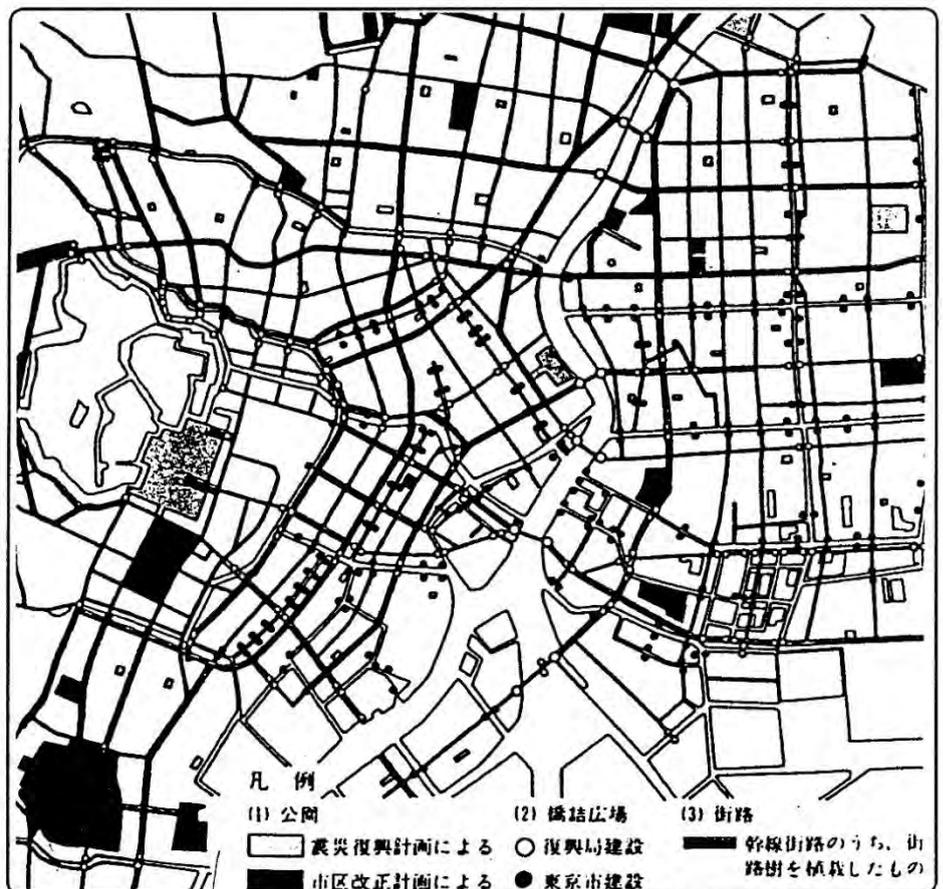
橋詰広場の歴史的意義

震災復興事業において橋詰広場は、形状や設置可能施設（交番・トイレ等）が決められました。また、橋の美化を目的として、樹木の植栽や芝を張る等による緑化が施されました。

震災復興事業では橋詰広場の整備のほかに、小公園（街区公園）等の公園整備、幹線街路の整備と街路樹の整備もおこなわれ、公園群と街路樹網や水路網による緑水ネットワークが形成されました。

橋詰は緑と水のネットワークの結節点となったのです。

緑水ネットワーク図



◇ 橋詰広場の児童遊園に占める割合

名 称	面積 (㎡)	橋詰の利用	名 称	面積 (㎡)	橋詰の利用
心法寺	3 2 1		お玉が池	1 5 9	
五番町	2, 2 7 1		岩本町二丁目	2 0 6	
俎橋	2 4 7	※	和泉橋南東	1 9 8	※
中坂	2 1 9		和泉橋南西	9 3	※
堀留南	1 9 5	※	美倉橋東	1 6 3	※
堀留北	1 8 9	※	美倉橋西	1 8 3	※
飯田橋	4 7 7		美倉橋北	9 6	※
神三	1 8 8		佐久間橋	6 1 7	※
三崎町	9 6		左衛門橋南	7 9	※
錦三会	1 2 4		左衛門橋北	1 0 8	※
鎌倉	8 9		いずみ	3 5 3	
柳森神社	1 0 5		児童遊園総面積 7, 4 3 0 ㎡ 橋詰にある児童遊園面積 2, 1 7 1 ㎡		
地蔵橋東	3 0 8				
地蔵橋西	3 4 6				

その他に神田橋公園（街区公園）、昌平橋橋詰広場等があります。

6. 民有地と公有地の緑化の現況

民有地は、区の土地利用面積の約 30%(349ha) で、その多くは商業系の土地利用です。なお、区域の 60%以上が建ぺい率 80%、容積率 400%以上の商業地域と指定されており、地価も著しく高いため、民有地では通常の建築による敷地内緑化の余地が、確保できないところも多い状況にあります。（緑被率 5%以下～平成 7 年「緑の実態調査」より）

一方、残りが公共公益施設用地で、官公庁施設や学校施設が多いことから、区の緑はこの公有地に多く分布しています。

7. 公開空地等による緑の現況

都心において、新しくまとまった緑地を確保する有効な手法の1つとして、公開空地を評価することができます。都市開発や建築物の規制・誘導により、緑地の確保や緑化の推進が図られており、平成9年12月現在、区内の公開空地61件（特定街区制度と総合設計制度による合計）の実質公開空地面積（一部建設中を含む）は約17.04haです。しかし、ぱらつきもあり、公開空地面積が500㎡未満の場合では、空地率が50%を超えるものは極めてまれな状態です。

公開空地の整備には、①休息・団らんができる広場状空地、②道路に準ずる快適な歩行空間・緑地的空間をつなぐネットワーク空間の歩道状空地、③貫通通路の通路状空地等あります。

区内では、保安上の理由等により通路状空地が多く、広場状空地も道路側からはあまり開放的ではないなど、気軽に自由に利用できる機能を果たすには至っていない状況です。

8. 緑化意識の動向

平成9年11月「区民世論調査」によると、「区として優先する施策」の中で「緑の保護・育成」は高齢者、住宅、防災、に次ぐ4位（22.6%）で、平成8年6位（17.5%）、平成7年4位（19.5%）と過去2年間でも上位を占めています。また「近くにあればよい区の施設」では、「公園・児童遊園」は5位（11.1%）で、平成8年6位（10.0%）とやはり上位に入っています。

平成7年11月「区民世論調査」によると、「緑の満足度」は、緑や水辺に対しての満足度（満足している+やや満足している）が区全体として50%を越え、比較的高くなっています。ただし地域差は大きく、区北東部の下町を中心とする地域では50%を割る地域もあります。また阪神淡路大震災以後、防災・災害への関心が高まり、「区に力を入れてほしい防災対策」においても、火災の延焼防止に役立つ緑地帯や公園等の確保は、非常物資の備蓄、災害弱者の安全対策に次ぎ、要望が高くなっています。なお空地があった場合、7割近くの区民が緑地帯や公園等として確保することを望んでおり、安全に暮らせるまちという視点に立った場合、現在の公園の整備状況に満足していないことがうかがえます。

◇ 再開発、地区計画での緑地広場等確保状況

名 称	地区面積ha	空地面積㎡	空地率%	用途
飯田橋地区第一種市街地再開発事業	約2.3	5,040	21.91	
有楽町日比谷地区地区計画	約1.9	400	2.11	広場
内幸町一丁目地区地区計画	約3.3	1,350	4.09	広場
西神田三丁目北部地区地区計画	約1.9	920	4.84	広場
永田町二丁目地区再開発地区計画	約5.9	23,000	38.98	緑地
神田駿河台一丁目西部地区地区計画	約2.3	1,000	4.35	広場
合 計	約17.6	31,710		

◇ 特定街区制度に基づくもの

名 称	所 在 地	街区規模 (㎡)	公開空地実質面積
I 霞が関三丁目地区 (霞が関三井ビル、会計検査院)	霞が関三丁目	22,700	14,755㎡ (65.00%)
II 常盤橋地区 (日本ビル、朝日生命ビル、大和証券ビル)	大手町二丁目 中央区八重洲1丁目	32,700	14,420㎡ (44.10%)
III 飯田橋一丁目地区 (ホテル・グランドパレス)	飯田橋一丁目	7,000	2,394㎡ (34.20%)
IV 紀尾井町地区 (ホテル・ニューオータニ)	紀尾井町4番地	73,856	33,084㎡ (44.80%)
V 内幸町二丁目地区 (日比谷シテイー、日本長期信用銀行)	内幸町二丁目地区	20,774	13,618㎡ (65.55%)
VI 有楽町一丁目地区 (第一生命、農林中央金庫共同ビル)	有楽町一丁目	7,439	3,768㎡ (50.65%)
VII 新幸橋地区 (第一ホテル、東京電力)	内幸町一丁目 港区新橋一丁目	7,805	3,080㎡ (39.46%)
VIII 平河町二丁目地区 (新都道府県会館)	平河町二丁目	5,679	2,585㎡ (45.52%)
合 計		177,953	87,704㎡

※ 2区に係わる地区について、公開空地実質面積は千代田区分のみを表示

◇ 総合設計制度によるもの

(平成9年12月24日現在)

番号	名称	所在地	許可年月	敷地面積 (m ²)	延べ床面積 (m ²)
1	第一勧業銀行本店	内幸町1-1-5	S51.12	13,484.43	135,013.82
2	新お茶の水ビルディング	神田駿河台4-3	S53.5	6,889.33	44,052.70
3	赤坂プリンスホテル	紀尾井町1	S54.6	31,024.38	87,904.44
4	大手町センタービル	大手町1-2-2	S56.6	5,775.30	67,411.67
5	大和生命本社ビル	内幸町1-1-2	S56.10	5,076.04	51,950.08
6	大正海上火災本社ビル	神田駿河台3-9	S56.10	11,970.30	75,723.05
7	丸の内センタービルディング	丸の内1-6-1, 他	S57.6	5,660.56	64,541.57
8	新霞が関ビル	霞が関3-11	S59.6	7,382.94	59,180.00
9	日比谷シャンテ	有楽町1-14-1, 他	S60.7	6,845.95	70,139.74
10	フジイ一番町ビル	一番町8-6, 他	S60.9	2,357.02	11,763.24
11	半蔵門グレースビルディング	麴町1-7	S60.10	1,668.56	13,339.63
12	光文恒産一ツ橋ビル	一ツ橋2-4	S60.11	1,008.21	6,547.96
13	相互第6ビル	平河町1-4	S61.2	998.71	8,063.56
14	全電通新労働会館	神田駿河台3-6	S61.8	1,199.51	6,902.21
15	日比谷ダイビル	内幸町1-2-2	S62.3	3,489.95	30,061.60
16	紀尾井町ビルディング	紀尾井町3-3, 他	S62.3	9,391.29	62,974.00
17	都営超高層住宅飯田橋二丁目団地	飯田橋2-1, 他	S62.12	1,579.60	10,407.24
18	杏雲堂ビル	神田駿河台2-2	S63.1	4,156.17	26,748.00
19	麴町クリスタルシティ	麴町4-8	S63.3	3,909.50	22,399.20
20	お茶の水T Sビル	神田駿河台3-6-2, 他	S63.5	1,214.70	9,234.70
21	神田須田町ビル	神田須田町2-6-6, 他	S63.5	1,092.38	7,079.00
22	実教出版ビル	五番町5-1, 他	S63.7	1,288.49	8,619.56
23	大手町CDPビル	大手町1-6	H 1.6	11,042.50	146,778.86
24	大手町野村ビル	大手町2-2-1, 他	H 1.8	4,422.87	62,179.26
25	ロイヤル富士火災ビル	神田司町2-12	H 1.8	769.64	4,637.00
26	安田火災・富士銀行大手町共同ビル計画	大手町1-6-6, 他	H 1.9	11,037.83	133,340.68
27	住友不動産猿楽町ビル	猿楽町2-8-2, 他	H 1.10	3,425.73	26,133.85
28	三正富士見町ビル	富士見1-12	H 2.1	1,707.15	9,720.21
29	飯田橋オフィスビル	飯田橋1-23-10, 他	H 2.2	927.10	4,499.20
30	一ツ橋尚学ビル	一ツ橋2-5-2, 他	H 2.3	2,432.25	16,719.33
31	三崎町ビル	三崎町2-5-8, 他	H 2.3	564.20	4,789.20
32	第2フナトビル	九段北1-18-2, 他	H 2.3	566.40	4,304.40
33	東京銀行協会ビル	丸の内1-18-23	H 2.8	4,310.87	50,628.23
34	OKK平河ビル	平河町2-29-1	H 2.11	1,238.96	8,044.00
35	安東商店神田錦町ビル	神田錦町3-23	H 3.1	527.85	4,928.30
36	神田錦町二丁目共同ビル	神田錦町2-9	H 3.8	926.17	6,026.00
37	一番町18ビル	一番町18-4, 他	H 4.10	1,079.49	4,999.00
38	シニアワーク東京トミンタワー飯田橋三丁目	飯田橋3-22-15	H 4.11	5,494.45	41,878.01
39	紀尾井町ビルアネックス	紀尾井町3-4, 他	H 4.12	726.90	3,652.90
40	J I C S T 四番町共同ビル	四番町5-3, 他	H 5.1	5,313.60	25,257.00
41	九段下ビル	飯田橋1-3-2	H 5.9	636.00	4,535.70
42	神田神保町二丁目複合施設	神田神保町2-40	H 6.1	825.98	4,936.77
43	(株)ニチイ学館本社ビル	神田駿河台2-9-13, 他	H 6.3	605.20	3,567.50
44	神田司町ビル	神田司町2-14-3	H 6.10	561.90	3,668.67
45	西村ビル	三崎町3-3-8	H 7.1	834.00	4,994.74
46	日本都市センター会館	平河町2-2-14	H 7.5	7,485.80	43,100.40
47	西神田二丁目複合施設	西神田2-8-1	H 7.9	3,276.60	26,688.60
48	明大駿河台地区施設整備計画 (A地区)	神田駿河台1-1	H 7.11	11,147.90	75,479.00
49	(仮) 番町・麴町共同ビル	麴町4-4-30, 他	H 8.7	6,457.70	55,079.30
50	(仮) 神田錦町2-9ビル	神田錦町2-9	H 9.8	799.90	5,021.80
51	(仮) 角川書店新本社ビル	富士見1-7-19, 他	H 9.9	1,557.70	8,016.70
52	(仮) 新東京サンケイビル	大手町1-3-3, 他	H 9.12	6,262.42	83,848.22
53	(仮) 九段マンション	九段北2-6-26, 他	H 9.12	1,546.50	9,589.72
合	計			225,974.88	

高さ (m)	階数 F/B	公開空地面積	※1. 空地率 (%)	※2. 建物用途
		実質分m ²		
142.50	35/4	2,153.00	16.00	事務所
93.07	22/3	3,886.00	56.40	事店病
138.90	39/2	7,114.00	22.93	ホテル
100.00	24/4	2,202.65	38.14	事務所
109.30	26/4	1,041.27	20.51	事務所
103.50	25/3	3,921.24	32.76	事務所
85.30	22/4	1,286.92	22.73	事務所
85.00	19/4	2,651.35	35.91	事務所
79.40	18/4	1,319.66	19.28	事・店
35.23	8/2	648.35	27.51	事・共
46.43	12/3	750.32	44.97	事・店
40.50	10/2	293.85	29.15	事務所
40.23	11/3	330.28	33.07	事・共
40.00	10/2	350.91	29.25	事・店
84.20	21/3	1,405.30	40.27	事・店
114.90	25/5	6,611.00	70.40	事・共
68.50	20/1	791.90	50.13	共同住宅
62.80	15/2	2,110.70	50.78	事店共
64.05	17/3	2,385.70	61.02	事店共
51.40	12/3	541.74	44.60	事・共
40.00	9/2	324.12	29.67	事・店
46.15	11/2	362.20	28.11	事店共
105.70	23/5	5,370.42	48.63	事・店
138.00	27/5	2,281.80	51.59	事・店
38.70	9/3	360.23	46.80	事・住
105.00	24/4	3,702.34	33.54	事・店
76.20	17/3	1,445.59	42.20	事・店
48.52	11/3	808.59	47.36	事・共
34.50	9/2	142.80	15.40	事・共
55.60	13/3	731.38	30.07	事・店
37.50	12/1	157.53	27.92	事店共
41.70	10/2	86.67	15.30	事・住
90.00	20/4	628.94	14.59	事務所
40.70	9/2	470.78	38.00	事務所
58.50	14/2	188.50	35.71	事・共
37.00	8/3	234.25	25.29	事・住
32.40	7/2	266.91	24.73	事・共
103.70	25/3	1,525.23	27.75	事・共
37.00	8/3	250.65	34.48	事店共
45.30	12/3	3,045.00	57.31	事店共
38.70	11/1	95.50	15.01	事・住
44.70	13/2	238.00	28.81	事集共
34.05	9/1	110.94	18.33	事・住
34.20	9/2	132.22	23.53	事・住
30.04	8/1	254.26	27.84	事・住
89.79	22/2	3,529.10	47.14	事宿集
99.00	25/2	1,342.60	40.98	保児共
119.40	23/3	6,076.00	54.51	大学
92.00	21/4	3,029.50	46.91	事店共
38.00	9/2	240.70	30.09	事・店
38.20	8/2	361.60	23.21	事店共
146.00	31/4	2,761.93	44.10	事店集
42.95	14/1	366.50	23.70	共・駐
		82,696.86	36.60	

※1.
(公開空地面積÷敷地面積)×100
下3桁目四捨五入

※2.
事…事務所
病…病院施設
店…店舗
共…共同住宅
住…住宅
宿…宿泊施設
集…集会室
保…保育園
児…児童館
図…図書館
駐…駐車場

9. 緑の名所

『景観賞の対象となった緑』

過去3回の景観賞では、次のものが景観的に評価されている緑地や緑として、あげられています。

○ 緑で修景した広場や公開空地	四ツ谷駅前広場、三井海上ビル周辺公開空地 一ツ橋二丁目4番界限、一番町F Sビルの公開空地
○ 一体的整備	佐久間橋児童遊園、美倉橋公衆便所
○ 企業・住民と一体的に育成する緑	丸の内美化協会、麴町地区環境整備協議会
○ 建築物の緑による修景	坂のホテルトレティ オお茶の水

今後も本区において、このような緑地の確保や緑化の手法は重要であると言え、一層の普及啓発を図ることや、建築物の建替えの際に用いられるように推進を検討することが必要です。

「桜の都・千代田」

本区の花「桜」にふさわしく、桜の名所が数多くあり、春には多くの人々が訪れ、にぎわいを見せています。また、多くの種類の桜を観察することができ、比較的長い期間にわたり花を楽しむことができます。

代表的な場所としては、千鳥ヶ淵公園、清水谷公園、靖国神社、イギリス大使館前、上智大学グラウンド等があげられます。このような名所をさらに増やし、またネットワーク化することにより、緑のまちづくりのシンボルとして活用することが可能と考えられます。

「ふるさと文化の散歩道と緑のネットワーク」

本区の歴史的資源や都市の特性にふれながら楽しめる散策路として、3コース「北の丸コース」、「外濠コース」「駿河台コース」が指定されています。これらは案内板の設置や拠点施設の整備、パンフレットによる周知等によりPRされています。

このような緑地の確保と緑化の推進をセットした各種のコースづくりは、緑のネットワークの強化と施策実現の可能性の高さから、積極的に進められるものと考えられます。

Ⅲ. 計画課題の整理

「緑の現況」をふまえた課題は次のとおりです。

(1) 広域的・骨格的な緑の充実

「日本の顔にふさわしい23区的环境を支える、緑と水のネットワークの形成」

本区には皇居内の緑地をはじめとして、外濠や日比谷公園等まとまりのある規模の大きい緑地があります。これらの緑は、江戸時代から緑と水を基調に都市づくりを進めてきたことを、現代に残す歴史的にも、文化的にも重要なものです。

しかし、拠点的な緑地は多いにもかかわらず、それぞれの緑がつながっていないこと、日本橋川のように重要なオープンスペースが損なわれていることなどから、緑のつながりの強化や活用する可能性のある資源の機能強化を図るとともに、内濠内の緑地や外濠等のまとまりのある大きな規模の緑地を活用し、緑と水によりネットワークされた「都心千代田」を形成する必要があります。

また、本区の緑地は本区のみならず、23区レベルの環境を支える重要な緑となっており、このようなネットワーク化を図ることは、区内はもとより23区全体にわたり、本区の拠点的な緑を出発点とする広域的な緑と水の軸や、都市に自然を運ぶ仕組みを形成することになると考えられます。

一方、千代田区は象徴的にも、経済的にも、行政的にも日本の中心にあたる場所にあり、さらに内外から多くの人々が訪れる日本の顔と言える場所であることから、緑にもその役割が求められます。

(2) 身近な緑の充実

「著しく不足している身近な緑地や緑を、住む人、働き・集う人それぞれが、安心感や快適感のもとで過ごせるような創出」

◎住む人、働き・集う人に配慮した身近な緑地の充実

本区は大規模な緑に恵まれているのに対し、日常的に利用できる身近な緑地が著しく不足しており、積極的に緑の確保を進めていく必要があります。この場合、地域の人々のコミュニティの拠点となる場として確保するとともに、働き・集う人の利用をも意識した広場的な空間としていくことが望まれます。

◎身近な空間におけるつなぐ緑

緑地の機能を高めるために、緑の少ない地域で相対的に重要となっている道路の緑を、より一層充実する必要があります。これには人々が交流できたり、生物が移動できたりするよう日常的なレクリエーションや自然性を高めたり、緑が続くことで、住む人、働き・集う人に安心感を与える緑として育成することが望まれます。さらに、このような身近な緑で本区の資源をつなぎながら、緑と水のネットワークルートを形成することにより、特色ある景観を提供し、本区を深く印象づけることが期待されます。これらは本区への理解を深めるのみでなく、その魅力から定住者の増加へつながることも考えられます。

(3) 緑地の確保の推進

「都市開発をしながら、同時に緑の創出と保全を進めるという考えのもとでの緑のまちづくりの推進」

◎開発機会を活用した多様な手法による緑地の確保

本区は土地利用の高度化が進み、地価も高く、オープンスペースの確保が困難な状況です。しかし、コミュニティの拠点となる緑地は不足しており、公共施設用地の活用、市街地開発事業、建築物の建て替え機会の活用等、さまざまな手法により、積極的に緑地整備に取り組む必要があります。

また、公共公益施設を中心に残る樹林や民有地の大径木等は貴重な緑であり、保全方策の充実が必要です。

(4) 都市緑化の推進

「小さな空間でも創出できる都市緑化の手法の、公共公益施設、民有地それぞれでの展開」

◎街路樹を始めとする道路、沿道の緑によるネットワーク形成

道路の緑はネットワークを形成する上で重要な役割を果たします。とくに、神保町地域から和泉橋地域にかけての下町の地域では、街路樹以外はほとんど緑がない状況にあります。ゆえに、緑の重要性を認識し、多様な植栽構成による自然性の向上や一時集合場所につないだり、遮断効果のある植栽形式による安心感の向上等に取り組むなど、緑の質を高める必要があります。

◎要所における重点的な取り組み

緑と水の結節点（橋詰）、交通上の結節点（門、交差点、駅前）等は、緑と水のネットワークの構造や歴史的な意義、景観的特徴から要所と捉え、多くの人々を出迎えることができるよう重点的な緑づくりをおこなう必要があります。

◎公共施設、民有地それぞれでの緑化の推進

小さな空間でも緑化を推進できるモデルとして、公共施設では積極的に緑を創出する必要があります。しかし、現在民有地への緑化誘導方策は十分ではなく、建替え等の機会を利用した緑化を推進する方策を充実する必要があります。

(5) 普及啓発の推進

「区民の緑への意識に応えるとともに、日本の中心地に立地する企業の責務として緑づくりを位置づけ、住民・企業・行政が一体となった緑づくりの推進」

◎日本の中心地に立地する企業の責務としての緑づくり

将来にわたり、国際的に経済の中心地となるであろう丸の内を中心とする地域に立地する企業に対しては、日本の顔にふさわしい都市美の形成、自然と共生できる日本型都市の実現に寄与する義務があると位置づけ、企業参加型の緑づくりを行っていく必要があります。

◎区民と連携して進める身近な緑づくりと意識づくり

区民の緑や土への関心・要望意識は高く、区民と連携しながら、身近な緑づくりや気運の醸成に取り組む必要があります。

IV. 緑の将来像と基本目標

1. 緑の将来像

(1) 計画テーマ

本区は古くから日本の中心地として発達しており、「日本の顔」として位置づけることができるとともに、職住が調和した都心型住宅地として、これからも多くの人々がふるさととして生活する都市であり、また約100万人近くの人々が、働き・集う都市でもあります。

そのため「住む人にとっての緑」「働き・集う人にとっての緑」「日本の顔としての緑」という3つの側面から緑をとらえることが必要です。

本区には、江戸時代から育まれた皇居を中心とするまとまりのある緑や外濠があり、今では23区的环境を支える中心的な自然となっています。一方で生活する人々にとっては、必ずしも十分に身近な緑があるとは言える状態ではありません。

このような状況をふまえて、「23区を中心となる豊かな緑の充実とネットワーク化」により、23区の自然環境や生活環境を支える自然発信の拠点として、本区の緑を育てていくとともに、「身近なオープンスペースや目に映る緑の充実」により、安心して末永く生活できる場や快適に働ける場を創出し、「住民・企業・行政が手を携えあって」、歴史ある日本の中心地「千代田」にふさわしい緑のまちを実現するため、次のテーマのもとにまちづくりを推進します。

緑 心 都 心 ・ 千代田

「緑の台地とうるおいの水辺、そして、やすらぎと交流の都心
千代田の形成」を目指して

(2) 緑の将来像

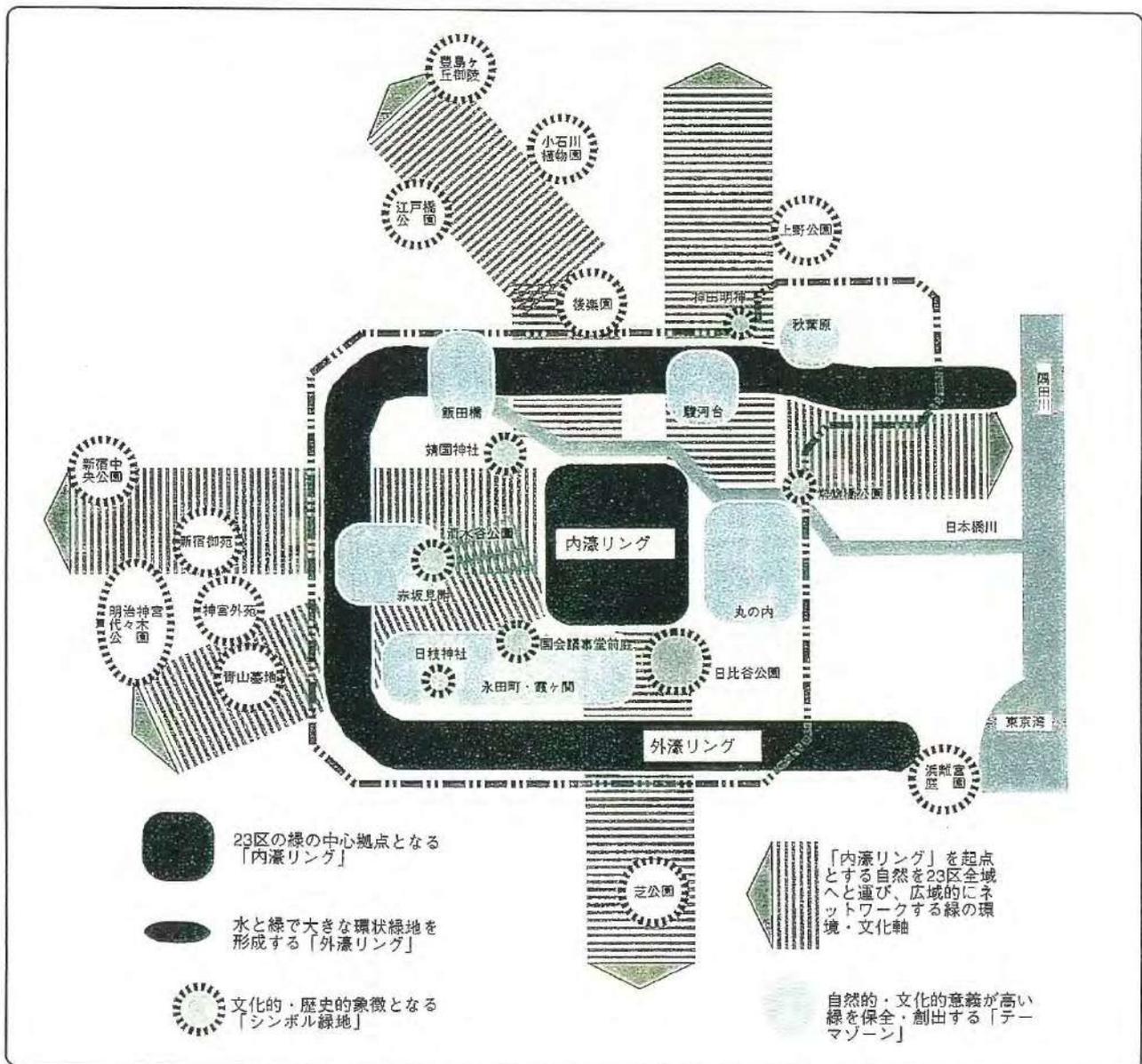
①全区レベルを支える骨格となる緑の将来像

「内濠リングと外濠リングを基盤とする構造的なネットワーク」

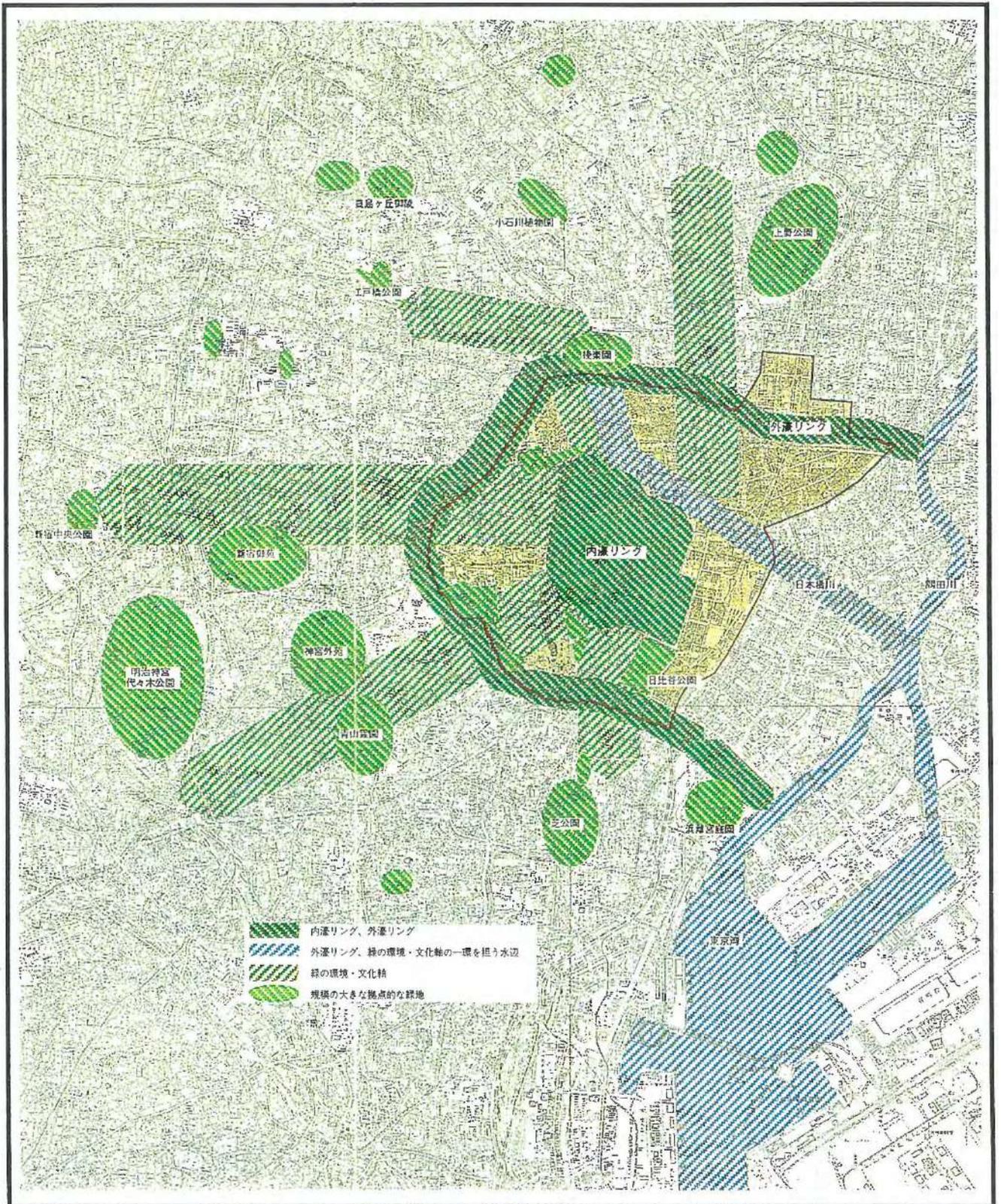
本区には、内濠、外濠という23区レベルにおいても中心である緑地があるほか、江戸時代から現代までの都市づくりの過程で形成されてきた都市公園など、規模が大きく、象徴的・文化的意義の高い緑が多くあります。これらの骨格的な緑は日本の中心地としての象徴性、都心部の自然性・快適性・安全性等の確保に寄与していますが、内濠と外濠との関係が分断されている等、十分に機能を発揮していない側面もあります。

一方で、現代においても自然共生型の再開発の気運が見られるほか、積極的な道路の緑化を進めるなど、今後も様々な工夫を凝らしながら緑の創出が進むことが期待できます。このため内濠（内濠リング）、外濠（外濠リング）を基盤としつつ、これらをつなぐ緑を計画的に創出し、区内のみならず東京都全域に向けた、自然を運び、緑と水を主役とする構造的なネットワークの形成を進めます。

◇全区レベルを支える緑の将来像



◇ 区の範囲を越えて広域的にネットワークする千代田区の緑



②地域レベルを支える身近な緑の将来像

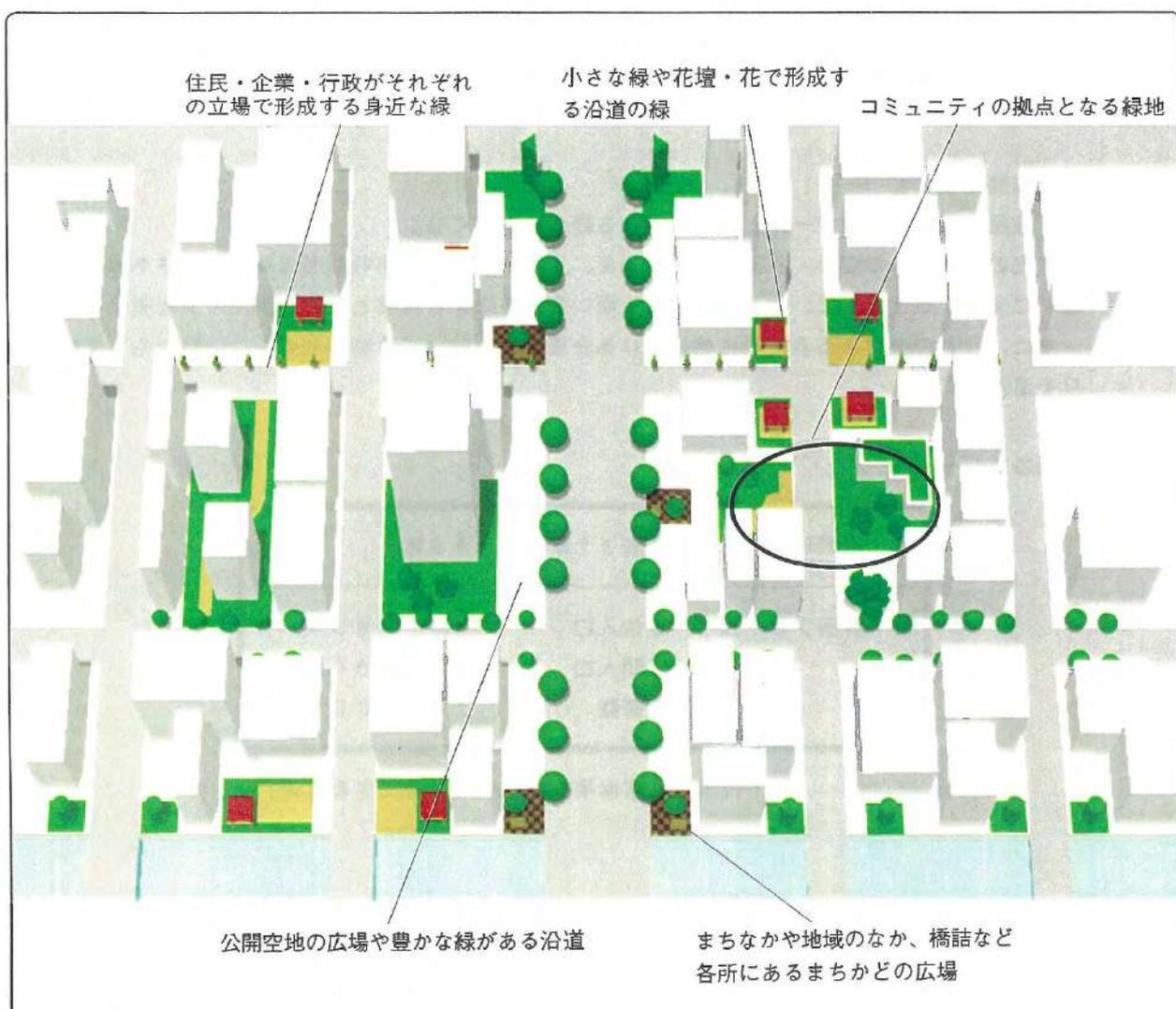
「安心と快適を約束するコミュニティ拠点や要所の緑と身近な緑」

地域によっては夜間人口がほとんどいない地域と、夜間・昼間人口ともに多い地域があり、それぞれの性格に応じた緑づくりを進めます。

業務施設の多い昼間人口が中心の地域では、再開発などのまちづくりの機会をとらえながら、企業や国・都と連携を図り、日本の顔としての象徴性のある緑の景観や、自然と共生できる都心づくり、※テクノストレスの解消できる休息・休憩スペースが数多くあるまちづくりを進めます。

一方で多くの区民が生活する場所では、コミュニティの拠点となる緑地を各地域に確保するほか、住民・企業・行政が協力して、これらを補うまちかど広場や出会いの場を確保します。なおこのような区域は昼間人口も多いため、これらの人々への配慮も図ります。また沿道の緑化や小さな緑・花による道路の緑化等を進め、安心して末永く生活し、快適に働くことのできる緑づくりを推進します。
(※OA 機器の多様化に伴って起こる人間の精神的な疲労)

◇ 地域レベルを支える緑のイメージ



2. 計画方針と目標水準

緑の将来像にもとづき、次のように基本方針と目標水準を設定します。

(1) 計画の基本方針

①緑地について ……

「豊かな緑を活用し、都市開発と調和しながら進める緑のまちづくり」

江戸時代から続く重層的な土地利用の発達の中で、各時代の社会背景やまちづくり思想に応じて形成された緑地を、積極的に現代のまちづくりに活用するとともに、土地の利用転換や都市開発の機会を捉え、公園や広場の確保、緑豊かな水辺の形成を進めます。

②緑化について ……

「目に映る緑や緑のネットワークが充実した緑のまちづくり」

象徴的な景観を形成したり、駅前や交通の結節点、橋詰め等の要所に着目し、重点的に緑の景観づくりを進めるとともに、ネットワーク化が進んでいる街路樹で、街路空間に樹種が適合しないものについては樹種の更新によって、さらに質的な充実を図っていきます。

また建替え等の機会を活用し、公共施設や民有地それぞれで接道部側の緑化を進めます。

③普及啓発について ……

「住民・企業・行政が一体となって進める緑のまちづくり」

区民の緑や土への関心・要望意識をふまえ、屋上やベランダ等の身近な場所でできる緑化活動を様々に支援するとともに、土とふれあえる場の提供等により区民とともに緑づくりを進めます。

また、日本の顔である本区に立地している企業に対し緑づくりの要請をし、一体となった緑づくりを進めます。

(2) 計画のフレーム

◎ 目標年次	平成32年(2020年)
◎ 計画フレーム	定住人口 50,000人 昼間人口 1,080,000人 世帯数 17,000世帯

(千代田区新基本構想において定めた主要指標)

(3) 計画の目標水準

基本方針にもとづき計画の目標水準を次のように設定します。

	基本方針	目標の考え方	目標
緑地	豊かな緑を活用し、都市開発と調和しながら進める緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> * 緑の骨格の充実と将来へ継承 * 官民一体の身近な緑地の倍増 * 各地域にコミュニティ拠点としての緑地の250m誘致圏確保 	<ul style="list-style-type: none"> * 豊かな緑の骨格をよりネットワークを充実し、将来に継承する。 * 身近な緑地（約23ha）を倍増（約45ha）する。
緑化	目に映る緑や緑のネットワークが充実した緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> * 公共公益施設用地の積極的緑化の推進 * 民有地の積極的緑化の推進 * 大径木の保全育成 	<ul style="list-style-type: none"> * 緑被率を19%から25%に向上する。 * 大径木を 655本から1300本に倍増する。
普及啓発	住民・企業・行政が一体となって進める緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> * 機会・情報・場所の提供、活動の組織化への取り組み体制確立 	<ul style="list-style-type: none"> * 住民・企業・行政が一体となって取り組める体制を確立する。

(緑被率) ……樹木や草花で覆われた割合

◇ (参考) 緑地に関する目標水準と現況との関係

対 象	(緑のマスタープラン 改定基本方針) 都 の 目 標	区 の 現 況	将 来 目 標
緑地全体 (公園緑地のほか、 風致地区や河川 区域等全ての緑 地を含む)	*市街化区域面積に対 して20%以上とする。 ⇒本区では 233ha以上 にあたる。	⇒全ての緑地を加えると 279haあり、都の目標 を達成している。	○豊かな緑をさらに活 かすために、ネット ワークを充実しながら 将来(次世代)に 継承する。
公園緑地 (都市公園や都市 計画緑地、児童 遊園等)	*11.9㎡/人以上を確 保する。 ⇒本区の将来人口を5 万としたばあい60ha 以上にあたる。	⇒194ha あり、都の目標 を達成している。	○全体量は充分なため 量的な目標を定めな いが、身近な緑地が 不足しているため、 この充実を目標とす る。
都市基幹公園 (総合公園、運動 公園)	*総合公園を1箇所以 上確保する。	⇒本区には日比谷公園、 中央公園(北の丸公園 皇居東御苑)の2箇所 があり目標を達成して いる。	○今後もこれらの緑地 を保全し、また様々 に活用していく。
住区基幹公園 (街区公園、近隣 公園、地区公園)	*市街化区域面積の 2%以上を確保する。 ⇒本区では23ha以上に あたる。 さらに、最終的には 4%以上(47ha)を 確保し、かつ現況の 2.5倍前後にすると している。	⇒住区基幹公園は 3.75ha 区の面積の0.32%であ り、目標を大きく下回 っているが、その他の 身近な緑地として下記 のものを合わせると、 26.04ha となる。 児童遊園・広場 2.05ha 公開空地 17.04ha 地区施設の広場・市街 地開発事業の緑地 3.2ha	○住区基幹公園だけ ではなく、あらゆる身 近な緑地を合わせて 45ha以上確保する。 ○このうちコミュニ ティの拠点となるよう な緑地は、250m誘致 圏を満たすように確 保する。

V. 全体の緑地の配置と緑化の方針

1. 基本的考え方

全区レベルの緑の将来像にもとづき、構造的なグリーンベルトを形成するため、以下のような骨格となる緑地を配置します。

また、内濠リングを除く千代田区全域を緑化重点地区とします。

緑地の種類	骨格となる緑地の概要
内濠リング	<ul style="list-style-type: none">* 内濠・皇居・東御苑・外苑・北の丸公園で形成* 日本を象徴する空間* 象徴的景観を形成し、23区の自然を支える緑の一大拠点
外濠リング	<ul style="list-style-type: none">* 神田川・外濠・環状2号線で形成され、隅田川・東京湾により内濠リングを取り囲む、都心部の大きな緑と水の環* 水の都「東京」を象徴し、内濠リングとともに23区の自然を支える、緑と水の環* 古くからの緑と新しい緑でつなぐ、歩いて回れる緑と水の道
緑の環境・文化軸	<ul style="list-style-type: none">* 幹線道路や日本橋川により形成* 内濠リングと外濠リングをつなぐことにより、23区全域へと自然を運ぶ機能を強化するとともに、本区の環境を支える軸として充実* 次世代に緑と水のネットワークを継承する、文化的意義の高い軸として形成
日本のビスタ	<ul style="list-style-type: none">* 日本を象徴する※ランドマークを際立たさせる緑の並木により、形成するビスタ（景観・眺望）
テーマゾーン	<ul style="list-style-type: none">* 内濠リングと外濠リングをつなぐとともに、本区を代表する緑の顔を、創造する地区* 都市開発のなかで、緑豊かな空間として形成
シンボル緑地	<ul style="list-style-type: none">* 江戸時代から現代までのまちづくりで創出された、歴史的もしくは文化的象徴性の高い、まとまりのある公開性の高い緑地

(※その土地や場所の目印や象徴となっている建造物、歴史的建築物)

内濠リング

○ 日本を象徴し、23区の自然を支える緑の一大拠点

外濠リング

○ 日本の中心地を取り囲む、緑と水の環。歴史的・文化的意義の高い、歩いて回れる自然の帯

緑の環境・文化軸

○ 内濠リングと外濠リングをつなぎ、機能を高める緑と水の軸。豊かな緑や自然的な緑、水辺の修景により形成



シンボル緑地
○ 江戸から現代までの街づくりから創出された歴史的象徴もしくは文化的象徴と言えるまとまりのある公開性の高い緑地

テーマゾーン
○ 内濠リングと外濠リングをつないだり、強化していくうえで、緑が重要な役割を果たす、緑の保全、創出を図る地区

日本のビスタ
○ 日本を象徴するランドマークへとつながる並木状の緑で形成されたビスタ

2. 種類別方針

①内濠リング

内濠およびその内側の緑地（皇居、皇居東御苑、皇居外苑、北の丸公園等）を「内濠リング」と位置づけ、文化と歴史の象徴空間、23区の緑の中心地、23区の自然性を確保する面の※ビオトープとして、今後も自然環境の保全と施設の活用充実を図ります。

また、内濠沿いの通りについては皇居周辺道路景観整備計画に基づき、水辺と一体となった緑の景観の形成を図っていきます。一方、区域内には緑地として有効に機能していない空間もあり、都市公園としての開設、区民や区を訪れる人それぞれが快適に利用できるオープンスペースとして充実を図ります。

（※植物や動物が連鎖しあって形成している生態系としてのまとまり）

- 1) 内濠
- 2) 皇居
- 3) 皇居外苑
- 4) 皇居東御苑
- 5) 北の丸公園
- 6) 内濠通り
- 7) 内濠通り沿いの緑地（千鳥ヶ淵公園等）

②シンボル緑地

本区には、市区改正期や震災復興期等の本区のまちづくりの歴史や文化的・歴史的象徴といえる緑地空間があり、これらを骨格を形成するシンボル緑地として位置づけ、その意義に従い一層の充実を図ります。

- 1) 歴史的象徴
神田明神、日枝神社、靖国神社、
常盤橋公園
- 2) 文化的象徴
清水谷公園、日比谷公園、霞が関緑地

③外濠リング

外濠リングは、江戸時代に見られた緑と水を主役とした都市づくりの思想を現代に復権させ、多くの人々が緑や水辺の楽しさと、本区の歴史的・文化的魅力を歩いてふれることのできる空間であることから、外濠を中心に隅田川、東京湾と一体となった東京都の都心部を環状に取り囲む緑地として、文京区、中央区等関連する区と連携を図りながら形成します。

- 1) 緑豊かな並木による環状2号線ゾーン（虎ノ門～赤坂見附）
- 2) 水辺の自然や桜、紅葉など四季の美しさを感じるお濠ゾーン（赤坂見附～飯田橋）
- 3) 水辺の交流広場と散策できるルートがある交流ゾーン（飯田橋～水道橋）
- 4) 神田川沿いに水辺の樹林が続く水辺林ゾーン（ルートは文京区側、水道橋～お茶の水）
- 5) 橋詰や欄干から都市河川を眺める橋詰ゾーン（お茶の水～左衛門橋）

④日本のビスタ

本区には日本の顔にふさわしい、日本を象徴する※ランドマークがあり、これに向かって街路が通り、壮大な景観を形成しています。このランドマークとランドマークにつながる並木を日本のビスタ（眺望）と位置づけ、日本を代表するビスタ景観として保全・育成をはかります。

- 1) 皇居前から東京駅前へのビスタ景観
- 2) 内濠通りから国会議事堂へのビスタ景観
- 3) 内濠通りから最高裁判所へのビスタ景観

(※その土地や場所の目印や象徴となっている建造物、歴史的建築物)

⑤テーマゾーン

本区は山の手と下町が会う場所であり、広域的にみても南北に緑がのびる「山の手系」の一部に位置づけられます。また、丸の内等は日本の中心地として、都市美を意識して形成された場所です。本区において、これらのような自然的・文化的意義があり、緑が重要な役割を果たすべき空間をテーマゾーンと位置づけ、「内濠リング」「外濠リング」をつなぐ空間として緑の保全と創造を図ります。

1) 丸の内

東京駅と「内濠リング」をつなぐ日本の象徴空間であり、中心地としての都市美や緑と水のネットワークを企業参加型で形成する空間と位置づけ、都市開発の機会を活用し再生を図ります。

2) 永田町・霞が関

民主主義の象徴であり、ランドマーク・ビスタが美しい国会議事堂と、歴史的シンボル緑地であるランドマーク日枝神社、日本の行政の中心地震が関がある空間であり、山の手系を形成する緑の丘として、都市開発の機会を利用し一層の緑の充実を図ります。

3) 赤坂見附

風致地区に指定された緑と水のある空間であり、山の手系を形成する緑の丘として、今後も緑の保全を図ります。また外濠リングの一環を形成するゾーンであり、緑の中を散策できる場として活用を図ります。

4) 飯田橋

神田川と日本橋川の分岐点にあたる大規模未利用地であり、「外濠リング」を形成する上で重要な位置にあります。外濠リングを実現し、日本橋川再生の一環として、水との結びつきが強く、人々の交流ができる広場的空間の充実した都市として、都市開発の機会を活用し緑の創出を図ります。

5) 駿河台

駿河台台地の先端にあたり、教育施設や公益施設が公開空地等を創出しながら、緑を確保しつつある空間であり、山の手系を形成する緑の丘として、今後も建築物の建替えの機会を活用し緑の創出を図ります。

6) 秋葉原

特色ある商業業務地が発達した限界への入口となる場であり、土地区画整理事業等により、新たにまちづくりを行う地区です。

外濠リングを形成する神田川と隣接する空間であり、多くの人々が緑の中で交流し、特色ある限界へと誘うことのできる空間として豊かな緑の創出を図ります。

⑥ 緑の環境・文化軸

「外濠リング」と「内濠リング」をつなぐ緑と水の軸であり、本区の緑地構造上その形成が最も望まれる緑地です。これにより本区の自然性を高め、まさに緑のアイランドといえる緑と水のネットワークされた空間を形成するとともに、このネットワーク空間を次世代に、恵み豊かな環境を伝える文化的意義の高い緑として創出を図ります。

- 1) 神宮外苑、新宿御苑へとつながる放射 5 号線（新宿通り）
- 2) 本区の中心部を東西に横断し、靖国神社が象徴的な景観を形成する放射 6 号線（靖国通り）
- 3) 六義園へとつながる放射 7 号線（目白通り）
- 4) 後樂園へとつながる放射 9 号線（白山通り）
- 5) 上野公園へとつながる補 94 号線
- 6) 芝公園へとつながる補 2 号線（桜田通り）
- 7) 神宮外苑、青山霊園へとつながる放射 5 号線（青山通り）
- 8) 本区を東西に縦断する日本橋川

VI. 施策展開の方向

1. 施策の方針

(1) 基本方針と施策の体系

次のように施策の体系を設定します。

基	本	方	針	施	策	の	柱	施
1	「豊かな緑を活用し、都市開発と調和しながら進める緑のまちづくり」	◎豊かな緑の次世代への継承	皇居を中心とする緑と水はこの緑と水を日本の顔とし携を図りながら次世代へと	2	「目に映る緑や緑のネットワークが充実した緑のまちづくり」	◎都市開発と調和したオープンスペースを利用した緑づくり	骨格となる緑は豊かであるそのため、土地利用の転換を活用し、多様な手法によ	
2		◎沿道緑化による緑の街並み形成	区内には多くの公共公益施また民有地では、建築物の公益施設、民有地のそれぞれ生活の中で安心感を高め、			◎多様な道路の緑の形成	街路樹を導入できる余地のていますが、下町では街路しかしながら、街路樹全体路空間に適合しない路線も地域と一体となった街路樹	
3	◎人々を迎える緑のゲートづくり	歴史的にも現代においてもあります。また道路と河川です。土地利用が高度に進は、場所をとらない立体的こととして、多くの人々に						
	3	「住民・企業・行政が一体となって進める緑のまちづくり」	◎緑を増やす意識づくり・きっかけづくり	身近な緑は少ないが、区民られている等、都市緑化に今後はこの気運を一層育て提供等をおこない、緑のま	◎緑の組織・体制づくり	区が日本の顔として位置づ企業と一体となった緑づく資金・情報等を支える体制		

策 方 針	施 策 の 項 目
<p>本区のみではなく、23区レベルにおいても重要な役割を果たしています。また、また23区の自然環境や生活環境を支える緑の拠点として、都・国と連携してまいります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな緑の保全と充実 ○ 緑の連続性の創出
<p>ものの、身近なオープンスペースは不足している状況にあります。や建築物の建替えの機会、公共施設の再整備等のまちづくりに関する機会や身近なオープンスペースを形成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑のコミュニティ拠点の整備 ○ まちづくりと連動したオープンスペース整備 ○ 公共施設の有効活用 ○ 既存施設のリフレッシュ
<p>設が立地しており、接道部側の緑化による効果は大きいものがあります。高層化・共同化をおこなうような建替えも見られます。そのため、公共公認で接道部に緑化が進むよう積極的な取り組みをおこなうとともに、日常快適性を約束する緑の街並みを形成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間施設等の緑化推進 ○ 公共公益施設でのモデル的な緑化の推進 ○ 緑のスポットの形成
<p>ある道路ではほぼ植栽されており、街路樹の緑のネットワーク化は図られ樹が唯一の緑といえる地域もあります。の60%以上をいちよう、すずかけの木、とうかえでで占めるとともに、街あるため樹種の更新を含めて、質の向上を図り、自然性・安全性の向上や管理等の質の向上に積極的に取り組んでいきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な植栽形式の導入 ○ 植樹帯等の地域への開放
<p>、区を訪れる人々を迎える場所となる、交通の結節点や駅、門等が数多くがぶつかる橋詰は、陸と水が出あう場所であり、それぞれが象徴的な空間んだ本区において、少しでも緑を増やし感じられる都市としていくためのな緑化手法を用いて、ゲートや支柱を緑化する「緑のゲート」を設置する緑が感じられる空間を形成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑のゲートの形成
<p>の緑への関心や要望意識は高く、また企業による植栽管理の取り組みが図かかせない住民や企業が一体となったまちづくりの環境があります。、具体的な取り組みが広がっていくよう緑化のための場所・情報・機会のちづくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ みんなの花壇で進める緑のまちづくり ○ 緑と文化を学ぶ機会の充実 ○ 小さな緑づくり運動の推進 ○ 緑のイベントの推進
<p>けられる場所にあるということをつまえ、住民と一体となった緑づくりやりを進めていく必要があります。そのための活動の受け皿となる、組織・づくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑の自主管理組織の育成 ○ 緑の相談所の設置 ○ 千代田緑のトラスト運動の確立

(2) 実現のための施策の方針

《①豊かな緑を活用し、調和しながら進める緑のまちづくり》 ……

■「豊かな緑の次世代への継承」

(a) 豊かな緑の保全と充実

◎大骨格を形成する緑の永久的な保全と充実

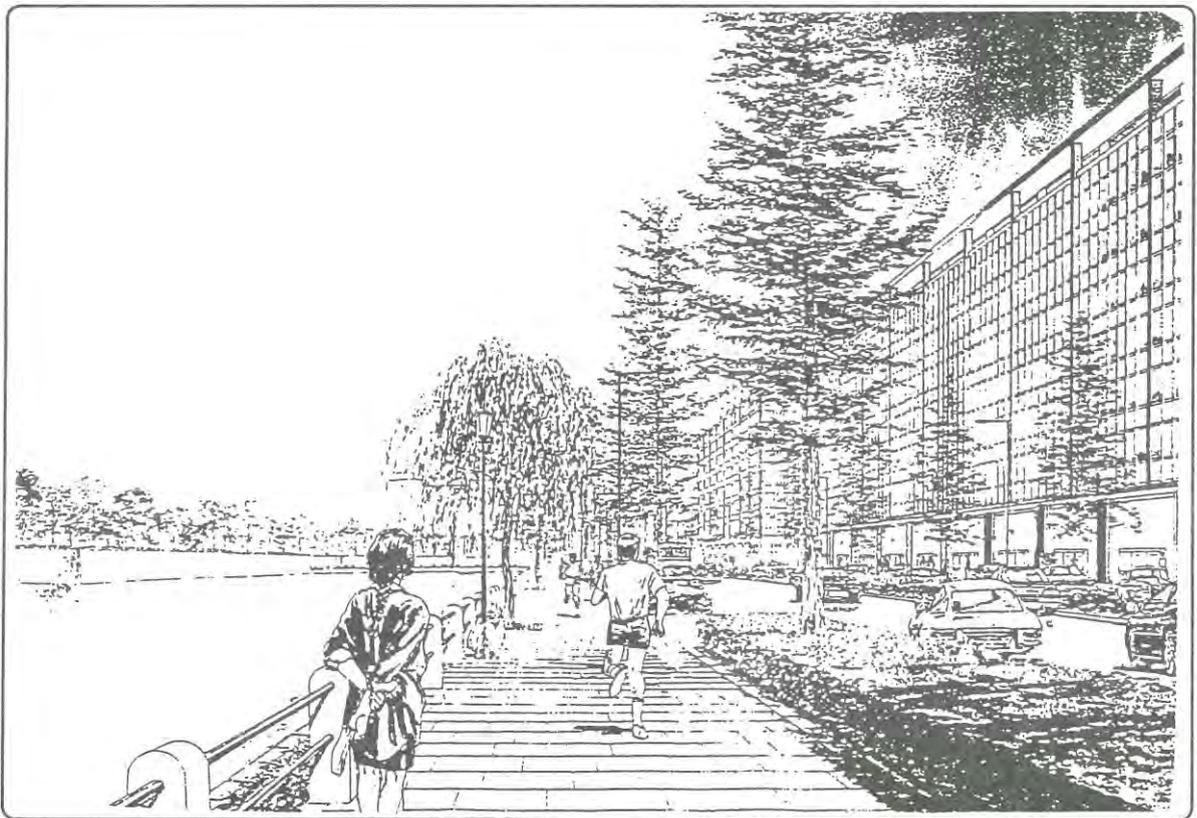
内濠リングを形成する皇居、北の丸公園、内濠等のほか、シンボル緑地である日比谷公園、外濠リングを形成する外濠等は、本区および23区全域における緑の大骨格として位置づけ、今後、社会・経済情勢の大きな変化に際しても、永久的に緑地として保全を図ります。

◎内濠リングの利用性の向上

内濠リングはレクリエーションの場、自然とふれあう場、日本の顔になる緑を形成する場として、多くの人々に親しまれるように、未開設の都市計画公園を開設したり、皇居前広場を、訪れる人や区民が共に楽しめる緑地として整備する等、施設の充実に努め活用を図ります。

また内濠沿いの道路については、皇居周辺道路景観整備計画にもとづき、お濠の水と皇居の緑を楽しむ空間として、道路緑化の充実、休息スペースの確保等を図ります。

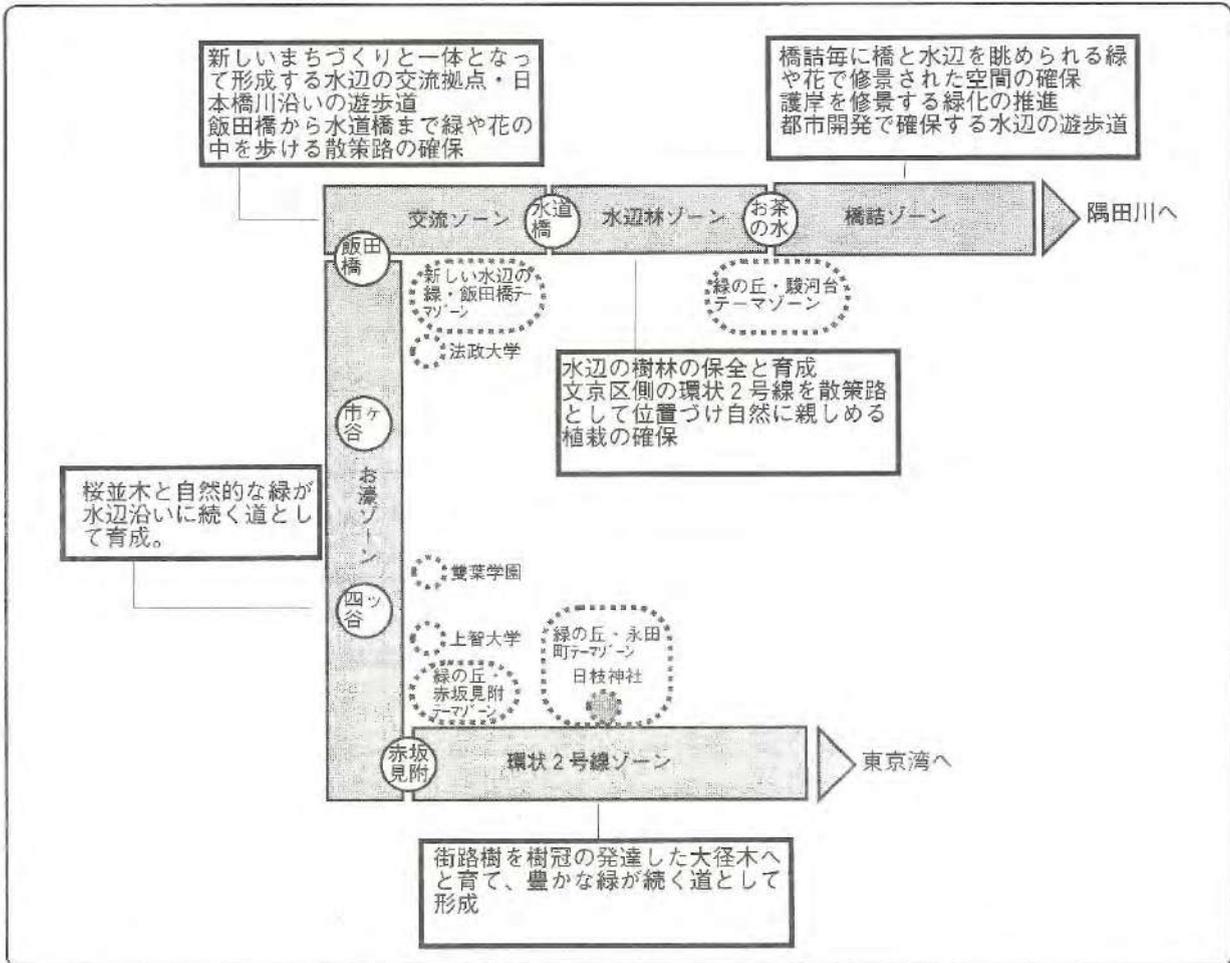
◇内堀通りの修景イメージ（皇居周辺道路景観整備計画より）



◎外濠リングの形成模式

外濠は「外濠リング」として東京湾からつながる大きな緑のリングを形成するよう緑と水の充実に努めるとともに、緑や水にふれあいながら歩いて回れる場として、充実を図ります。

◇外濠リングの形成模式



○各ゾーン毎に次のような形でネットワークの充実を図ります。

○環状2号線ゾーン……

樹冠の大きな街路樹として大径木へと育て、緑の並木が続く道としていきます。

○お濠ゾーン……

風致地区や都市計画緑地として保全が図られてきたゾーンです。また隣接する公共公益施設等が緑化され、美しい沿道景観が形成されつつあります。今後も、桜並木等が続く水辺沿いの道として保全を図るとともに、隣接する公共公益施設や道路の緑化を進め、一層の充実を図ります。

○交流ゾーン……

飯田橋の JR 貨物用地等を活用して、水辺に人々が交流できる場所を確保するとともに、飯田橋から水道橋までを緑や花の中で歩ける散策路として、確保することも検討していきます。

○水辺林ゾーン……

風致地区と都市計画緑地に指定され、渓谷のような雰囲気を残している場所です。この緑を育てていくとともに、水辺を眺められるルートとして文京区側の環状2号線を位置づけ、ネットワークとします。

○橋詰ゾーン……

橋詰毎に、水を感じられる場や水辺の景色を楽しむ場、景観的にポイントとなる場として周辺の護岸部分の緑化や明るい休憩スペースの確保等を図り、橋詰をたどりながら水辺沿いに歩いていけるネットワークルートとしていきます。また、水辺を意識した緑化、すなわち川側から眺めることができる緑の植栽に努めます。さらに、都市開発の機会には、水辺側に橋詰と橋詰をつなぐ散策路が形成されるようにします。

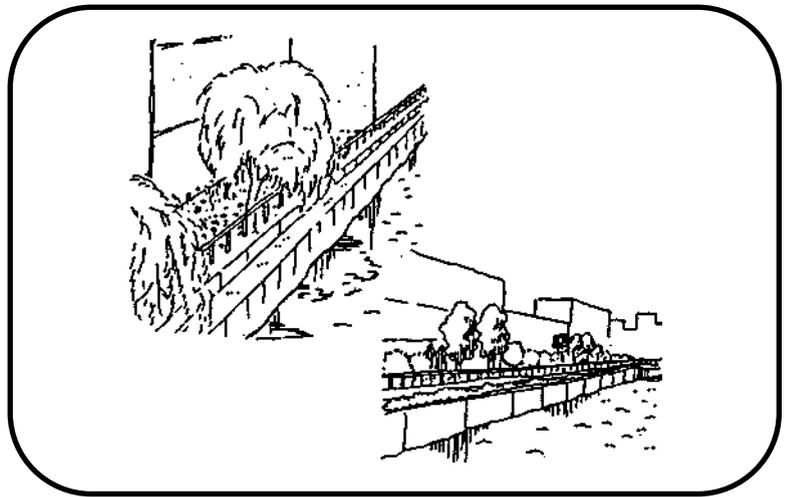
◎豊かな資源の普及啓発

区を中心部には拠点的な緑地があり、23区
の自然環境や生活環境を支えていることを広く都民に普及啓発し、緑の保全と充実の気運を育てます。

◎保存樹保全の推進

保存樹制度により、本区の自然性を支える貴重な緑として、保全を図ります。

◇水辺を意識した緑化のイメージ



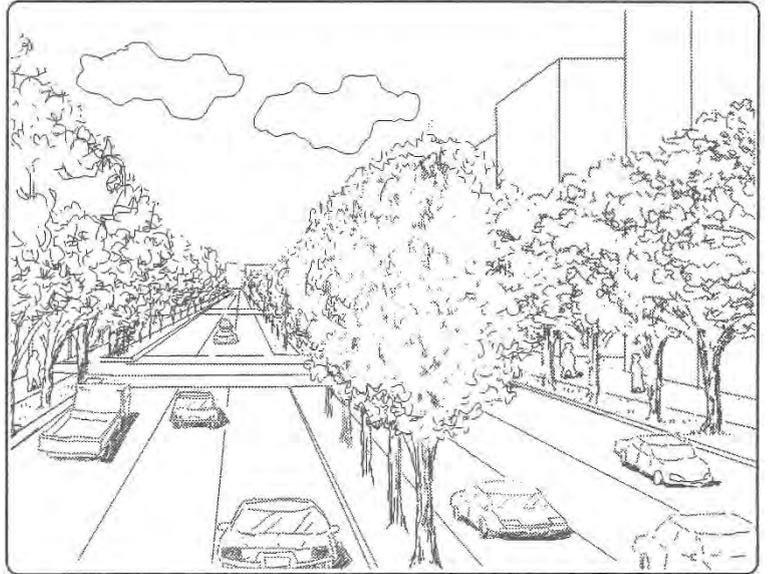
(b) 緑の連続性の創出

◎緑の環境・文化軸の形成

骨格を形成する面的な緑地が充実しているのに対し、これらをつなぐ緑が不足していることから、区の中央部を拠点とする緑と水（皇居と周囲の濠）と、23区において広域的にネットワークされた空間を創出するうえで重要な日本橋川と道路を「緑の環境・文化軸」と位置づけ、豊かな緑の連続性を創出していきます。

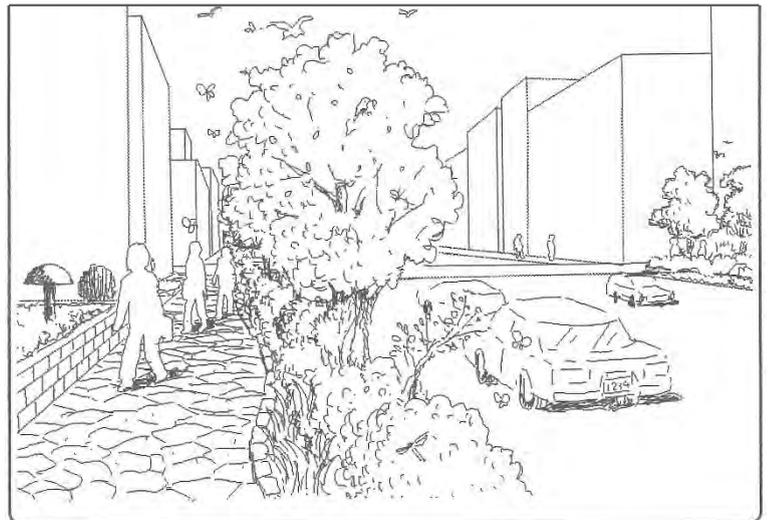
緑の環境・文化軸のうち道路を基盤とするものは、次のような空間の形成を図っていきます。

- ①シンボリックな景観形成を図る緑のアーチ型……
大きな街路樹がアーチ状に続く道



- ②内濠リングの自然を23区へと広げるエコロード型……

日比谷公園前の緑化道路等のように多様な樹種、多層で自然式の植栽形式が続く道



これらの空間の創出は、次世代に恵み豊かな環境を継承する文化的意義の高いものとし、長期的な視点で形成を図ります。

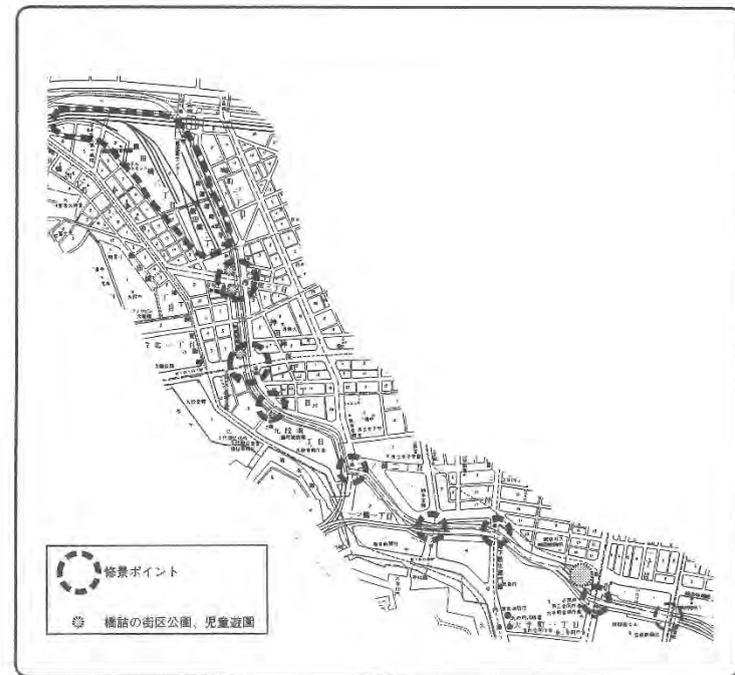
日本橋川は次のような空間として修景します。

- 1) 河川と一体となった都市開発 ……
 - ：飯田橋のJ R貨物用地等を、飯田橋から水道橋へと歩いて回れる外濠リングとなる散策路とするほか、日本橋川の水辺を活用し、日本橋川沿いの散策路や広場のある空間として再生することを推進していきます。
- 2) 一般道との交差部分の重点的な修景 ……
 - ：一般道と交差する部分で、
 - 橋詰の修景
 - 高架下の化粧と光の取り込みによる明るい空間の形成。
 - 首都高速道路の壁面の緑化
 - 緑化した支柱を設置する等の立体的な緑化等により重点的な緑の景観形成を図ります。
- 3) 河川沿川の区立公園等において ……
 - ：親水性のある公園の再整備等によって、水と緑の空間の創出を図っていきます。

◎沿道の緑化

これらのルート沿道では、市街地開発事業、特定街区、総合設計制度、地区計画等の手法を用い、沿道側の道路と一体となったオープンスペースが確保されるよう誘導を図ります。

◇日本橋川の修景場所



■「都市開発と調和したオープンスペースを利用した緑づくり」

(a) 緑のコミュニティ拠点の形成

区では規模の大きい緑地が充実しているのに対し、身近な緑地が不足しています。

このため地域の人々が交流したり、散策や運動ができる身近な緑地や、例えば学校やコミュニティ施設等を一体とするなどの緑のコミュニティ拠点を、概ね250m誘致圏を満たすように確保していきます。なお不足している屋外スポーツ施設については、隣接区等と連携を図っていきます。

確保方策については既存施設の活用等によるほか、市街地開発事業や公開空地等の多様な方策により取り組んでいきます。

(b) まちづくりと連携したオープンスペース整備

土地利用の高度化に伴って、建物の建て替えが進み、その際に確保された広場や公開空地が主要なオープンスペースの一つとなりつつあります。

今後も公共と民間が連携を図りながら、多様な手法でオープンスペースの確保を進めます。

◎オープンスペース配置の考え方

各種手法で確保するオープンスペースは、次のような配置を基本的な方針とします。

- 1) 接道部側にオープンスペースを設け、道路と一体となった空間を確保し、高木等を導入する空間を確保します。
- 2) 公共施設と隣接する場合は、公共施設側にオープンスペースを設け、公共施設と一体となった空間を形成します。
- 3) 他のオープンスペースが周辺にある場合、その空間が確保されている側にオープンスペースを配置し、組み合わせで有効な空間となるように配慮します。
- 4) 通路型オープンスペースを設けて、緑の道を形成します。

◎活用する手法

- 1) 市街地開発事業において ……
土地区画整理事業や市街地再開発事業等では、積極的に緑地や緑化スペースの確保を図ります。
- 2) 地区計画や再開発地区計画において ……
地区施設となる緑地や広場を位置づけます。また壁面の位置指定による緑化スペースの創出や、接道部の緑化等の位置づけを図ります。
- 3) 公開空地において ……
特定街区や総合設計制度にもとづき、公開性が高く、休息機能を有する公開空地の確保に努めます。

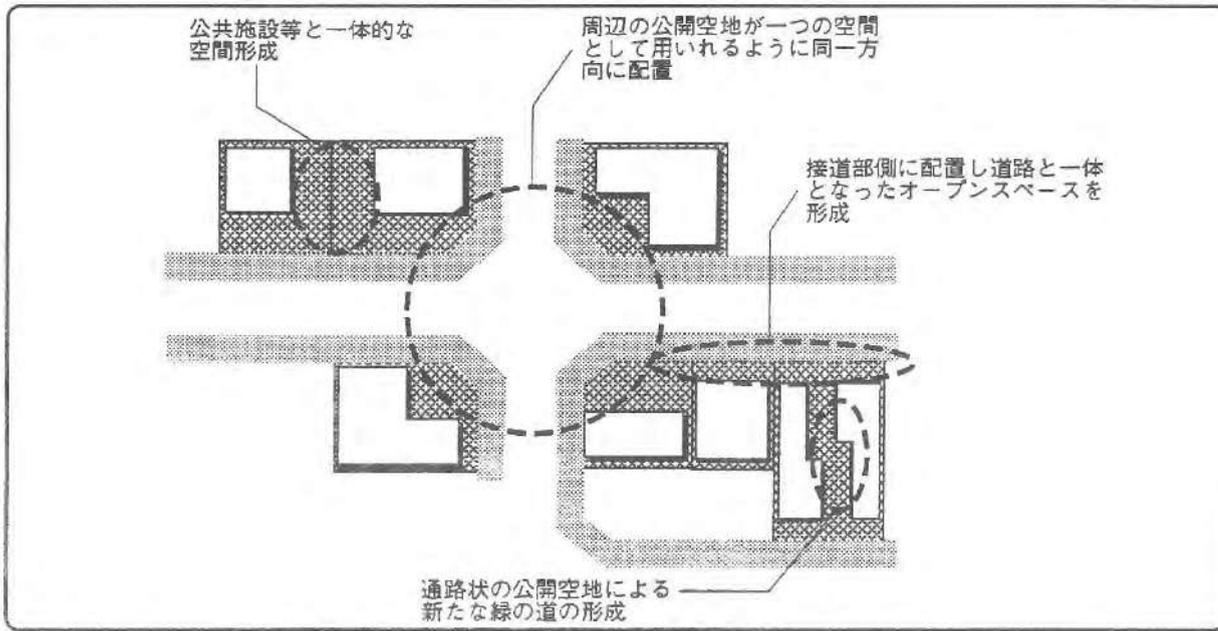
◎管理方策の検討

人々の交流や休憩の場、都市の緑の景観の提供等公益性の高い公開空地等のオープンスペースの確保を推進するため、一定の要件を満たすものへの管理の支援や、公共への管理の移管等の方策を検討します。

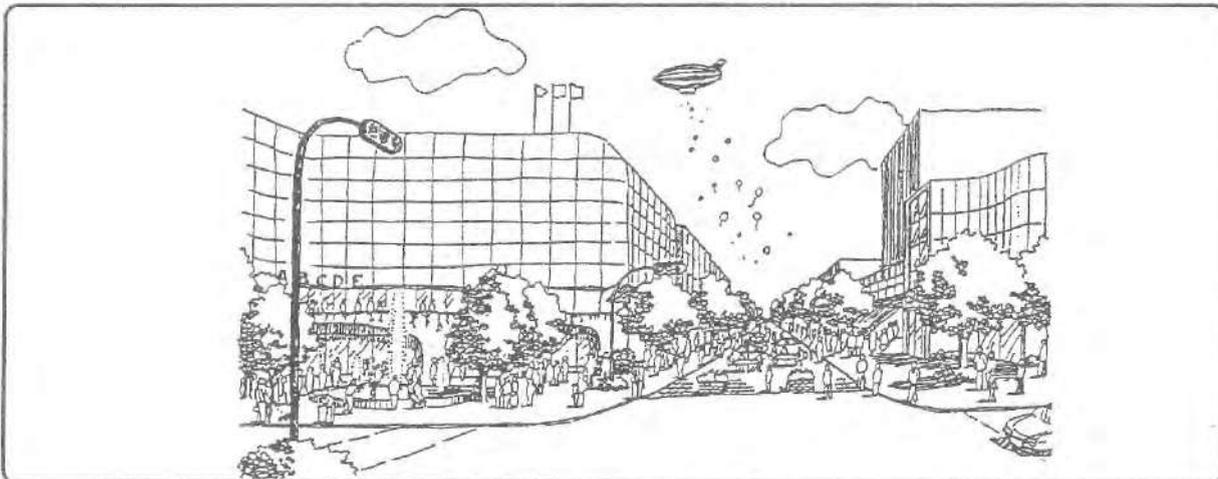
◎敷地確保方策の検討

今後、市街地開発事業が想定されるような区域で袋小路となっている場所の小規模な用地等を確保しておいて、都市開発の機会に換地を行うことにより、まとまりのある用地としてのオープンスペースとなって活用する等、少しでも公園等として活用できる用地確保の方策を検討します。

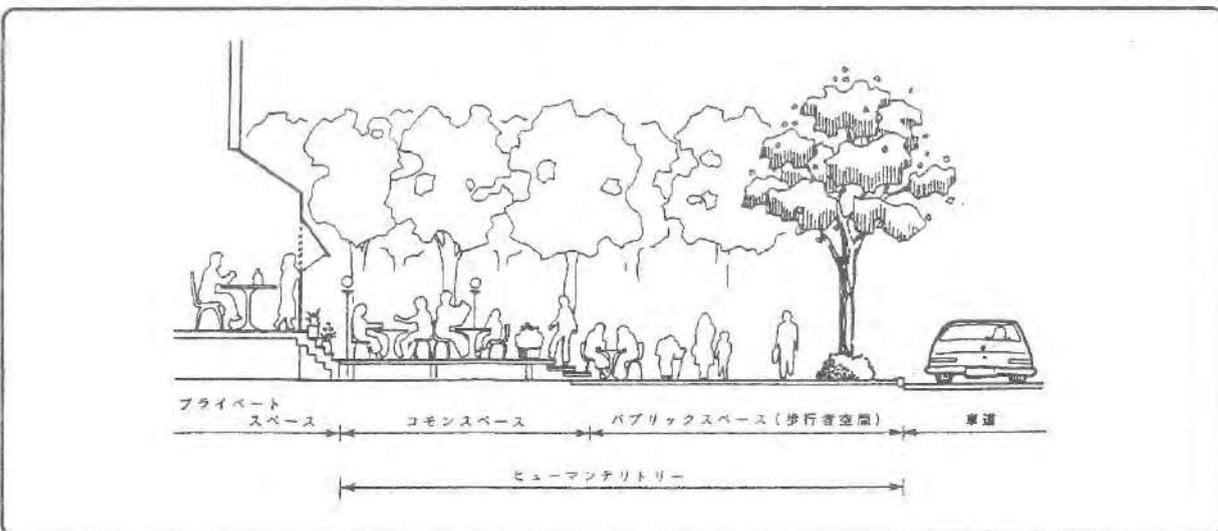
オープンスペース配置の考え方



公開空地等で形成する緑の街並みのイメージ



公開空地と道路の一体計整備のイメージ



(c) 公共施設の有効活用

◎公共施設の公園化

公共施設の更新の際、複合利用や用途変更を行う等により用地を創出し、身近なオープンスペースとして整備を図ることを検討します。

とくに街区公園の他、公開空地等のまとまりのあるオープンスペースも身近にない地域では、区民の災害時の必要性や誘致圏を踏まえて、公共施設の跡地利用としての公園化を検討します。

◎公共公益施設でのオープンスペース確保

区には官舎や公共系の住宅、学校が多く立地しています。これらの建替えの際、接道部側に公開性のあるオープンスペースを確保し、地域に身近な休息・修景空間を提供することを誘導します。

◎複合利用の推進

公共公益施設や大規模施設において施設上部を緑化しオープンスペースとして利用する等、空間の複合利用の推進を図ります。

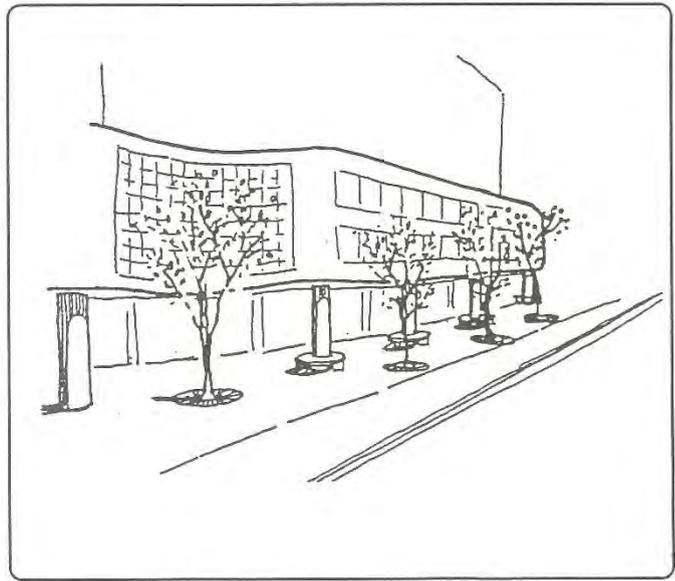
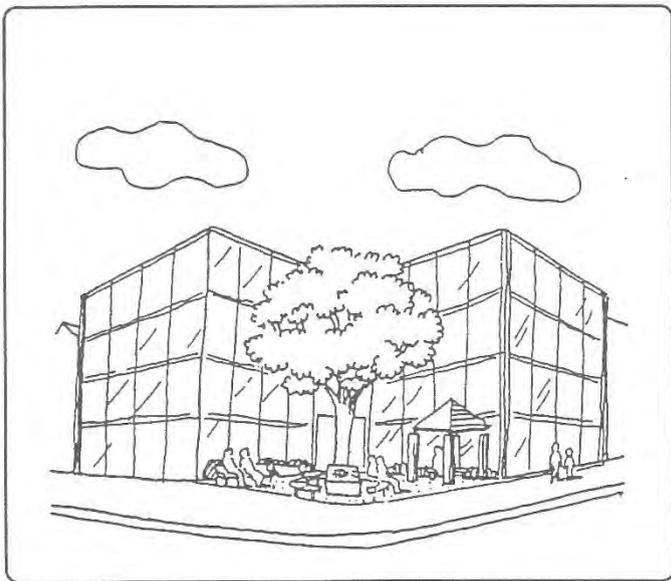
公共用地を含むような施設の再開発を行う場合には、公共用地をまとめて公園や広場として利用することが考えられます。

(d) 既存施設のリフレッシュ

本区では周辺土地利用の変化や要望、必要性の変化に応じ、区立公園の再整備を図り、機能強化に努めてきました。今後も次のことに配慮しつつ、既存のオープンスペース強化を図ります。

- 1) 地域コミュニティに資する明るく開放的な雰囲気と広場機能の向上
- 2) 地域のシンボルとなるような特徴的な空間づくり
- 3) 高齢化社会の到来や、福祉の街づくりを踏まえた形態や構造の公園づくり
- 4) 災害対応に配慮した広場やトイレづくり
- 5) 街かどに、文化的香りを与える場の創出のための配慮
- 6) 隣接する施設や道路等との一体的な整備による空間の有効利用
- 7) 生態系を視野に入れた公園づくり

◇ 公共公益施設によるオープンスペースの提供



《②目に映る緑や緑のネットワークが充実した緑のまちづくり》 ……

■ 「沿道緑化による緑の街並み形成」

(a) 民間施設等の緑化推進

緑は接道部に配置したり、建築物との関係の配慮により、より効果的な導入ができます。区では現在、新設の区立公共施設について「公共施設緑化推進要綱」により緑化基準を設け、緑地の確保に努めています。また、既設の施設についても「公共施設緑化運用指針」に基づいて、その施設に適した手法により緑化を図っています。

民有地については、敷地規模 1,000 m²以上において都条例に基づいた緑化指導指針が定められています。

今後は、都の緑化指導指針対象施設を含む一定規模以上の民間施設について、要綱により緑化基準および手続きを定め、緑化推進していきます。さらに、要綱による量的な緑化の確保に合わせて、立地状況および地域特性などに配慮した質的な緑化手法の提案をおこなっていきます。

区以外の公共施設についても、区の方針に即した緑化を働きかけていきます。

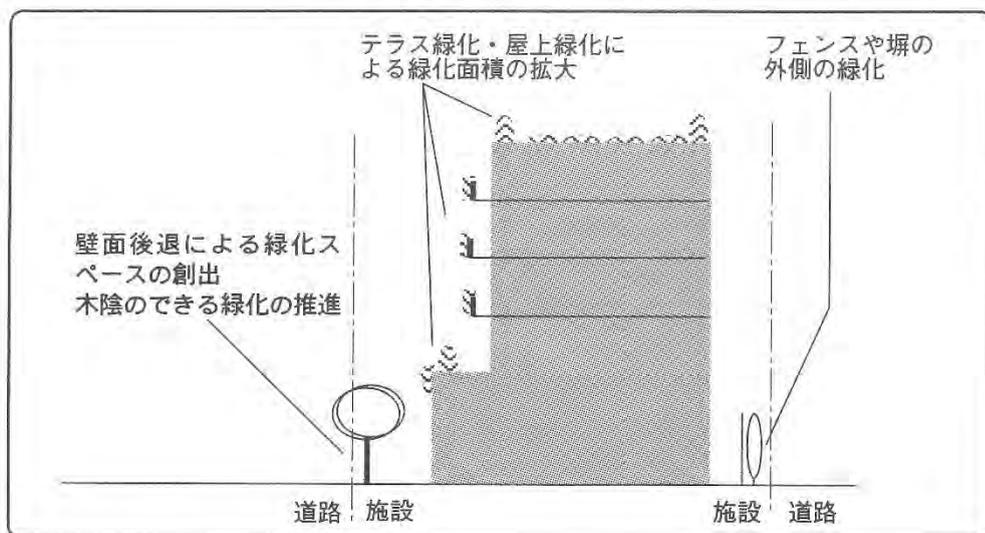
(b) 公共公益施設でのモデル的な緑化の推進

本区は公共公益施設用地の比率が高く、約7割を占めています。（東京の土地 1995 非課税地面積による）また、富士見地域をはじめとして、公共公益施設が集中して立地している地域もあります。

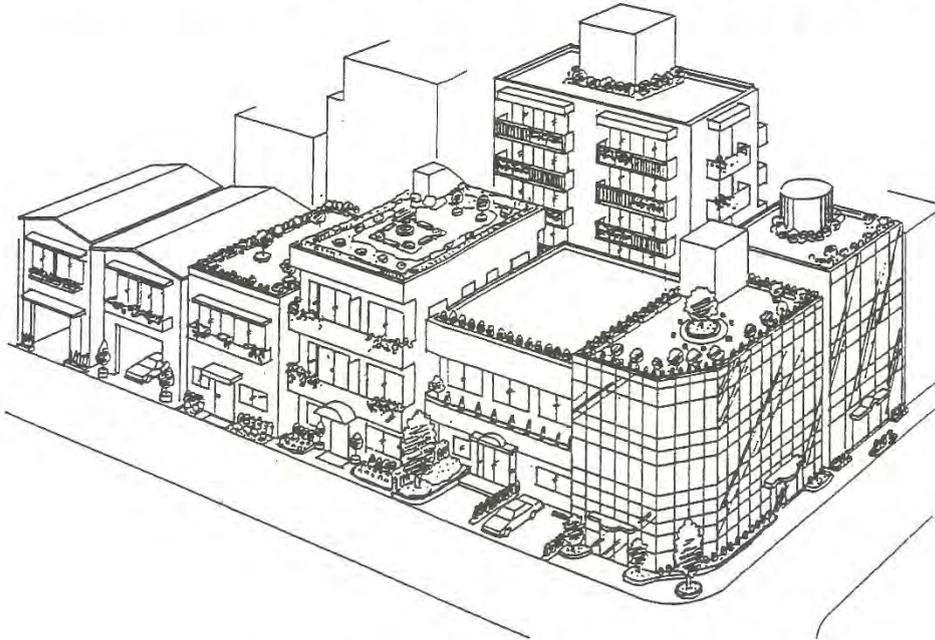
このような公共公益施設用地において、積極的に緑を創造することは、緑の街並みを形成するうえで著しく効果が高く、区立の施設以外の公共公益施設をも対象に次のようなモデル的な緑化の推進に努め、緑の形成に寄与します。

- 1) テラスや屋上部分に緑化することによる、緑化面積の拡大
- 2) 壁面後退による、道路と一体となった緑化のできる空間の創出
- 3) 接道部側の緑化に止まらず、フェンスや塀の外側（道路側）を緑化することによる、目に見える緑の量の拡大
- 4) オープンスペースを活用し、木陰のできる高木緑化の推進

◇ モデル的緑化のイメージ



（住居・業務系の街並みの緑化イメージ（小・中規模な建物））



（商業・業務系の街並みの緑化イメージ（中・大規模な建物））



◇ 100年かけてつくる大径木（建築空間の緑化手法）

(c) 緑のスポットの形成

◎100年の木の育成

21世紀を数年先に控え、新世紀を見越した環境形成が求められており、豊かな緑の形成のうち、とくに風格ある大径木の育成については長期間を必要とすることから、22世紀も見据えた100年単位で考える必要があります。そのため公園用地や公共公益用地等を活用し、長期間かけて大径木を育成し、次世代へ緑を継承する、象徴的な植樹を図ります。

◎小さな緑のスポット形成

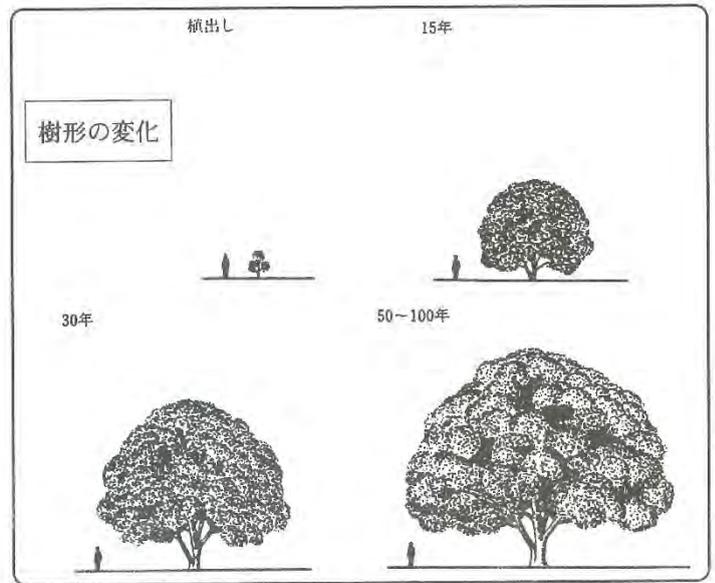
区では土地利用の高度化が進み、まとまった緑化用地を確保することが、困難な状況にあります。一方で各種の史跡や駐車場として利用されている用地等では、小規模な空地が見られる場所があります。

このような小規模なスペースを緑のスポットと位置づけ、1本の中高木を植栽する、低木の植え込みを形成する、立体花壇を設置する等の手法により、小さな敷地を活用した四季にふれることのできる緑を増やしていきます。

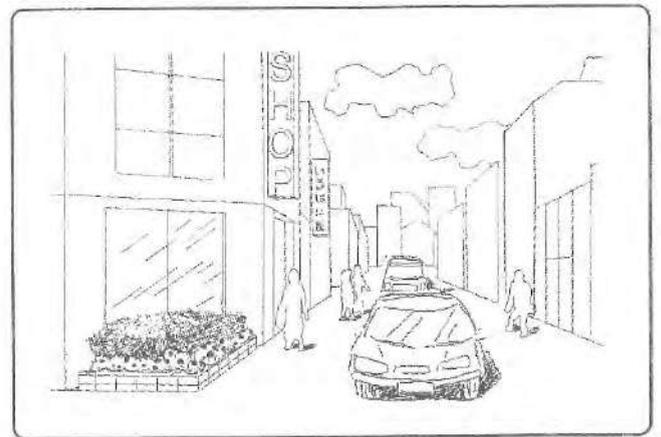
緑のスポットは公有地、民有地に係わらず展開することとし、民有地においては、緑化を区が支援することを検討します。

緑のスポットの配置場所は次の沿道を検討します。

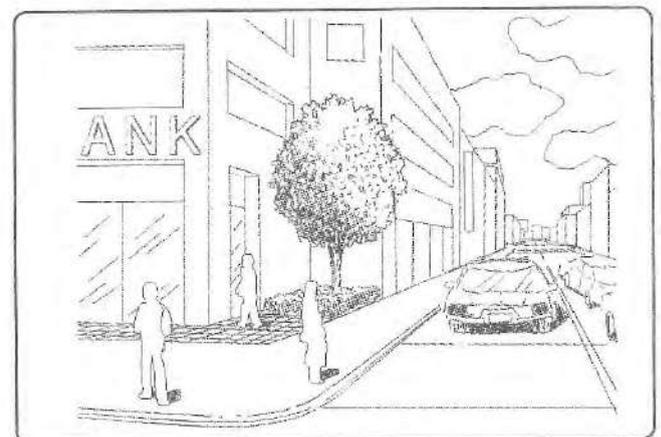
- 1) 都で指定している歴史と文化の散歩道沿い
- 2) 区で指定しているふるさと文化の散歩道
- 3) 小・中学校の指定通学路沿い



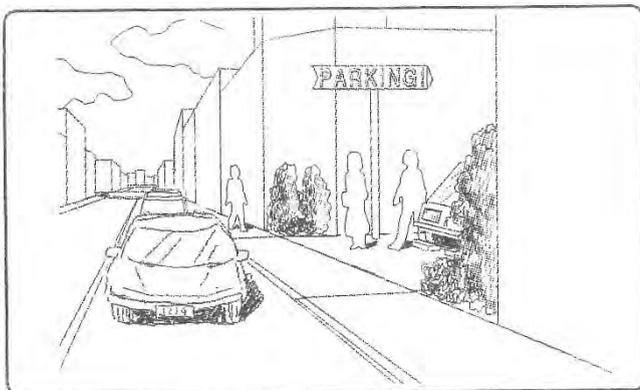
◇ 緑のスポット（花壇）



◇ 緑のスポット（高木）



◇ 緑のスポット（駐車場）



■ 「多様な道路の緑の形成」

(a) 多様な植栽形式の導入

単一形状の単一樹種で並木を形成することに加え、次のような植栽形式を取り入れていきます。

1) 都市特性に応じた樹種の導入 ……

高層化による日照条件の悪化や、少ない植栽基盤による土壌の乾燥化、限られたスペース等の環境を考慮し、日陰や乾燥に強い樹種等の都市の特性に応じた樹種の導入を図ります。

2) 変化のある植栽形式 ……

高木、中木、低木、グランドカバーのみの一層植栽や、これらを組み合わせた二層植栽等、途中に花壇を設けたり、景観的に変化のある緑化手法の導入を図ります。

3) 自然性の高い植栽 ……

鳥やチョウが吸蜜できる花、食餌できる葉や実のなる樹木や草を活用した緑化、生物が移動しやすい草本、低木層や高木層がある緑化等を行い、自然性の高い緑化手法の導入を図ります。

4) 場所を取らない植栽 ……

つる植物を防護柵やフェンスにはわせたり、隅切部等に部分的に植栽地を設け、狭い場所でも育つ低木や花を植栽する等、場所を取らないする緑化手法を導入し、街路樹が植栽できない区間への緑化の拡大を図ります。

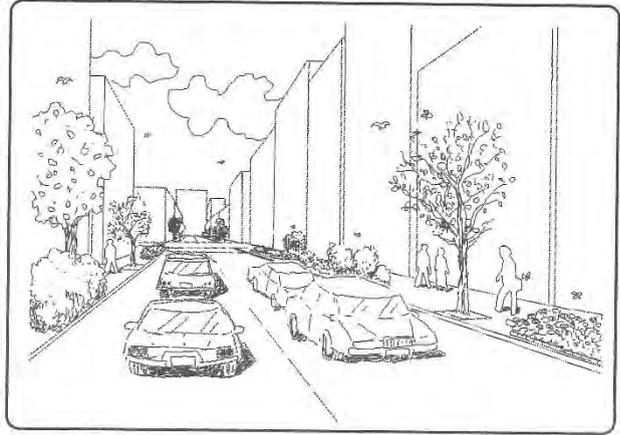
5) 花の道づくり ……

支柱や壁に花鉢を取り付けた立体的な花壇や、防護柵や駒止め等に花鉢を設置したりし、花による緑化した道づくりを図ります。このような場所に設置する花鉢は、学校・企業で育てたものを用いるほか、それらの日常管理は学校や企業と連携し行います。

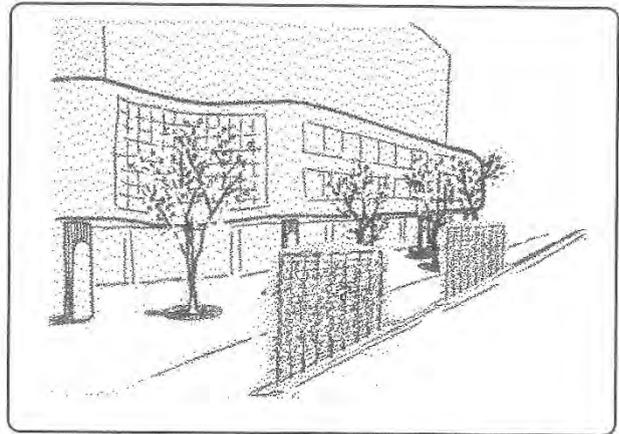
6) テーマをもった道づくり ……

トチノキ通り（マロニエ通り）等、樹種を通りの名称としている場所があり、今後も、花木や生物が好む樹種で構成した通り等を形成し、愛称をつけて親しまれる緑化を図ります。

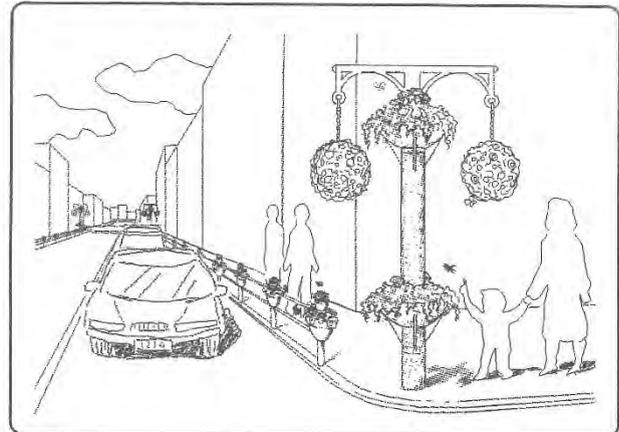
◇ 不連続で自然性の高い植栽



◇ 場所をとらない道路緑化



◇ 立体花壇や花鉢を利用した花の道



(b) 植樹帯等の地域への開放

土や緑にふれ合える場として植樹帯を位置づけ、次の取り組みを行います。

1) 道路の緑愛護会の結成推進 ……

地域住民や企業が、植樹帯等の管理をおこなう愛護会の結成を図ります。

2) みんなの花壇の設置 ……

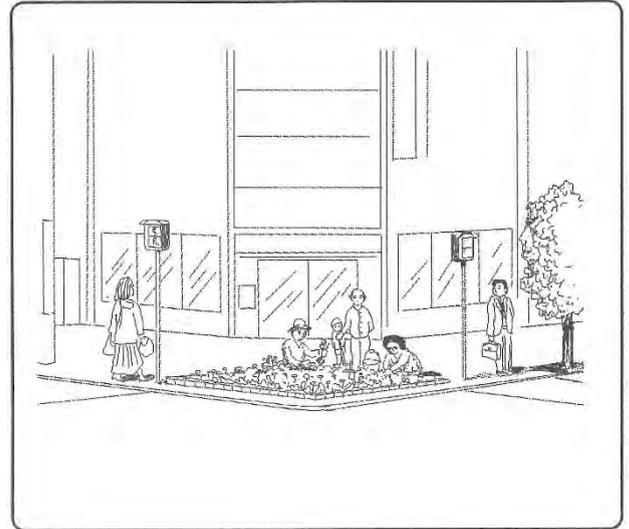
申し込んだ団体が自由に花を植え、また育てることのできる「みんなの花壇」を植樹帯等を設け、土とふれ合え、自主管理を行う場所を検討していきます

■ 「人々を迎える緑のゲートづくり」

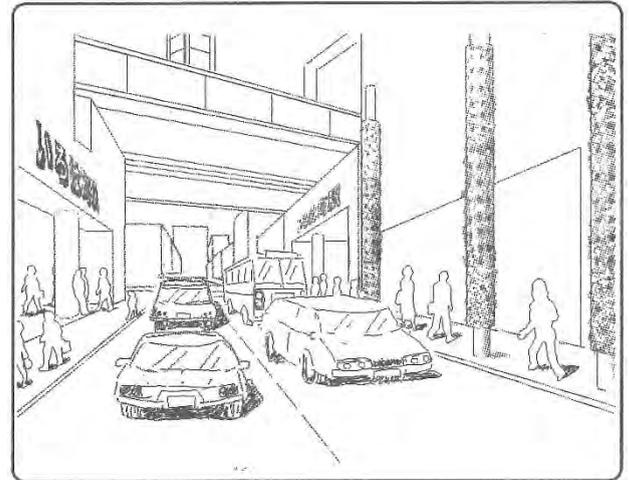
(a) 緑のゲートの形成

交通の結節点や駅、門、橋詰等に区を訪れる人々に緑が感じられる空間を、場所をとらない立体的な緑化手法を用いて、形成します。

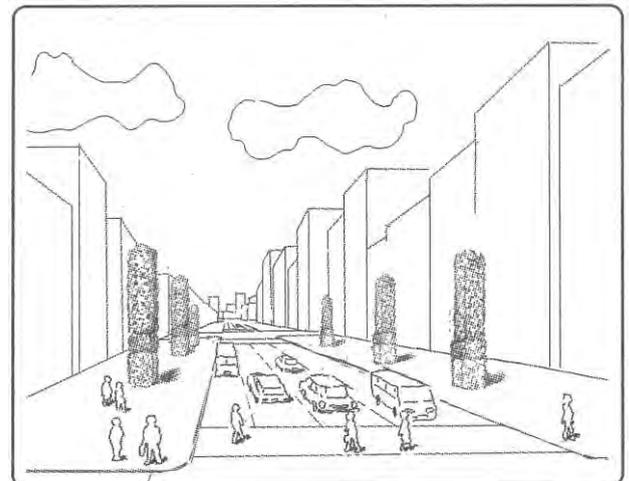
◇植樹帯等の地域への開放



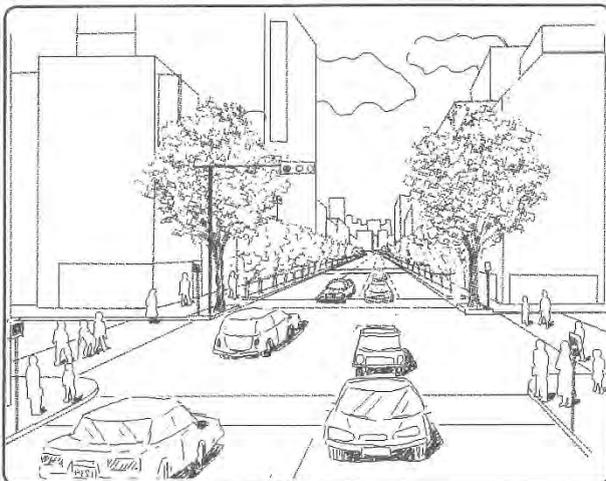
◇立体花壇による緑のゲート (1)



◇立体花壇による緑のゲート (2)



◇シンボルツリーによる緑のゲート



《③住民・企業・行政が一体となって進める緑のまちづくり》 ……

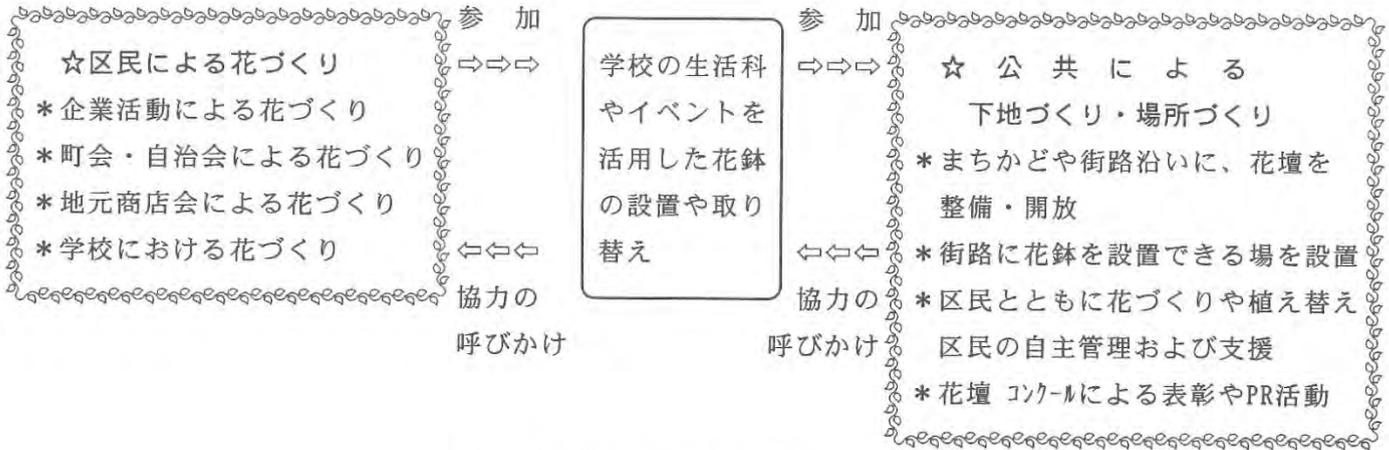
■「緑を増やす意識づくり・きっかけづくり」

(a) みんなの花壇で進める緑のまちづくり

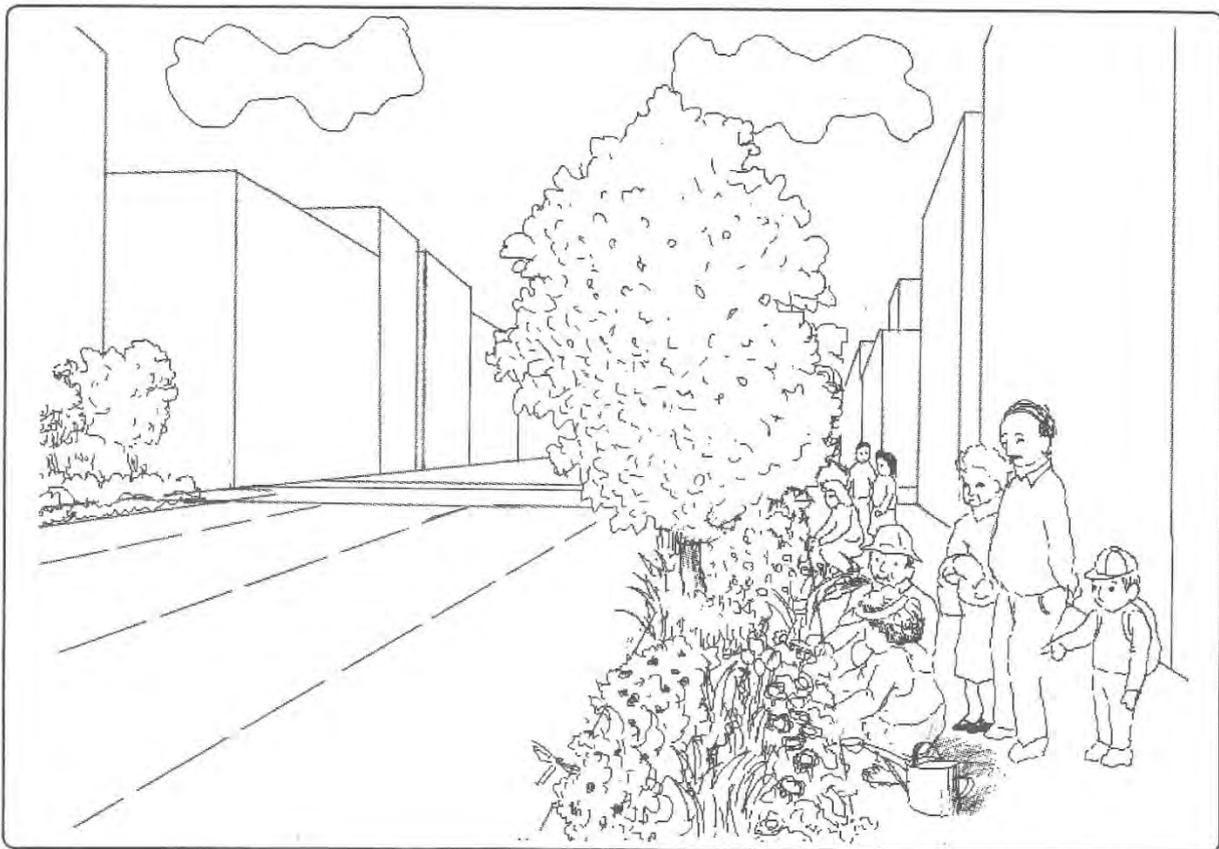
「みんなの花壇」は、申し込んだ団体や有志が自由に花を植え、育てることのできる花壇を提供するもので、市民・区民農園の花壇版と言えるものです。

このような花壇を植樹帯や公開空地、公共施設の広場、公園等に数多く設け、区民が自由に土とふれあえ、自主管理を行える場所として創出していきます。

◇ 花づくりの仕組み



◇ みんなの花壇のイメージ



(b) 緑と文化を学ぶ機会の充実

本区には、江戸時代からの緑と水に基調をおいたまちづくりによる豊かな緑が、資産としてもまた文化的な意味合いとしても高いものとなっています。

この緑をより一層充実し将来に受け継いで行くことが、現代の世代の責務です。そのために区民および企業が一体となり、将来に向け緑を伝えるまちづくりを進めるため、普及啓発の仕組みの充実を図ります。

普及啓発は下表の手順を基準とし、多様な場面でを行います。

◎緑に関する生涯学習の充実

社会教育や学校教育、家庭教育それぞれの場面で、緑に関する学習が充実するよう各種の情報提供を行います。

区内には私立の学校も数多くあります。

「23区の自然を支える千代田」に立地していることから、各種環境学習や内濠リング・外濠リングを活用した体験学習が図れるよう教育機関への要請を図ります。

区民講座等を利用し、自然観察や緑化活動体験等が行える機会を充実させ、社会教育の中で緑に関する学習を充実します。

◎緑の情報提供

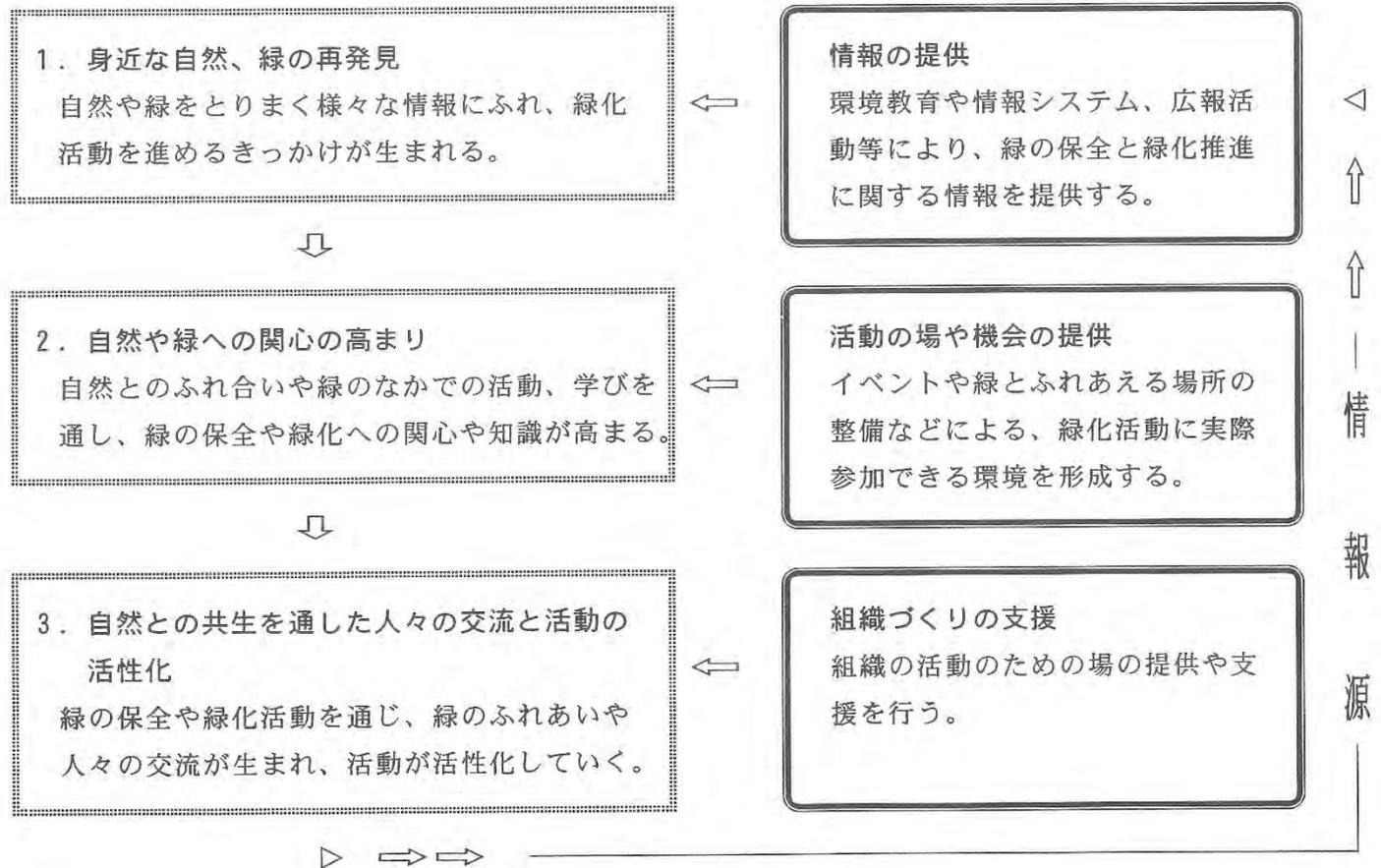
内濠リングや外濠リング等の区の緑の魅力、自然や緑に関する学習会、区民や企業の緑化活動等に関する情報を、広報やパンフレットを通じて提供します。

- 1) 観察会等のイベント
- 2) 講習会等社会教育
- 3) 公園や広場の案内板等のセルフガイド
- 4) 緑の相談所等の組織
- 5) 広報・パンフレット等出版物

◇ 普及啓発活動の展開イメージ

《区民や企業の緑化活動》

《行政のはたらきかけ》



(c) 小さな緑づくり運動の推進

土や苗木の配付の人気は高く、区民等の緑への関心・要望の高いことを示しており、「一家に一つでも緑を」を合言葉に、窓辺やベランダ、玄関口等での緑づくりや花づくりを推進します。

◎セットの配付

ベランダや屋上での緑づくりを行うための小規模なセットの配付をイベント等を活用して行い、緑化活動を支援します。

◎PRの推進

パンフレット等を用いて、ベランダ等での緑化手法等の普及啓発活動を図ります。

■「緑の組織・体制づくり」

(a) 緑の自主管理組織の育成

区民等が清掃や花壇の手入れ、草取り等簡易管理を行う緑の自主管理組織を、道路の緑や公園を対象として、地域住民や企業によるものの結成を促進します。

さらに愛護会の協議会を発足し、お互いが情報交換を行いながら、身近な緑とのふれあいや管理が行える仕組みを整えます。

(b) 緑の相談所の設置

自然の魅力、園芸の方法、ビオトープづくりの方法など、自然や緑に関して区民が自由に相談することのできる相談所を、植木即売会の際に加え、様々な緑のイベントにおいて設けることを検討します。

(d) 緑のイベントの推進

◎緑の企業コンクール・表彰

毎年、本区の緑化活動に寄与した企業へ表彰や広報等での紹介等を行い、企業参加型の緑づくりを推進します。

◎花壇、花づくりコンクール

みんなの花壇や、区民参加の花による道路緑化等をコンクール形式で進め、普及啓発を兼ねた緑化運動を展開します。

◎千代田緑まつり

各種普及啓発活動を一向に会して行う区のイベントの開催を検討します。

(c) 千代田緑のトラスト運動の確立

区民や企業と一体となって緑づくりを進めるには、場所、活動する人々、リーダー、情報、資金等様々な力が必要となります。

また資金提供の人、時間（活動）提供の人、知恵提供の人等、各人各団体の実情や得意分野に応じて提供の促進がされると、緑づくりは一層推進されと考えられます。

基金と活動を組み合わせて、日本と地域の顔となる緑を形成するトラスト組織の確立を検討します。

(d) 緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度と市民緑地認定制度の活用検討

緑地の保全や緑化の推進に取り組む公益法人、特定非営利活動法人及び民間団体等を都市緑地法に基づく緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）に指定することで、市民緑地の設置など、様々な緑化施策へ展開することを検討します。

2. 施策の体系と住民・企業・行政の役割分担

基本方針	施策の柱	施策の項目	区民の役割
豊かな緑を活用し、都市開発と調和しながら進める緑のまちづくり	豊かな緑の次世代への継承	◎豊かな緑の保全と充実	◎豊かな緑のあることを多くの人に伝える ◎庭の大径木を保全する
		◎緑の連続性の創出	
	都市開発と調和したオープンスペースを利用した緑づくり	◎緑のコミュニティ拠点の整備	
		◎まちづくりと連携したオープンスペース整備	
◎公共施設の有効活用 ◎既存施設のリフレッシュ			
目に映る緑や緑のネットワークが充実した緑のまちづくり	沿道緑化による緑の街並み形成	◎民間施設等の緑化推進	◎区の方針に沿った敷地の緑化を進める
		◎公共公益施設でのモデル的な緑化の推進	
		◎緑のスポットの形成	
	多様な道路の緑の形成	◎多様な植栽形式の導入	
◎植樹帯等の地域への開放		◎道路の緑愛護会の活動に参加する	
人々を迎える緑のゲートづくり	◎緑のゲートの形成		
住民・企業・行政が一体となって進める緑のまちづくり	緑を増やす意識づくりやきっかけづくり	◎みんなの花壇で進める緑のまちづくり	◎花づくり活動に参加する
		◎緑と文化を学ぶ機会の充実	◎イベントや学習会等に参加する
		◎小さな緑づくり運動の推進	◎ベランダや屋上で緑化活動を行う
		◎緑のイベントの推進	◎イベントに積極的に参加する
	緑の組織・体制づくり	◎緑の自主管理組織の育成	◎道路や公園の自主管理組織に参加する
		◎緑の相談所の設置	
◎千代田緑のトラストの確立		◎トラスト活動に参加する	

企 業 の 役 割	都 ・ 国 の 役 割	区 の 役 割
<ul style="list-style-type: none"> ◎外濠リングにふさわしい緑の保全と創出を図る ◎敷地の大径木や樹林を保全する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎内濠リング、外濠リングにふさわしい空間を積極的に創出する ◎大径木や樹を保全する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎外濠や神田川等において、外濠リングの形成を図るよう、緑と水にふれあう場所としての充実を図っていく ◎樹木の保全を進める ◎外濠リング形成を関係者に要請する
<ul style="list-style-type: none"> ◎緑の環境文化軸にふさわしい沿道の緑化を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ◎緑の環境文化軸にふさわしい道路の緑化を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ◎重要な日本橋川や道路等において、豊かな線の連続性を創出していく
<ul style="list-style-type: none"> ◎敷地の確保に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎敷地の確保に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎区立公園や広場等の確保に努める
<ul style="list-style-type: none"> ◎区の方針に沿って、公開性の高い緑の公開空地等を整備する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎区の方針に沿った指導を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ◎区の方針に沿った緑地の整備を要請する ◎管理等への支援策を検討する
	<ul style="list-style-type: none"> ◎公共公益施設に、公開性の高い広場を設ける 	<ul style="list-style-type: none"> ◎公共施設の公園化や公共公益施設の公開性の高い広場を設ける
		<ul style="list-style-type: none"> ◎既存の区立公園等で、時代に合った改修を進める
<ul style="list-style-type: none"> ◎区の方針に沿った敷地の緑化を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ◎区の方針に沿った指導を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ◎緑化推進要綱の策定と、これに基づく指導を図る
	<ul style="list-style-type: none"> ◎所有地でのモデルとなりうる緑化を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ◎所有地でのモデルとなりうる緑化を進める
<ul style="list-style-type: none"> ◎緑のスポットとなる場所の提供や植樹を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ◎緑のスポットとなる場所の提供や植樹を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ◎緑のスポットとなる植樹の推進や支援を行う
		<ul style="list-style-type: none"> ◎多様な植栽形式を導入し、道路の緑の質を高める
<ul style="list-style-type: none"> ◎道路の緑愛護会の活動に参加する 		<ul style="list-style-type: none"> ◎植樹帯の開放を進める
<ul style="list-style-type: none"> ◎要所で行う緑化に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎要所での立体的な緑化を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ◎要所での立体的な緑化を進める
<ul style="list-style-type: none"> ◎花づくり活動に参加する 		<ul style="list-style-type: none"> ◎自由に使えるみんなの花壇を区民等に開放する ◎花づくり活動のPRを行う
		<ul style="list-style-type: none"> ◎緑に関する生涯学習を充実する ◎広報・パンフレット等による緑に関する情報提供を充実する
		<ul style="list-style-type: none"> ◎小さな緑をつくるのに必要な資材を配付し、PRする
<ul style="list-style-type: none"> ◎イベントに積極的に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎イベントでの実施に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎本区独自の緑の祭り等の各種イベントを企画する
<ul style="list-style-type: none"> ◎道路や公園の自主管理組織に参加する 		<ul style="list-style-type: none"> ◎自主管理組織の結成を支援していく
		<ul style="list-style-type: none"> ◎緑のイベントの際に、緑の相談所を開設する
<ul style="list-style-type: none"> ◎金銭的な協力をを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ◎区のトラスト運動を後援する 	<ul style="list-style-type: none"> ◎トラスト組織の立ち上げを検討する

(実現のための住民・企業・行政の役割分担)

施策の実現のためには、区が積極的に取り組むことはもとより、都・国の協力、区民や企業の緑に関する理解と緑化活動への協力なしには実現し得ません。このため、次の役割分担のもとに、計画実現に向けて取り組みを進めていきます。

◎住民の役割



- 街づくり協議会などのまちづくり、緑づくりに関する組織的な活動への参加と意見の発表
- 身近な公園や道路植栽等の管理や育成
- ベランダや窓辺、屋上を利用した緑づくり、自然づくり
- 子供達に緑の大切さなどを継承

◎企業の役割



- 日本の中心地・千代田、世界の顔・千代田に立地するにふさわしい責任ある都市美づくりへの参加
- 地域に貢献する緑地創出・緑化推進、緑化活動、基金への支援などの実施
- 職場環境の一環としての緑の創出

◎行政の役割

①都・国の役割



- 区の方針に基づいた緑のまちづくりの推進
- 都有地・国有地での都市開発や、建築のモデルとなる緑のオープンスペースの積極的な創出
- 都市開発や建築物の立替え機会における、適切な緑地の創出と緑化のための指導
- 管理施設の緑化の推進による沿道景観の向上

②区の役割



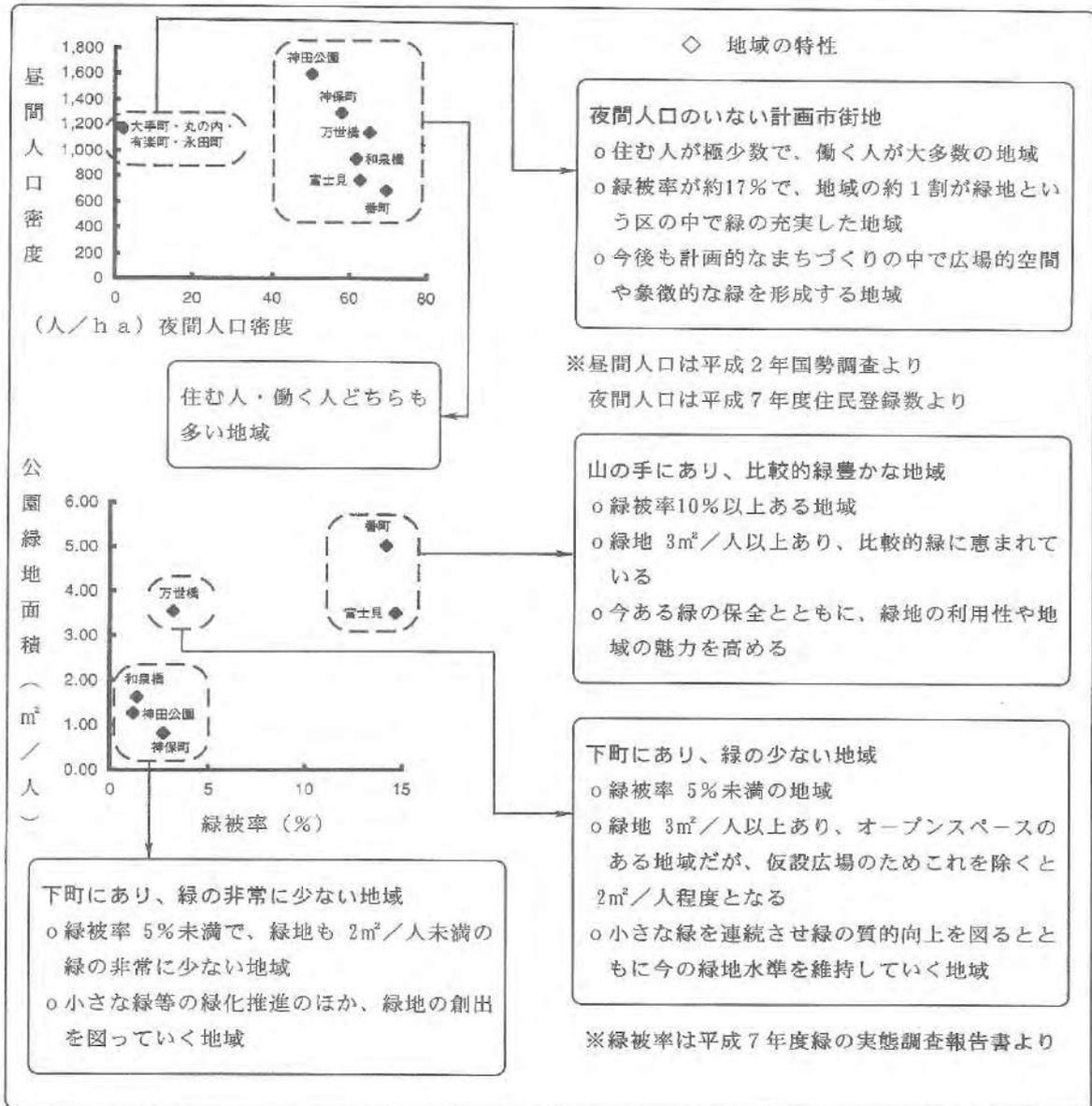
- 緑のまちづくりの全体調整
- 環境保全、景観形成、レクリエーション、防災等に資する地域レベルの緑を充実するため、区立公園等の整備や再活性化、道路や公共施設の緑の充実
- 本区の魅力を住民・働く人・学ぶ人・集う人に伝える仕組みの充実
- 都市開発や建築物の立替え機会における、適切な緑地の創出と緑化のための指導
- 区民が土に親しめる場所の提供と緑化活動の支援

VII. 地域別緑の整備方針

1. 地域別緑地の配置と緑化の方針

(1) 地域の緑の特徴

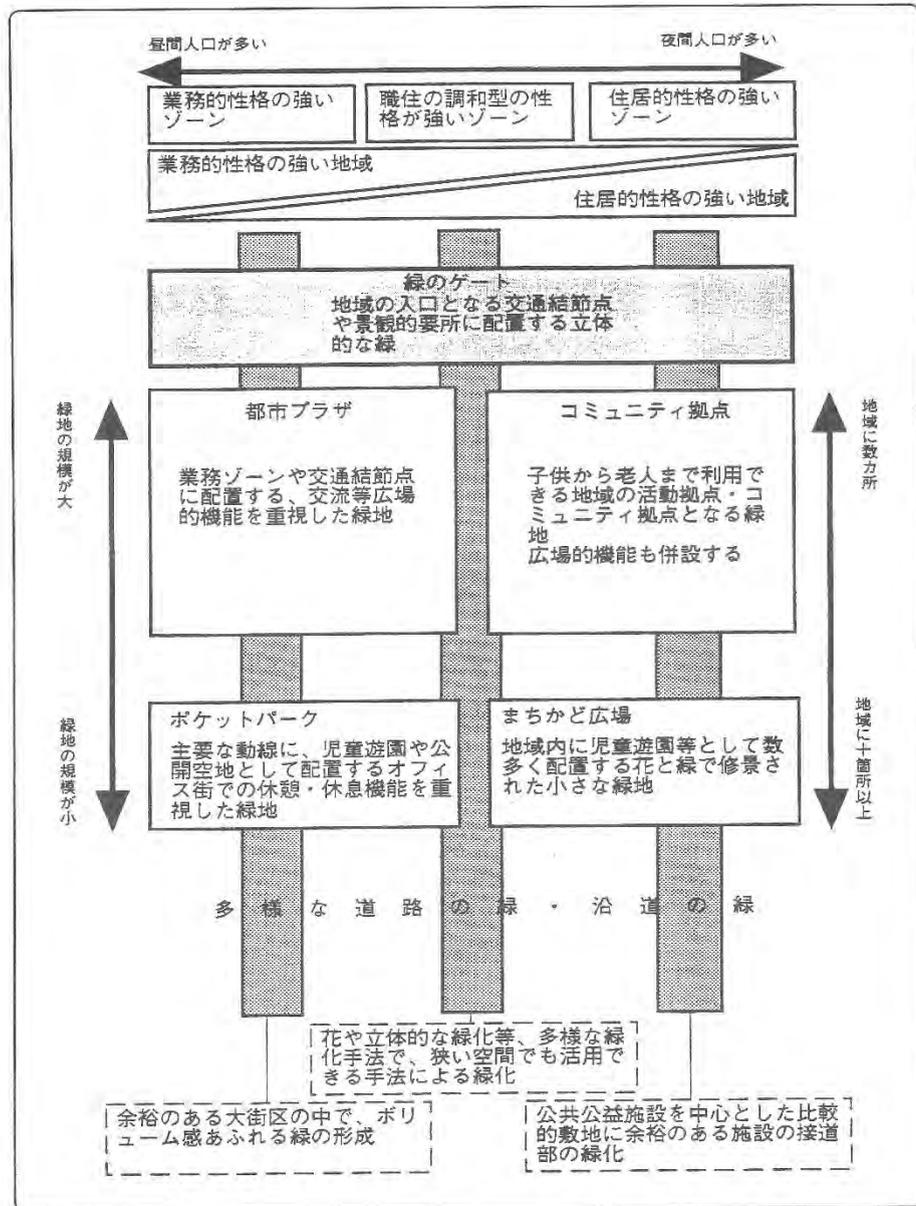
本区は内濠を取り囲むように、住む人・働く人どちらもが係わる場所と働く人がほとんどの場所のいずれかのタイプが広がっており、また山の手の地域・下町の地域があり、緑の分布状況が異なります。地域別の緑地の配置は、これらの地域特性を配慮しながら進めます。



(2) 基本的考え方

地域レベルの緑の将来像にもとづき、地域内には、地域の核となる緑や地域の環境を向上させる点在する緑、そしてネットワークする緑を地域の特性に応じて配置するほか、交通の結節点や景観上の要所となる場所には、目に映るシンボリックな緑を配置し、これらにより地域の緑の基本的な骨格を形成します。

◇ 地域を形成する緑の種類と機能

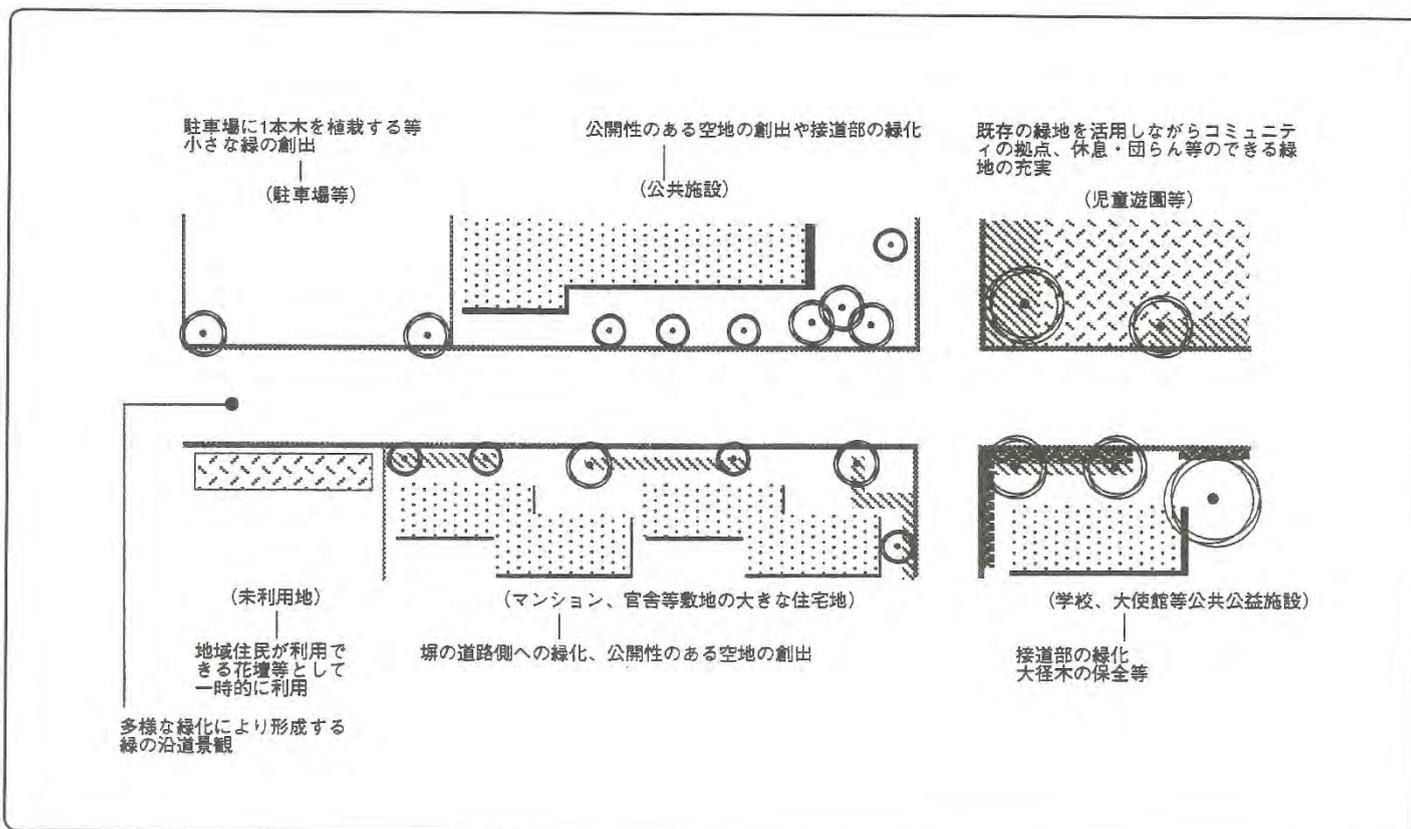


(3) ゾーン別方針

①住居的性格の強いゾーンの緑の方針

……番町地域、富士見地域……その大部分が山の手に立地し、外濠、靖国神社、清水谷公園等まとまりのある緑地があるほか、緑被率も15%程度と比較的緑に恵まれています。また、敷地に余裕の見られるマンションや学校、大使館、病院、官舎等の公共公益施設が多いことも特徴となっています。

◇住居的性格の強い地域での緑のイメージ



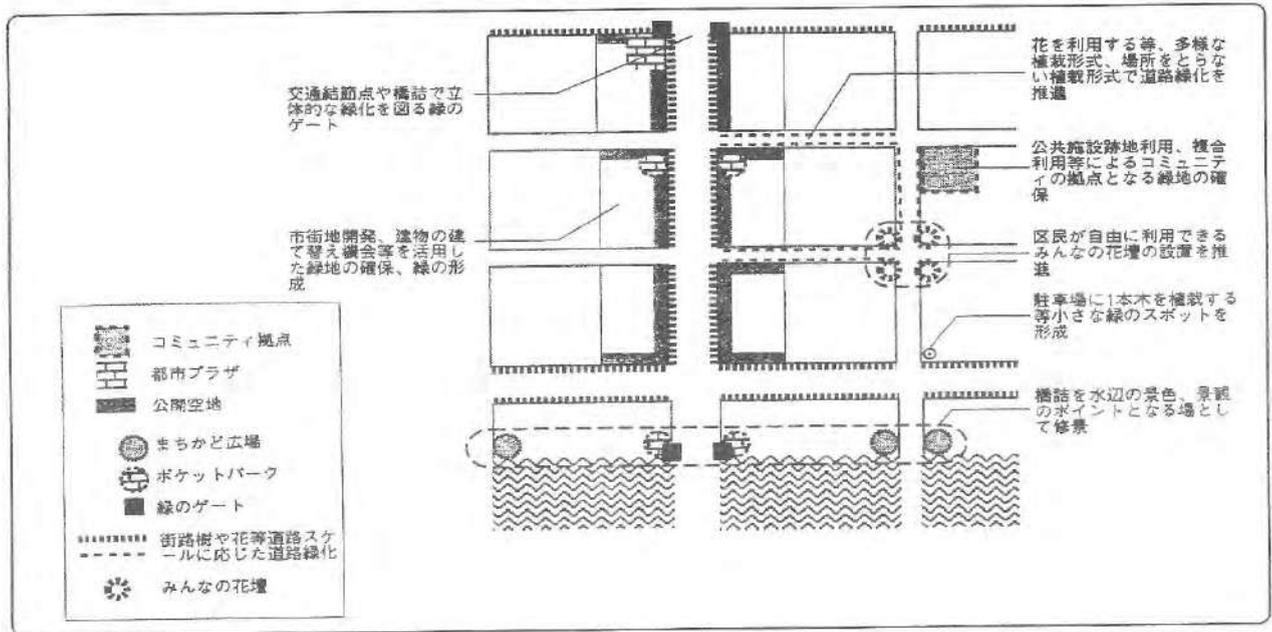
- 数多い公共公益施設を活用して、公開性のある空地の創出や、接道部側の緑化を行い、緑の沿道景観を形成します。とくに集中して立地している区間で積極的に取り組みます。またマンション等街区の大きな民有地においても、地区計画等を活用したり、公開空地の確保や接道部側、塀の道路側に緑化スペースを創出するよう取り組み、緑の沿道の景観を形成します。
- 大径木となっている樹木が点在しており、これらの保全に取り組みます。

- 休息できるスペースやコミュニティの拠点となるスペースが不足している部分もあり、既存の緑地を活用しながら充実します。
- 駐車場等においても1本の木を植える等により少しでも緑を増やしていきます。
- 未利用地等の一時的な利用方法として、花壇等として活用することを検討します。
- JR貨物用地等は、緑と水の交流やコミュニティ拠点の確保等において重要な場所にあり、広場の確保や緑化の推進を図る場所として都市開発の検討を行います。

②職住調和型の性格の強いゾーンの緑の方針

……神保町地域、神田公園地域……下町に立地し、商業業務施設を主体とした集密な土地利用が行われ、緑地や緑が著しく不足している状況にあります。また駿河台を除き、公共公益施設の比率は山の手の地域に比べ、少なくなっています。一方、震災復興公園や神田川、橋詰、街路樹等が貴重な緑となっています。古くから住んでいる住民が多く、高齢者比率も高くなっています。

◇ 職住の調和的性格が強い地域での緑地の配置図



- 市街地開発事業、地区計画、建築物の集合化・高層化・不燃化等の建て替えの機会等を活用し、接道部側への公開空地や緑化スペースの確保に努め、小規模なオープンスペースを確保します。その際、道路や沿道の緑化を図るネットワーク沿いに行われるように配慮します。
- 多様な植栽形式により、道路の緑の質を向上させたり、花やつる植物等の植栽スペースをとらないものにより緑化を行う等で、少しでも緑を増やしていきます。
- 植樹帯を地域に開放したり、自由に区民が利用できる花壇を設置する等して、区民が緑化を行える場所の提供に努めます。

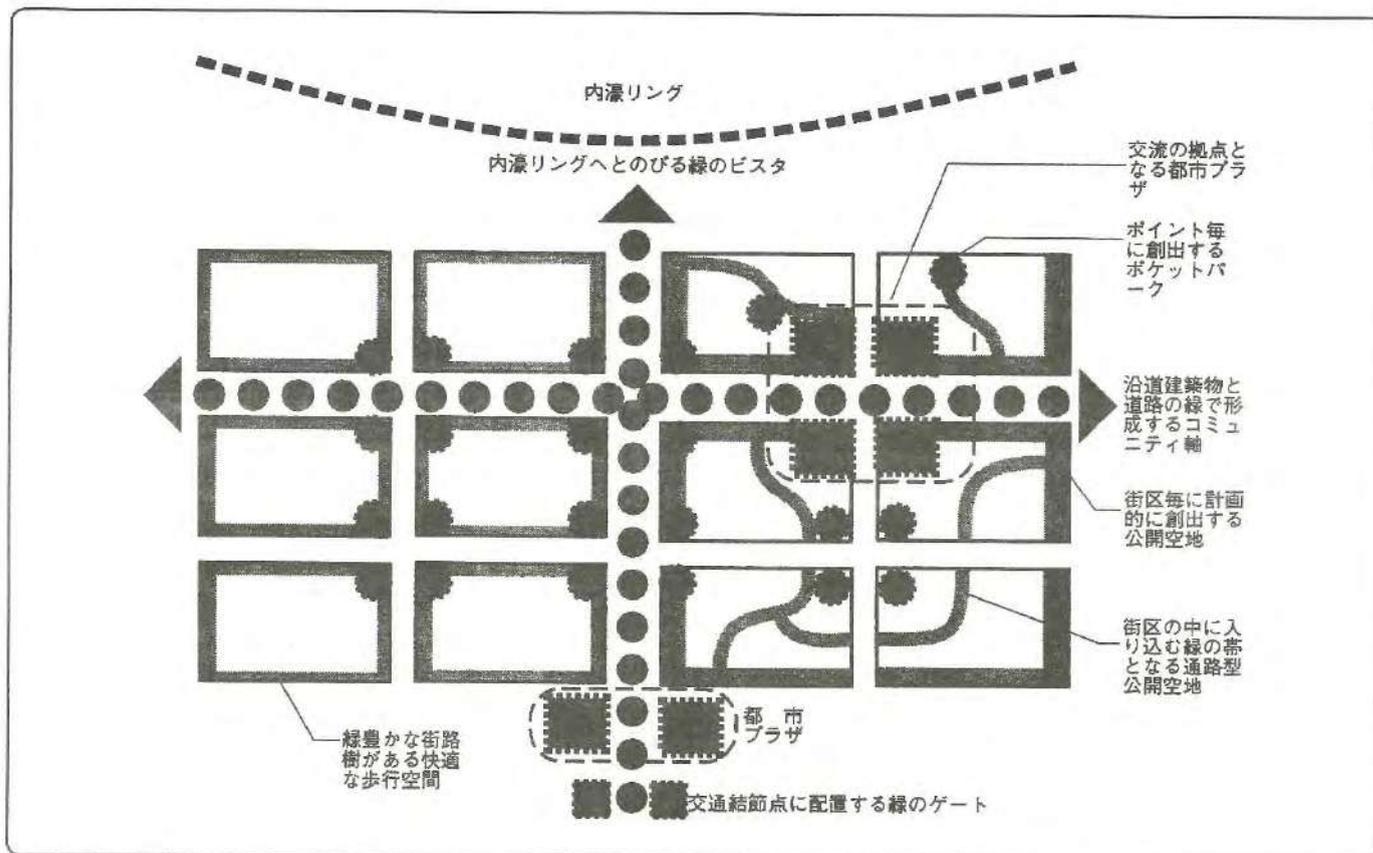
- 駅前等の交通の結節点や、日本橋川沿いに立体的な緑化を行い、自に見える効果の高い緑化を図ります。
- 駐車場に木を1本植栽する等、小さな緑のスポットを増やしていきます。
- ベランダや屋上等を活用した緑化の普及啓発により、小さな緑を増やしていきます。
- コミュニティの拠点となる公園が誘致圏的に不足している場所では、公共施設の跡地利用等により、確保を図ります。
- 橋詰は、水辺の景色を楽しめる場として、また景観的にポイントとなる場として、修景や休息スペースの確保等を図ります。

③業務的性格の強いゾーンの緑の方針

……大手町・丸の内・有楽町・永田町地域

……日本の玄関口であるとともに、政治・経済の中心であり、日本の顔となる地域です。日比谷公園や国会議事堂前庭、日枝神社等は、区内においても最も緑地と緑の多い地域であり、電線の地中化や一団地の官公庁施設指定等により、余裕ある敷地にボリュームある緑が創出されています。なお丸の内・大手町・有楽町では将来に向け、再開発の気運が高まっています。

◇ 業務的性格の強い地域の緑地の配置模式



○日本の顔にふさわしい大街区に、ゆとりのあるオープンスペースが確保され、ボリュームある緑が育成する空間の維持形成を、今後とも目指します。

○緑の創出は、そこに立地する企業の責務ととらえ、公開性の高いオープンスペースの創出や余裕ある歩道などにより、ボリュームある緑の育成を促進します。

○街区の整備が必要な地域については、再開発の際に、道路と一体的に整備することにより、大径木が育成できる空間を生み出すほか、街区内を貫通する緑の通路状の公開空地が確保できるよう促進します。また、交流の拠点となる場所には、都市※プラザを設ける等の周辺の建築物と一体となって利用できる空間が創出できるよう配慮します。 (※広場)

○既に街区が整備されている地域については、街並みの連続性を重視し、緑豊かな街路樹やポケットパークを中心とした整備を図るほか、低層部への屋上緑化を進めます。

2. 地域別緑の整備方針

都市公園—東京都千代田区都市公園条例。
児童遊園—東京都千代田区立児童遊園の設置及び管理に関する条例。
広 場—東京都千代田区立広場の設置及び管理に関する要綱。

《番町地域》⇒⇒ 緑被率14.1% 公園緑地6.15ha

①地域の特色

- 新宿通り沿道を除いて住居系用途地域
- 住宅・業務施設・文化教育施設主体の番町、新宿通り沿いの業務施設主体の麴町、大規模商業施設主体の隼町・平河町・紀尾井町
また、公共公益系の施設も多い
- 番町・麴町に夜間人口は多く、区民の約3割が居住
- 一宅地当たりの敷地規模が比較的大きい
- 交通の結節点は赤坂見附、四ツ谷、市ヶ谷
- 緑や公園・広場にたいしての満足度84%
(平成7年11月「区民世論調査」より作成)

②緑の特色

- 都市公園4箇所(東郷元帥記念、三宅坂、清水谷、千鳥ヶ淵)、児童遊園2箇所(心法寺、五番町)、広場2箇所(四ツ谷駅前、麴町こどもの)、千鳥ヶ淵戦没者墓苑がある
- 内濠と桜並木の下を散策できる外濠(都市計画緑地)がある
- 紀尾井町では公開空地により緑の景観が確保されている
- 番町では大使館の緑や沿道建築物の緑により緑の景観を形成しているところがある
- 公園や公共公益施設に大径木(樹冠10m以上の木)が150本以上残っている



◎緑のテーマ

《おちついた街並みの中で、どこでも緑にふれあえるまち》

- 公共公益施設やマンション等の緑化を図りながら沿道の緑をふやし、どこを歩いても豊かな緑が目に見えるまち
- 都市計画道路の整備を活かしながら、地域のシンボルとなる内濠と外濠をつなぐ緑があるまち

◎緑の方針

- 学校や大使館、官舎等の公共公益施設が数多く立地しているほか、接道部に余裕をもったマンション等の立地がみられるので、沿道緑化により緑の街並みを形成していきます。
- 未完成である放射27号は、番町地域の中心部を東西に結ぶ地域軸として機能する場所にあるほか、内濠リングと外濠リングを結ぶうえでも重要な位置にあり、地域の緑軸として緑道的な緑豊かな道路として整備していきます。
- 公共公益施設や民有地には大径木が残っており、積極的に保全を図ります。
- 他の地域に比べ緑地に恵まれているものの、コミュニティの核となるような緑が十分ではなく、今後児童遊園等を活用しながら緑のコミュニティ拠点を確保していきます。

「緑のコミュニティ軸」
放射27号を地域の緑のコミュニティ軸と位置づけ緑道的な緑豊かな道路となるように施行者である都に要請します。

「公共公益施設・民有地緑化」
数多い公共公益施設を緑化誘導します。マンション等の敷地の大きな建築物では接道部の緑化を積極的に進めます。

「樹木の保全」
公共公益施設及び民有地の大径木の保全を推進します。

「外濠リング」
緑の中を歩いて回れる桜並木の続く道としての保全と沿道緑化の推進を関係者に要請します。児童遊園を緑のコミュニティ拠点となるように施設の充実を図ります。

「未利用地の一時的な活用」
地域内に比較的多くある未利用地を、みんなの花壇等として一時的に活用することを検討します。



「内濠リング」
内濠沿いを水と緑に親しめる空間として整備を図ります。

「テーマゾーン」
都市計画道路等を緑豊かな道路とするほか、公共施設で豊かな緑を創出します。テーマゾーンにふさわしい緑豊かな空間となるよう、今ある緑の保全を図るほか立て替えの機会等に配慮します。外濠リングとして緑の中を散策できるネットワークとなるよう関係者に要請します。

「緑のゲート」
地域への入口となる四ッ谷や市ヶ谷等に緑のゲートの形成を検討します。

	主な公園緑地		緑のゲート
	緑の公共公益施設		道路や沿道の緑のネットワーク
	主なオープンスペース		
	骨格となるネットワーク		

N

0 50 100 250 500M

①地域の特色

- 目白通りを境に飯田橋側は商業系で、九段・富士見側は住居系の用途地域
- 九段北・富士見は文化教育施設と集合住宅が主体で、九段南・飯田橋は商業業務施設が主体
- 教育施設が立地し、学生等で賑わいがある他、日本武道館・靖国神社・ホテルなどはイベント時の賑わいがある
- 交通の結節点は市ヶ谷、飯田橋
- 緑の満足度76%、公園・広場の満足度72%
(平成7年11月「区民世論調査」より作成)

②緑の特色

- 外濠の緑地や靖国神社（都市計画風致公園）等のまとまりのある緑地に恵まれている
- 都市公園2箇所（九段坂、富士見児童）、児童遊園5箇所（俎橋、中坂、堀留南、堀留北、飯田橋）、広場2箇所（富士見子ども、飯田橋子ども）がある
- 外濠は桜並木の散策路であり、沿道の学校も接道部が緑化され、良好な緑の景観を形成しかし、学校や公共公益施設が集中して立地し、中には接道部緑化されていないものもあるため、緑の景観創出の可能性は高い
- 富士見側は比較的緑が多いが、飯田橋側は日本橋川沿いの児童遊園等のほか、ほとんど緑地はない



◎緑のテーマ

《豊かな緑と文化の香りにつつまれるまち》

- 連坦して立地する公共公益施設の緑化により緑の散策路が形成されているまち
- 日本橋川の水辺を活かした水と緑と人が交流できるまち

◎緑の方針

- 公共公益施設が番町地域と比較しても、一層連坦して多く立地しており、公共公益施設の緑化により緑の散策路を形成できる可能性は非常に高く、施設から連続している道を沿道緑化によって緑のネットワークルートとしていきます。
- 外濠リングは桜並木の散策路となり、隣接する公共公益施設も緑化していることから、良好な景観を形成しているが、休息できる場所が十分ではないことから、地域の人々が利用できる休息場所やコミュニティ拠点となる緑地を確保していきます。
- 飯田橋の地域では著しく緑が少なくなっています。そのような中でJR貨物用地等は、日本橋川の活用や飯田橋地域では不足しているコミュニティ拠点の確保、飯田橋から水道橋までの分断されている外濠リングの連続性の確保の観点から重要な位置にあるため、散策路や緑地形成を取り込んだ都市開発用地として整備をしていきます。
- 日本橋川沿いの児童遊園等として活用されている橋詰は、より景観的に配慮した空間整備を行い、水と緑の接点として活用していきます。

「都市開発による緑の創造」
市街地開発事業のなかで外濠から飯田橋まで歩いていける緑の空間の形成を図ります。
市街地開発事業のなかで地域の緑のコミュニティ拠点を形成します。

「テーマゾーン」
J R貨物用地等を次のような場所としての整備を図っていきます。
・コミュニティ拠点となるまとまりのある緑地のある場所
・日本橋川沿いの散策路や広場がある場所
・飯田橋から水道橋へと歩いて回れる外濠リングとなる緑の散策路のある場所

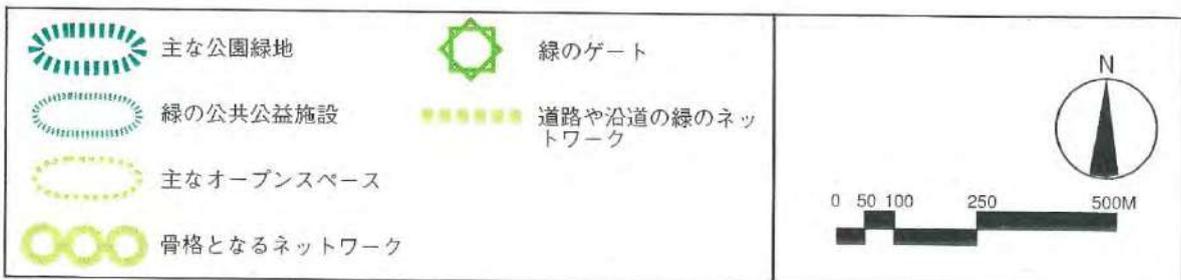
「外濠リング」
歩いて回れる外濠リングとしてベンチ等を設置し休息機能の向上を図っていきます。

「日本橋川の修景」
親水性のある区立公園等の再整備によって日本橋川沿いの環境を向上します。



「沿道緑化」
公共公益施設の接道部を緑化し豊かな緑の沿道景観を形成します。
とくに富士見一丁目は沿道が公共公益施設のみ道のことから、重点的な取り組みを行います。

「内濠リング」
緑の一大拠点を次世代へ継承します。
内濠沿いを水や緑の風景に親しみながら散策できる場へと育成するとともに未開設の都市計画公園を開設し緑の機能を充実します。



①地域の特色

- 商業系の用途地域で、容積率は沿道を除き500%、600%
- 住宅床は番町地域に次いで多いが、商業業務中心の複合市街地化が進行
- 小規模な敷地の多い密集市街地だが、駿河台には大学等の大規模な敷地もある
- 印刷出版関連の事業所が多く立地し、特徴ある商業業務の集積がある
- 主要幹線道路（靖国通り、白山通り）や幹線道路等で街区が構成されている
- 外縁部を神田川、日本橋川に挟まれている
- 交通の結節点は水道橋とお茶の水です
- 緑の満足度50%、公園・広場は52%
(平成7年11月「区民世論調査」より作成)

②緑の特色

- 一人当たりの公園緑地が最も少ない地域
都市公園3箇所（西神田、神保町愛全、錦華）あり、北部は誘致圏にほぼ含まれている
児童遊園2箇所（三崎町、神三）、公開空地5箇所あるが、小さな広場的空間は不足している
- 日本橋川は緑地としての再生が必要である



◎緑のテーマ

《丘の緑が市街地のなかへと広がるまち》

- 駿河台の緑が街路樹等により地域へとつながっているまち
- 賑わいあふれるまちなかのあちこちにチョットした小さな休息空間があるまち

◎緑の方針

- 日本橋川と神田川の分流部から水道橋にかけては、内濠リングがとぎれるため、沿道緑化等による代替ルートを確認します。また、長期的には川沿いのルートの確保を検討します。
- 一つの街路沿いに大学が点在して立地したり、一定街区に学校がまとまっている場所があり、このような場所では、公開空地の確保や接道部緑化により、緑のネットワークを形成します。
- 最も緑地の少ない地域であり、市街地開発事業や建築物の建替えの機会を利用し、積極的に緑地や緑化スペースを確保します。
- 駿河台には、良好な街路樹や区では数少ない市街地の中の斜面林もあり、緑の丘として樹木の保全や新しい緑地の創出等を進めます。

■緑の方針図

神保町地域

「外濠リング」
飯田橋～水道橋間の沿道緑化を進め緑の道を形成します。
水道橋～お茶の水間で隣接する文京区と協力して散策ルートの確保を進めていきます。

「緑の環境・文化軸」
道路拡幅の際に豊かな緑の導入を図っていきます。

「テーマゾーン」
既存樹林の保全を図るとともに、道路の緑、公開空地の緑を一層充実し、緑の丘の創出に努めていきます。

「緑のゲート」
日本橋川や地域への入口となる水道橋駅前に緑のゲートの形成を検討します。

「都市開発による緑の創造」
市街地開発事業により広場や緑化スペースを創出します。

「緑のコミュニティ拠点」
緑のコミュニティ拠点として公園および隣接する公共施設の設置を進めます。

「沿道緑化」
沿道緑化を推進します。

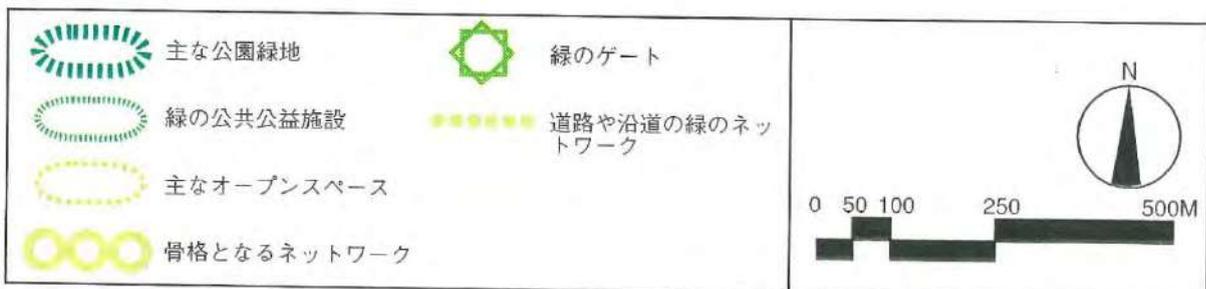
「特色ある界隈の演出」
古本街・書籍街として特色ある界隈空間を花や緑で演出するよう努めていきます。

「都市開発による緑の創造」
市街地開発事業により広場や緑化スペースを創出していきます。

「小規模なオープンスペースの確保」
ネットワークルート沿いに市街地開発事業、建物の建て替え機会の活用等により小規模な広場の確保ができるよう関係者に要請します。

「花のまちづくり」
みんなの花壇の設置や花による道路緑化等を行い場所をとらない緑づくりを推進します。

「一時的な未利用地の活用」
地域内に比較的にある未利用地をみんなの花壇等として一時的に活用します。



《神田公園地域》⇒⇒ 緑被率 1.2% 公園緑地0.43ha

①地域の特色

- 商業系の用途地域、容積率は幹線道路沿道が70%、800%、その他が600%
- 業務施設が主体で、街区規模は非常に小規模なものが多い
- 高齢者人口比率が区内で最も高く23.8%
- 地域の南側は日本橋川
- 緑の満足度24%、公園・広場では40%
(平成7年11月「区民世論調査」より作成)

②緑の特色

- 緑被率が最も少ない地域
- 都市公園3箇所(神田児童、神田橋、内神田尾嶋)、児童遊園2箇所(錦三会、鎌倉)、広場1箇所(小川)、公開空地3箇所が本地域の緑地の全てであり、オープンスペースは極めて少ない
- 幹線道路により街区が形成されており、街路樹が緑のほとんどとなっている



◎緑のテーマ

《身近な小さな緑が安心感を高めるまち》

- 密度高く整備された道路を活用した小さな緑にふれあえるまち
- まちなかでチョットした休憩スペースに出会えるまち

◎緑の方針

- 緑被率、緑の満足度とともに最も低い地域であり、住民と一体となった緑づくりを積極的に推進します。
- 比較的歩道のある街路の密度の高い地域であり、この街路を活用し、場所のとらない花による緑化等を積極的に推進します。
- 地域の北西部には緑地が全くなく、コミュニティの拠点となるような緑地を確保します。
- 日本橋川と交差する道路が数多くある地域であり、このような橋詰を活かした緑地の確保や緑化スペースの確保、見た目にも効果的な立体的緑化を推進します。

「未利用地の一時的な活用」
 地域内に比較的多く点在する未利用地を
 みんなの花壇等として一時的に活用しま
 す。

「緑のコミュニティ拠点」
 公園不足地にコミュニティの拠
 点となる新たな緑地の確保を検
 討します。

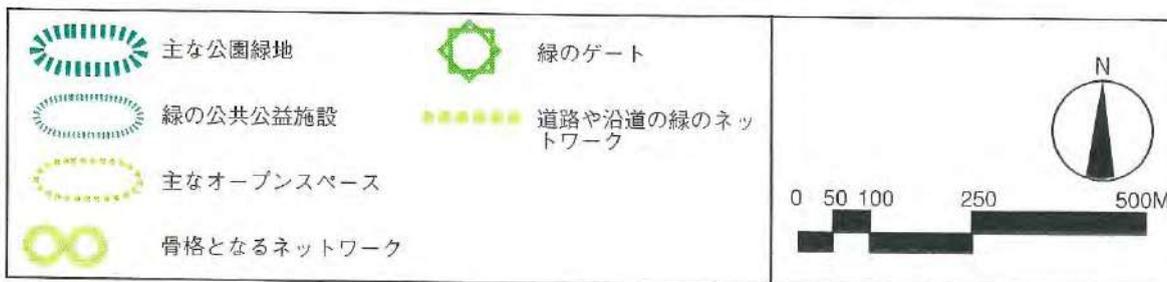
「花のまちづくり・みちづくり」
 みんなの花壇の設置や花による道路緑化等によ
 り、場所をとらない緑づくりを推進します。歩
 道の設置された街路密度が比較的高いためこの
 ような場所で、花による緑化を推進します。

「特色ある界隈の演出」
 スポーツ用品店が集まる特色ある界隈を花や
 緑で演出するよう努めていきます。



「緑のゲート」
 橋詰を利用した緑のゲー
 トの形成を検討し日本橋
 川を復活していきます。

「小規模なオープンスペースの確保」
 ネットワークルート沿いに市街地開発
 事業、建物の建て替え機会の活用等によ
 り小規模な広場の確保を推進します。



《万世橋地域》⇒⇒ 緑被率 3.2% 公園緑地1.66ha

①地域の特色

- 商業系の用途地域、容積率は駅前と幹線道路沿道が800%・700%、その他が500%・600%。
- 秋葉原駅前の集客力のある商業集積地を核に、小規模な敷地に高密な事務所建築物を主体とした複合市街地であり、駿河台は大規模な敷地の教育施設やオフィスビルが集積。
- 交通結節点は秋葉原。
- 人口密度は番町地域に次いで高く、高齢者層が多い。
- 電気街、下町らしい複合市街地、神田明神とその周辺など独特の街並みがある。
- 緑の満足度29%、公園・広場では50%。
(平成7年11月「区民世論調査」より作成)

②緑の特色

- 緑被率 3.2%と低いが、駿河台の公開空地が緑を多く創出しているため、他の下町地域より多い
- 都市公園は4箇所（宮本、芳林、錬成、淡路）あり、配置バランスが良く誘致圏はほぼ満たしており、広場は3箇所（昌平橋東橋詰、昌平橋西橋詰、秋葉原駅前）、児童遊園はないしかし、秋葉原駅前 0.6haを除くと昼間人口当たりの緑の面積は決して多くない状態にある
- 秋葉原周辺では街路樹の緑が主要な緑となっている。



◎緑のテーマ

《まちなかで水と緑に集えるまち》

- 外濠リングを形成する神田川の水辺の風景に親しめるまち
- 駅前の広場や地域内の公園で人々が交流できるまち

◎緑の方針

- 神田川が地域を東西に流れているため地域の軸として、また外濠リングとして、橋詰を中心に空間整備を図ります。
- 仮設で設置された駅前広場に多くの利用者が見られる秋葉原駅前では、市街地開発事業が予定されており、事業の際にはこれに代替できる場所や豊かな緑の確保を図ります。
- 駿河台は公共公益施設を中心に公開空地が数多く確保され、ゆとりある空間が形成されつつあります。今後も回遊できる緑の街並みとして充実を図ります。
- 誘致圏を考慮し配置された震災復興公園は、誘致圏的には身近な緑地に恵まれた地域となっており、今後もコミュニティの拠点として充実を図ります。
- 神田一体は街路樹以外ほとんど緑がない状態であり、植樹帯を住民へ開放したり、土とふれ合える空間の創出に取り組みます。
- 延焼の防止や災害時の一時集合地の都市防災の観点からも、緑地や緑の創出を積極的に推進します。

■緑の方針図

万世橋地域

「小規模なオープンスペースの確保」
ネットワークルート沿いに市街地開発事業、建物の建て替え機会の活用等により小規模な広場の確保を推進します。

「特色ある境界の演出」
電気街として特色ある境界を花や緑により演出します。

「外濠リング」
隣接する文京区と協力して水辺を歩けるルートを確認していきます。

「テーマゾーン」
市街地開発事業のなかで人々が交流できる場や緑が豊かな駅前への創出を図っていきます。



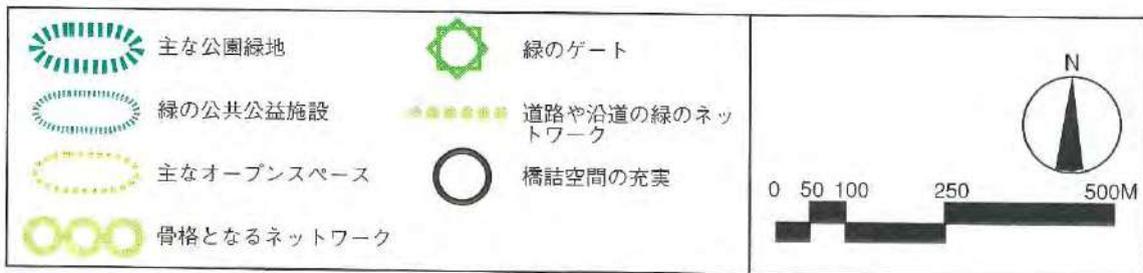
「橋詰」
外濠リングにふさわしい、美しく修景され、人々が水辺を眺めることの出来る橋詰空間の形成に努めます。

「テーマゾーン」
公開空地が形成する緑のなかを回遊できる丘の形成を図っていきます。

「花のまちづくり」
みんなの花壇の設置や花による道路緑化等による場所をとらない緑づくりを推進します。

「安全性を高める緑づくり」
建物の建て替え機会を活用した緑化スペースの創出と耐火性の樹種の植栽等により安心感と安全性を高める緑づくりを推進します。

「緑のゲート」
地域への入口となる秋葉原駅前等に緑のゲートの形成を検討します。



《和泉橋地域》⇒⇒ 緑被率 1.4% 公園緑地0.98ha

①地域の特徴

- 商業系の用途地域、容積率は駅前および幹線道路沿道が800%・700%、その他は靖国通り北側が500%、南側が600%
- 業務施設が主体であり、細街路沿道等に住商併用住宅と専用住宅等が混在
- 番町、万世橋地域に次いで人口密度は高い高齢者層が多く、高齢者を含む世帯も多い住宅では家族世帯向けが多い
- 事業所数は丸の内地域に次いで多く、和泉町周辺では流通・金物、岩本町周辺では繊維、神田駅周辺では薬品等と、独特の産業集積と業務・商業環境が形成されている
- 関東大震災防火守護地の碑があるほか、防災に対する意識が他の地域に比べ高いと考えられる
- 緑の満足度35%、公園・広場では42%
(平成7年11月「区民世論調査」より作成)

②緑の特徴

- 緑被率 1.4%と神田公園地域に次いで緑が少ない地域
- 都市公園4箇所（佐久間、龍閑児童、和泉、秋葉原）あり、うち3箇所は神田川以北のため、南側は少ない
- 全ての橋詰に広場の空間があり、児童遊園14箇所（柳森、地藏橋東、地藏橋西、お玉が池、岩本町二丁目、和泉橋南東、和泉橋南西、美倉橋東、美倉橋西、美倉橋北、佐久間橋、左衛門橋南、左衛門橋北、いずみ）あり、佐久間橋や美倉橋児童遊園のようなモデル的整備がなされた空間もあるが、広場はない
- しかし上記を除けば、街路樹の緑が唯一の緑と言える



◎緑のテーマ

《緑と水が安心を約束するまち》

- 外濠リングを形成する神田川の水辺の風景に空の広さを感じるまち
- 地域内に適切に配置された公園緑地や、あちこちにある小さな緑が、生活のなかで安心感を生み出すまち

◎緑の方針

- 神田川が地域を東西に流れているため、地域の軸として、また外濠リングとして橋詰を中心に空間整備を図ります。
- 秋葉原駅前では市街地開発事業が予定されており、市街地整備と連動して神田川沿いの水辺のルートの整備等を検討していきます。
- 神田川の南側の区域にはコミュニティの拠点となる緑が不足しており、これを確保していきます。
- 神田駅の東側には広場等象徴となる場所がないため、緑のゲートなどを整備していきます。

■緑の方針図

和泉橋地域

「テーマゾーン」
市街地開発事業のなかで緑豊かな駅前
の創出を図っていきます。
長期的な視野で水辺の散策路の形成
を検討します。

「小規模なオープンスペースの確保」
ネットワークルート沿いに市街地開発事
業、建物の建て替え機会の活用等により
小規模な広場の確保を推進します。



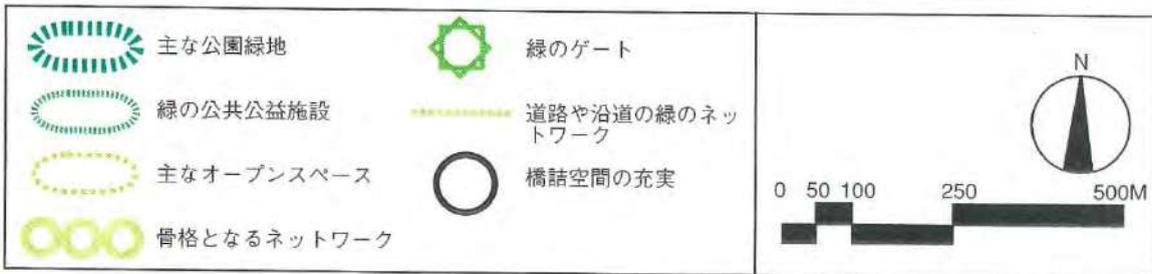
「橋詰」
外濠リングにふさわしい、美しく
修景され、人々が水辺を眺め
ることの出来る橋詰空間の形成
を図っていきます。
区は川沿いの道路の沿道緑化に
よりネットワークルートの形成
を図っていきます。

「緑のゲート」
秋葉原や神田等地域への
玄関口に緑のゲートの形
成を検討します。

「安全性を高める緑づくり」
一時集合場所となる緑地の確保や、建物の建
て替え機会を活用した緑化スペースの創出と
耐火性の樹種の植栽等による安心感と安全性
を高める緑づくりを推進します。

「緑のコミュニティ拠点」
公園緑地が著しく不足してい
る地区において跡地利用等
によってコミュニティの拠点と
なる緑地の形成を図っていき
ます。

「花のまちづくり」
みんなの花壇の設置や花に
よる道路緑化等により、場
所をとらない緑づくりを推
進します。



大手町・丸の内・
有楽町・永田町地域 ⇨⇨ 緑被率16.9% 公園緑地21.97ha

①地域の特色

- 日比谷公園を除き、商業系の用途地域
- 大手町・丸の内は中枢的機能を持つ本社ビル、有楽町・内幸町は商業業務系ビル、霞が関は官公庁ビルが中心で、整然とした景観を多く形成
- 広幅員の街路、大街区、大規模公開空地等により独特な都市構造を形成
- 夜間人口と昼間人口の差が極端にあり、ビジネス街としての性格が強い地域
- 皇居前にあたり、東京駅、有楽町駅がある
- 日本の顔として位置づけられる場所

②緑の特色

- 区内で最も緑が多い地域
- 日比谷公園や国会議事堂前庭等、歴史的・文化的に意義の高いまとまりある緑地がある
また都市公園1箇所（常盤橋）、広場1箇所（内幸町）あり、児童遊園はない
- 地域内の2割以上が公開空地であり、街づくりの中では積極的に緑を創出させている
- 丸の内では美化協会が結成されており、道路植栽の管理を自主的に実施
- 永田町には日枝神社があり、自然的な緑の拠点となっている



◎緑のテーマ

《日本を代表する緑の風景と自然との共生が図られたまち》

- ゆとりある敷地構成の中に、ボリューム感あふれる緑が内濠リングから市街地につながるまち
- 日本を代表する象徴的な緑の風景や風格ある緑の沿道が企業参画のもとに形成されるまち

◎緑の方針

- 日本の顔として位置づけられる場所であり、大街区での構成、中枢的施設の集積、内濠リングとなる皇居正面に位置する等の特性をふまえ、風格のある内濠リング内の自然性を活かした緑の育成を図ります。
- 永田町再開発地区計画では、日枝神社を計画区域に取り込み、緑地として保全するよう位置づけることにより、担保性の強化を図っていきます。内幸町地区計画では、地区施設として公共広場を位置づけ、公有地と私有地を換地するとともに施設の複合利用を行い、新たに広場を創出しました。今後もこのようなまちづくりの手法を活用し、積極的に緑地の創出をしていきます。
- 大手町から有楽町にかけての区域では、長期的視点で環境の共生に主眼を置いた再開発構想が検討されており、内濠リングの自然を地域に呼び込めるような緑の連続性の確保に配慮した再開発へ向け、構想の具体化を図ります。
- 丸の内美化協会に見られるような企業参加型の緑の育成方策を、霞が関等の地区においても取り組めるよう広げていきます。

「テーマゾーン」
長期的な視野のなかで、再開発を進め、内濠リングの自然をまちなかへと広げるため緑あふれる公開空地が連続するよう努めていきます。
交流の拠点となるような箇所に、多くの人々が交流できる都市プラザの形成を図っていきます。

「内濠リング」
緑の一大拠点を次世代に継承します。
内濠沿いを水と緑の風景に親しみながら散歩できる場としての形成を図っていきます。
皇居前広場の緑地としての有効活用を図るなど緑の機能を充実するよう努めていきます。

「緑のまちづくり」
再開発地区計画により樹林地の保全と広場の形成を推進します。

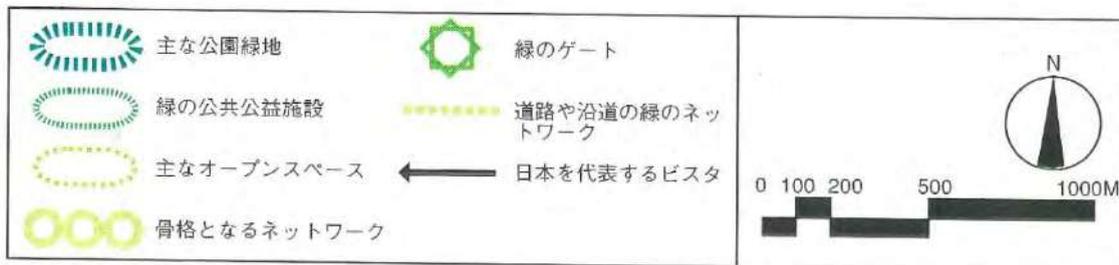
「外濠リング」
道路緑化の推進により浜離宮までつながる緑の帯形成を図っていきます。

「緑の駅前」
緑のゲート等によるシンボリックで緑豊かな駅前の形成を検討します。

「緑のまちづくり」
再開発による緑のオープンスペースの確保を図っていきます。

「テーマゾーン」
大街区の余裕ある敷地を活用したボリュームある緑あふれる緑空間の形成に努めます。

「日本のビスタ」
皇居や国会議事堂をランドマークとする緑のビスタの形成を図っていきます。



VIII. 計画の実現に向けて

計画の実現に向けて次の事項に取り組んでいきます。

(1) 方針の具体化

本計画は、本区の緑のあり方や今後 20 年間にわたる緑のまちづくりの方針であり、本計画にもとづき区内部に相互調整を行う場を設け、各種事業や施策の実現化へ検討や調整を行い、その結果に基づいて各所管課において実施計画を策定します。

また必要に応じ、その実施計画を区実施計画として位置づけたうえで、区の総意として緑のまちづくりに取り組んでいきます。

(2) 都・区との連携の強化

区には都や国に係わる施設が数多くある他に、建築指導など都が大きな役割を果たす行政事務があります。

緑のまちづくりの実現のためには、区が地域リーダーとして計画推進することはもちろんのこと、都や国とも連携して、公共施設の緑化や民間施設の公開空地の設置・緑化等を推進していく必要があります。

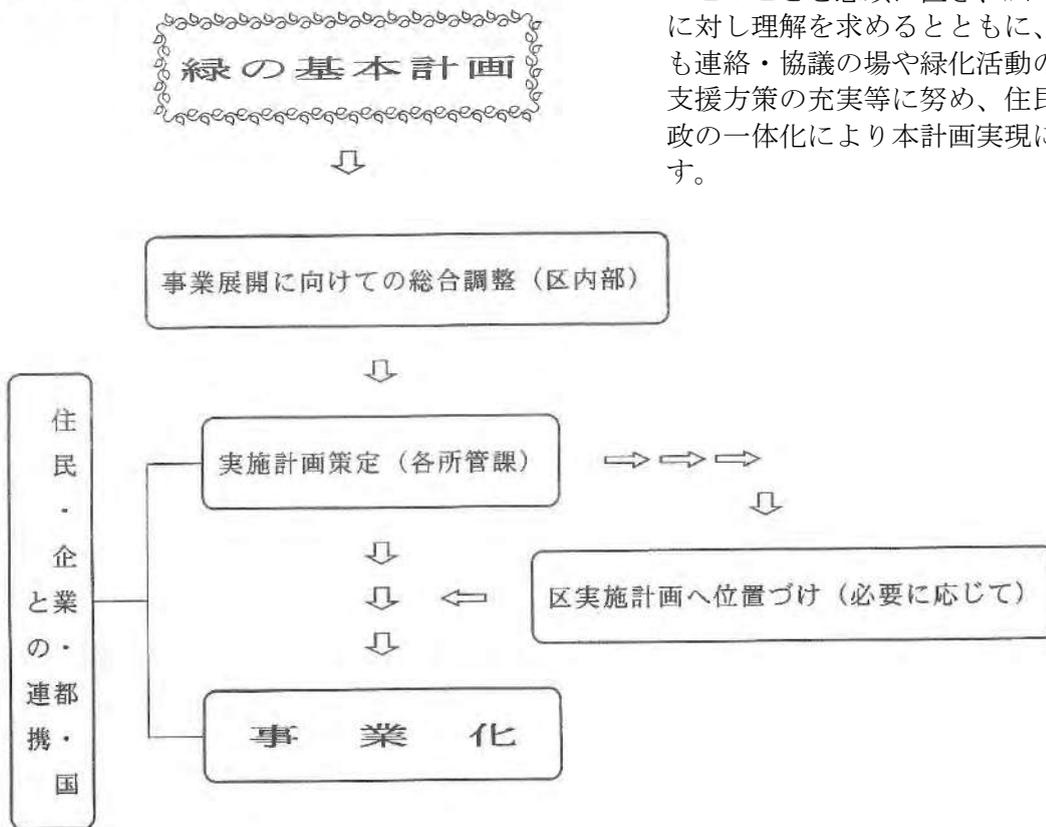
そのため、本計画の主旨を関係機関に理解を求めるとともに、適宜調整を図りつつ緑のまちづくりを進めます。

(3) 住民・企業との連携強化

緑のまちづくりの主役は住民であり、企業です。

このことを念頭に置き、広く住民・企業に対し理解を求めるとともに、区においても連絡・協議の場や緑化活動の受け皿、各支援方策の充実等に努め、住民・企業・行政の一体化により本計画実現に取り組みます。

◇ 具体化の流れ



〔用語解説〕

オープンスペース ……

構造物のない、ある一定の地域的な広がりのある空間。

開発許可 ……

都市計画法による開発行為に対する許可制度。

都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならない。都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、良好な都市環境を確保するための、都市計画制限の一種である。

公開空地 ……

建築基準法に規定された総合設計による建築物の敷地内の空地などのうち、歩行者が日常自由に通行又は利用することのできる緑地・施設等をいう。

形状、機能により、道路に沿って設ける「歩道状空地」、敷地内を貫通して公共施設相互を結ぶ「貫通路」、ポケットパークのような「広場状空地」に区別される。

修景 ……

元来、造園上の用語で庭園美化などを意味するが、近年は建築物や公共施設の形態・意匠・色彩を、周囲の街並みに調和させることやストリートファニチャー（バスの停留所、公衆電話ボックス等の小建築物やベンチ、街路灯、郵便ポスト、屑入れ等）の配置など、都市計画的な景観整備一般を指すことが多い。

住区基幹公園 ……

主として近隣住区内の住民の安全で、快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられた基幹公園。

基幹道路等に囲まれたおよそ 11 ㎡、人口 1 万人の標準近隣住区を計画単位として、整備すべき公園の種類を総称して言う。機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区別される。

公園の種別	公園の概要
街区公園	街区（町内会）の居住者が対象で、身近な公園、面積0.05～1ha 未満（小公園規模）
近隣公園	近隣住区（概ね 1 小学校区）内での各年齢層の日常一般野外活動、コミュニティ活動の拠点、避難中継基地、面積規模 1ha 以上（原則）（中公園規模）
地区公園	コミュニティ 地区内の居住者を対象とした各年齢層の一般レクリエーションに対応。地区の総合公園的機能をもつ、避難中継基地、面積規模 3ha 以上（原則）（中公園規模）

樹林地 ……

緑の実態調査で把握された 300 ㎡以上の樹木のまとまりを示す。

総合設計制度 ……

一定幅員以上の道路に接する一定規模以上の敷地を有し、かつ一定割合以上の空地を確保した建築物について、特定行政庁が交通上、安全上、防火上、衛生上支障がなく、市街地環境の整備改善に資すると認めて例外的に許可したものに関し、容積率や斜線制限を緩和する制度（建築基準法第 59 条 2）規制緩和が目的ではなく、市街地環境の整備を図ることを目的として設けられたものである。

都市基幹公園 ……

主として区域内に居住する区民の安全で、かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられた基幹的公園、大公園規模。機能から総合公園と運動公園に区別され、災害時の避難場所としても利用される。

公園の種別	公園の概要
総合公園	全区民を対象とした高水準の大規模レクリエーション、広域避難の拠点、面積10ha以上
運動公園	全区民を対象としたスポーツ活動、広域避難の拠点、面積10ha以上

ヒートアイランド現象 ……

都市部は郊外に比べ気温が高いため、等温線が島状になる現象をいう。原因として、人間の生活や産業活動に伴う人工熱の放出、大気汚染による。また土地の多くがコンクリートやアスファルト等の人工構造物に覆われているため、緑被地が少なく、水分の蒸発による温度低下が望めない。

ビオトープ ……

植物や動物が連鎖しあって形成している生態系としてのまとまりのこと。
樹林や草地、池等多様な環境を含む広範囲の面として捉えたり、小さな池と数本の植木等小さな点として捉えたりする。生態学的にみても、良好な環境空間と捉えられることが特徴である。

緑地協定 ……

都市緑地保全法にもとづき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地等の所有者等の全員の合意により、区長の認可を受けて、締結される緑地の保全または緑化に関する協定。

緑視率 ……

高さ1.5mの視点で35mmカメラを用い、水平に撮影した写真（水平画角54° 垂直画角38°）の中にある緑の割合を示し、パーセンテージで表す。緑被率が平面的な緑の量を把握する尺度であるのに対して立面的な尺度として用いるもので、視野の範囲中の樹木等の緑の占める面積の割合。

緑地 ……

都市緑地保全法では、「樹林地・草地・水辺地・岩石地、これらに類する土地で、良好な自然環境を形成しているもの」とし、土地利用の区域を示す。ここでは、公共施設緑地、民間施設緑地、環境緑地などの法令で確保された地域性緑地を扱う。

緑被地 ……

樹木や草地で覆われた区域のこと。水面を含む場合と含まない場合があるが、ここでは但し書がない場合、水面を含まない場合をしめす。

緑被率 ……

一般には、ある地域または地区の全面積に対して、ここでは樹木地と草花などで覆われた土地（緑被地）の占める割合。

◇「千代田区緑の基本計画」検討経緯

1. 平成7年度 ○「千代田区緑の実態調査」実施
 2. 平成8年度 ○千代田区緑の基本計画検討委員会開催
 - 第1回 平成8年9月17日
 - ・計画策定の進め方
 - ・千代田区の緑の現況と課題他
 - 第2回 平成8年11月11日
 - ・緑の課題と基本的考え方の設定
 - ・緑の将来像と基本目標
 - ・計画のフレームと目標水準
 - ・緑地の配置、緑化の方針
 - 第3回 平成9年2月28日
 - ・地域別緑地の配置、緑化方針
 - ・緑地の保全及び緑化の推進のための施策
 - ・その他
 - 千代田区緑の基本計画検討委員会幹事会開催
 - 第1回 平成8年9月9日
 - 第2回 平成8年11月1日
 - 第3回 平成9年2月13日

各回の検討内容は上記委員会と同じ
 - 都市の緑に関するアンケート調査実施
 - 平成8年10月 千代田区企業街づくり協議会構成20社を対象
 - 平成9年3月 千代田区緑の基本計画検討委員会 報告書完成
3. 平成9年度
 - 平成9年5月 千代田区緑の基本計画検討委員会より区長あて報告
 - 同年7月 区広報等により一般へ周知

◇千代田区緑の基本計画策定検討委員会名簿

委員長	平野 侃三	東京農業大学農学部教授
委員	石川 幹子	東京大学大学院農学生命科学研究科講師
	樋渡 達也	(財) 東京都公園協会常務理事
	五十嵐 誠	(社) 日本公園緑地協会理事
	阿部 可代子	千代田区環境美化推進員
	松木 榮二	千代田区環境美化推進員
	宮田 倫夫	東京都都市計画局地域計画部公園緑地計画課長
	福島 康夫	東京都環境保全局自然保護部緑化推進室計画担当課長
	千葉 貢義	千代田区企画部長
	松本 泰治	千代田区総務部防災対策担当部長
	瀧見 弘之	千代田区住宅都市整備部長
	高木 省三	千代田区土木部長
	大森 勝海	千代田区建築環境部長
	石井 峻	千代田区教育委員会事務局次長
オブザーバー	平田 富士男	建設省都市局都市計画課課長補佐
	小林 昭	建設省都市局緑地対策室建設専門官
事務局	千代田区住宅都市整備部計画調整課	

◇千代田区緑の基本計画策定検討委員会幹事会名簿

幹事長	五十嵐 誠	(社) 日本公園緑地協会理事
幹事	小島 洋一	東京都都市計画局地域計画部公園緑地計画課公園計画担当係長
	高橋 宣男	東京都環境保全局自然保護部緑化推進室緑化推進係長
	福田 良行	千代田区企画部企画課長
	大井 良彦	千代田区総務部防災課長
	山崎 芳明	千代田区住宅都市整備部計画調整課長
	田口 真純	千代田区住宅都市整備部都市計画マスタープラン担当課長
	松岡 忠男	千代田区土木部参事(土木部管理課長事務取扱)
	首藤 正夫	千代田区土木部公園河川課長
	町田 修二	千代田区建築環境部建築課長
	細川 猛	千代田区建築環境部環境保全課長
	中村 喜信	千代田区教育委員会事務局参事(教育委員会事務局庶務課長事務取扱)
事務局	千代田区住宅都市整備部計画調整課	

(名簿上職名 平成9年3月)

